

衆議院 法務委員會 議 録 第 八 号

平成三十年四月十三日(金曜日)

午前九時二十七分開議

出席委員

委員長 平口 洋君

理事 大塚 拓君 理事 門 博文君

理事 田所 嘉徳君 理事 藤原 崇君

理事 古川 慎久君 理事 山尾志枝里君

理事 井出 庸生君 理事 國重 徹君

安藤 裕君 井野 俊郎君

上野 宏史君 鬼木 誠君

門山 宏哲君 神田 裕君

菅家 一郎君 木村 弥生君

城内 実君 黄川田仁志君

小林 茂樹君 谷川 とむ君

中曾根康隆君 百武 公親君

福山 守君 古川 康君

山下 貴司君 和田 義明君

逢坂 誠二君 松田 功君

松平 浩一君 源馬謙太郎君

階 猛君 柚木 道義君

大口 善徳君 黒岩 宇洋君

藤野 保史君 串田 誠一君

法務大臣 上川 陽子君

法務副大臣 葉梨 康弘君

法務大臣政務官 山下 貴司君

最高裁判所事務総局総務局長 中村 慎君

最高裁判所事務総局人事局長 堀田 眞哉君

最高裁判所事務総局総務局長 笠井 之彦君

最高裁判所事務総局民事局長 平田 豊君

最高裁判所事務総局刑事局長 安東 章君

政府参考人
(人事院事務総局職員福祉局長)
遠山 義和君

政府参考人
(警察庁長官官房審議官)
大賀 眞一君

政府参考人
(法務省大臣官房政策立案総括審議官)
金子 修君

政府参考人
(法務省大臣官房司法法制部長)
小出 邦夫君

政府参考人
(法務省民事局長)
小野瀬 厚君

政府参考人
(法務省刑事局長)
辻 裕教君

政府参考人
(法務省矯正局長)
富山 聡君

政府参考人
(法務省保護局長)
畠本 直美君

政府参考人
(法務省人権擁護局長)
名執 雅子君

政府参考人
(法務省訟務局長)
館内比佐志君

政府参考人
(法務省大臣官房長)
矢野 康治君

政府参考人
(財務省理財局長)
太田 充君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)
佐原 康之君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)
吉永 和生君

政府参考人
(農林水産省大臣官房審議官)
岩本 健吾君

政府参考人
(国土交通省航空局交通管制部長)
飯嶋 康弘君

法務委員会専門員
齋藤 育子君

委員の異動
四月十三日

補欠選任
鬼木 誠君 福山 守君

神田 裕君 百武 公親君

和田 義明君 木村 弥生君

同日 補欠選任
木村 弥生君 和田 義明君

百武 公親君 神田 裕君

福山 守君 鬼木 誠君

四月十二日
商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する
法律案(内閣提出第一二二号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する
法律案(内閣提出第一二二号)
裁判所の司法行政、法務行政及び警察行政、国
内治安、人権擁護に関する件

○平口委員長 これより会議を開きます。
裁判所の司法行政、法務行政及び警察行政、国
内治安、人権擁護に関する件について調査を進め
ます。

この際、お諮りいたします。
各件調査のため、本日、政府参考人として人事
院事務総局職員福祉局長遠山義和君、警察庁長
官官房審議官大賀眞一君、法務省大臣官房政策立
案総括審議官金子修君、法務省大臣官房司法法制
部長小出邦夫君、法務省民事局長小野瀬厚君、法

務省刑事局長辻裕教君、法務省矯正局長富山聡
君、法務省保護局長畠本直美君、法務省人権擁護
局長名執雅子君、法務省訟務局長館内比佐志君、
厚生労働省大臣官房審議官佐原康之君、厚生労働
省大臣官房審議官成田裕紀君及び国土交通省航空
局交通管制部長飯嶋康弘君の出席を求め、説明を
聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○平口委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

○平口委員長 次に、お諮りいたします。
本日、最高裁判所事務総局総務局長中村慎君、
人事局長堀田眞哉君、経理局長笠井之彦君、民事
局長平田豊君及び刑事局長安東章君から出席説明
の要求がありますので、これを承認するに御異議
ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○平口委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのように決しました。

○平口委員長 質疑の申出がありますので、順次
これを許します。中曾根康隆君。

○中曾根委員 自由民主党の中曾根康隆でございます。
本日は、貴重な質問の機会をいただきまして、
ありがとうございます。法務委員会では初めての
質問となりますので、どうぞよろしくお願いを申
し上げます。

本日は、再犯防止について包括的に質問をさせ
ていただきたいと思います。

私、学生時代に法学部法律学科に所属をしてお
りまして、刑事訴訟法の授業で刑務所の見学に
行ったのを覚えております。また、私の地元であ

ります群馬県前橋市、ここには前橋刑務所がありまして、私の住むところから本当にもう徒歩圏内に刑務所があるということで、再犯について又は出所者のその後については、非常に考えることがふだんから多くあります。

我が国における再犯の現状は、再犯率が四八・七％と、ほぼ二人に一人がまた刑務所に戻る、再び犯行に及んでいるという状況でございます。この再犯の高さ、この原因の一つに、出所者の就労、社会復帰の難しさというものがあると考えております。

平成二十八年十二月に再犯防止推進法が成立し、今年度から二〇二二年度まで、この五年間の再犯防止推進計画が策定をされました。この計画に対する大臣の意気込みをお聞かせいただきたいと思ひます。

○上川國務大臣 おはようございます。

新たな被害者を生まない、また安全、安心な社会を実現するためには、犯罪をした者等の再犯防止が特に重要であります。法務省におきましても重要施策の一つと認識をしております。

再犯防止施策を効果的に推進するためには、犯罪をした者等に対して、関係機関やまた民間協力者等の皆様と緊密に連携をしつつ、息の長い支援を行うことが必要であります。

御指摘のとおり、二十八年十二月に成立いたしました再犯防止推進法を受けまして、昨年の十二月に再犯防止推進計画が閣議決定をされたところでございます。

この閣議決定された再犯防止推進計画におきましては、犯罪をした者等に対してまさに息の長い支援を行うために、五つの基本方針のもとで、就労の確保を始めとする七つの重点課題につきましまして百十五の施策を盛り込ませていただきました。

推進計画元年に当たることしは極めて重要な一年でありまして、犯罪をした者等が社会の中で受け入れられ、また再び社会を構成する一員となりまして、孤立することなく生き生きと活躍すること

とができるよう、国、地方、民間が一体となつて、推進計画に盛り込んだ一つ一つの施策を着実にかつスピード感を持って実施してまいりたいというふうに考えております。

○中曽根委員 今、大臣の方から心強いお言葉をいただきました。初年度が非常に大事だというお話でありますけれども、計画にしっかりと沿つて、また時には柔軟性を持って取り組んでいただきたいと思ひます。

再入所者のうち再犯時に仕事が無かつた者の割合というのは七割と非常に高く、仕事のない者の再犯率というのは再犯時に仕事があつた者の約三倍と、非常に高い数字が出ております。この数字にあらわれているように、やはり仕事がないということは再犯に大きく影響しているということは明らかであります。

そこで、出所者が社会に戻つてからの就労の安定、雇用がある、そういったことが再犯防止の鍵になると考えておりますけれども、それに対する取組の状況を教えていただきたく思ひます。

○金子政府参考人 お答えいたします。

刑務所出所者等の不安定な就労が再犯リスクとなつており、その再犯防止に当たっては就労の確保が重要であるという認識をしております。

そこで、法務省におきましては、これまでも、協力雇用主の開拓、拡大など、刑務所出所者等の就労の確保に関するさまざまな施策に取り組んできたところでございます。

昨年十二月に閣議決定した再犯防止推進計画におきましても、就労の確保を重点課題の一つに掲げるとともに、矯正施設における職業訓練等の充実など、就労支援に関する二十三の施策を盛り込んでございます。

今後とも、地方公共団体や民間協力者等と緊密に連携いたしまして、再犯防止推進計画に盛り込んだ施策を着実に実施することにより刑務所出所者等の就労支援に努めてまいりたいと考えております。

○中曽根委員 ありがとうございます。

現在、刑務所内では、刑務作業や指導によつて就労に必要最低限な基礎的な能力を身につける訓練を行っている一方で、職業訓練とまた就職先との連携というのはどういった取組がされているのか。また、今、人材不足が深刻な中で、人が足りない分野がいろいろあります。例えば農業分野とか介護福祉とか建設とか、そういったところへの就労支援なども効果的かなと思ひますけれども、そちらについての取組をお答えいただきたいと思ひます。

○富山政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のとおり、職業訓練を通じて就労に結びつけるということは大変大切なことだというふうに考えております。

法務省としては、この職業訓練の種目の選定に当たりまして、有効求人倍率を参考にすることに加えまして、刑務作業の契約企業あるいは協力雇用主を対象としたアンケートや検討会を実施し、また、各矯正施設に協力雇用主や各種業界団体、関係機関の方々などを招聘して職業訓練見学会等を行うなど、社会の雇用ニーズの把握に努め、より就労につながる職業訓練の内容となるよう随時見直しを図つていくところでございます。

委員御指摘のとおり、人材不足が深刻な課題となつていふ言われております農業、林業、水産業、介護福祉、建設の分野、私ども大変雇用ニーズの高い業種であると認識しております。現在も農業科としての農業課程及び林業課程、船舶職員科、介護福祉科、建設機械化、建設く体工事科などの職業訓練を実施しているところでございます。

また、この就労先となる企業と受刑者等とのマッチングが重要であるということも御指摘のとおりでございます。この点、企業と受刑者等のマッチングを促進し、出所後速やかに就労を開始することによつて再犯防止への効果を期待する。そのために東京及び大阪の矯正管区に矯正就労情報支援センター、通称コレワークと呼んでいるものを設置いたしました。六カ月以内に出所する予

定の全国の受刑者等の職歴、資格、帰住予定地等の情報を一括管理しまして、企業に対して雇用条件に適合する者がいる矯正施設の紹介を行つております。

平成二十八年十一月から運営を開始いたしまして、本年の三月末までの間、企業から一千二百二十一件の相談を受けております。その過半数は、やはり土木建築関係の企業からの相談でありまして、採用内定につながつた件数は百九十一件でございますが、これも土木建築関係が中心となっております。

法務省といたしまして、引き続き、雇用ニーズに応じた職業訓練の充実に努めるとともに、御指摘のありました人材不足の深刻な業種の事業主あるいは業界団体等に対して、コレワークを活用した受刑者等の雇用について周知を強化し、また、業界団体を挙げてコレワークを活用いただくなどの就労支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

○中曽根委員 ありがとうございます。

雇用ニーズをしつかりと把握した上でマッチングをさせていく、その確率を上げていく、そういうことが非常に大切だと思ひます。

職業訓練では専門的な技術や資格を取得するということが重要ですが、それ以前に社会人としての知識やマナー、又は最低限の学力、こういったものをしっかりと身につけておく、こういったことも就労に向けて非常に大切だと思ひますので、そこら辺の充実もぜひともよろしくお願ひいたします。

次に、先ほど来からお話が出ております、受け入れる側、雇用主の観点から御質問をさせていただきたいと思ひます。

現在、協力雇用主の登録者数は二万人ほどありますけれども、実際、出所者を受け入れている企業というのは千社弱にとどまつております。確かに、犯罪者を雇用した場合に、トラブルが発生するリスクであったり、また従業員、取引先からなかなか理解が得られにくい、そういった状況もあ

と思います。実際に雇用することをちゅうちょしてしまふ企業というのが多いと聞いております。

協力雇用主という存在を国民に広く理解をしてもらうこと、そして、出所者を雇用するということが社会的評価に結びつく、そういった環境の整備など、受け入れる側へのインセンティブというものがないとなかなかこれは難しいと思いますけれども、それに対する施策はどうなっているか、お聞かせ願いたいと思います。

○敵本政府参考人 刑務所出所者等の就労を確保するということは、それにおきまして協力雇用主が果たす役割は非常に重要でございますが、委員御指摘のとおり、なかなか実雇用に結びついていない、これをいかに伸ばすかということが大きな課題になっております。

法務省におきましては、平成二十七年から、刑務所出所者等を雇用して指導に当たる雇用主に対して年間最大七十二万円を支給する刑務所出所者等就労支援金支給制度を導入して、これを効果的に活用しながら、出所者等の雇用の拡大あるいは職場定着を図っているところでございます。

また、雇用主のインセンティブとなりますよう、公共工事等の競争入札において協力雇用主を優遇する制度の導入をしていただけるよう、地方公共団体に働きかけを行っているところでございます。

このほか、観察所の方では、雇用主が抱える不安や負担を軽減するために、支援、相談体制を手厚くしたり、実際の雇用例を持ちながら、役立情報というものを共有するための研修なども行っているところでございます。

なお、本年度におきましては、雇用主の実情あるいはニーズ等を把握するために、雇用主に対するアンケート調査を実施することを予定しております。この結果をも踏まえまして、より実効性のある雇用主に対する支援策の一層の充実強化、それによりまして出所者等の雇用の促進に努めてまいりたい、このように考えております。

○中曽根委員 今御答弁いただきました優遇制度であったり、又は年間七十二万円の支給、こういったものは確実に成果は出しているとは思いますが、それでも、ただ、それでもこの対象者の離職率というのは半年以内で五割と非常に高い水準であります。

今後、さらなる雇用主側に対するインセンティブ等必要となる可能性もありますが、状況を見ながら柔軟性を持って取り組んでいただきたいと思います。

また、雇用をマッチングして終わりではなくて、その後も本人やまた協力雇用主に対して継続的な支援をすることが重要であると思えますので、よろしくお願いいたします。

次に、保護司について御質問をさせていただきます。

対象者において非常に重要な役割を果たしているのが保護司であります。

保護司の仕事として明確に定められているのは、仮釈放後の保護観察期間に月二回程度の面接と報告書の提出等となっておりますけれども、実際には、多くの保護司がそれ以外の、例えば対象者と一緒にハローワークに行くとか、新しい雇用先に一緒に御挨拶に行くとか、又はその対象者に何かトラブルがあったときにすぐに駆けつけるとか、そういった意味で非常に多岐にわたって負担も大きいのが現状であります。

地域社会とのつながりが希薄なこの現代社会において、このような大きな負担を嫌がって保護司のなり手というのが非常に少なくなっているのは非常に深刻でありますし、また現在、保護司の八割が六十歳を超えているということと非常に高齢化も進んでおりまして、十年後にはこの数が半減するといふふうにも言われております。

この保護司の減少、高齢化が進んでいる中で、本人がやめたくてもやめられないという現状もいろいろありまして、例えば六十五歳を過ぎてもう引退したいと思っても、担当を二人、三人持つていてなかなかやめられない、そういった話もよく聞きます。

そういう意味で、この保護司の担い手不足、これについての対策をお聞かせください。

○敵本政府参考人 保護司のなり手の確保ということでございますけれども、確かに従来型の地元の人脈に頼るというやり方ではなかなか確保が難しくなっております。

そこで、地方公共団体を始めた地域の関係機関の方々を構成員とする保護司候補者検討協議会というものを保護司会に設置いたしまして、幅広い人材から保護司候補者の情報収集に努めているところでございます。

また、保護司会が、地域住民に保護司活動を体験していただけるように保護司活動インターンシップ制度というものを導入いたしまして、新たな担い手を確保するための取組をしております。

さらに、地方公共団体の協力を得まして、各市町村が保有する施設などを提供していただくなどして、更生保護サポートセンターというものの設置を進めているところでございます。これによって、保護司の不安感、負担感が減少できるものといふふうにも考えております。

また、若年層を含む幅広い年齢層、多様な職業分野から保護司のなり手を確保していくことが非常に重要でありまして、そのためにはどんな環境整備あるいは制度が必要であるのかということとを、いろいろな意見を、保護司の皆さんを中心とした意見をしっかりと聴取いたしまして、具体的方策を検討してまいりたいといふふうに考えております。

○中曽根委員 ありがとうございます。

保護司の負担の部分について、もう一点質問をさせていただきます。

平成二十八年に施行されました刑の一部執行猶予制度というものがありませんか。これにより保護観察の期間が延びたという話で、保護司の負担も大きくなったという声がございます。

先ほども申し上げたとおり、現状、既に保護司の不足、高齢化が進んでいる中で、この制度の意図

はどのようなものをお聞かせください。何から何まで保護司に押しつけてきているというような声も聞く状況でありますけれども、その点も踏まえてお願いいたします。

○敵本政府参考人 この刑の一部の執行猶予制度は、施設内処遇の後に十分な期間にわたる社会内処遇を実施することで再犯防止と改善更生を図ることをその趣旨としたしております。

この制度の対象である者のうち、この制度が施行されてからこの二月末までの間に保護観察が開始された者は既に五百名おりますけれども、今後数が増加が見込まれるところでございます。こうした中、保護司の方々が、この数の増加あるいは保護観察期間の長期化について不安あるいは負担感をお持ちだということも承知しているところでございます。

まず、この制度の対象となっている者はほとんどが薬物事犯者でございます。これらの者に対しては、保護観察官が薬物再犯防止プログラムを実施して、その専門性を生かした処遇をしている。その一方で、保護司の皆様は、地域において保護観察対象者の日常生活における助言等を中心

に支援していただいているところでございます。ただ、こうした依存性のある対象者にどんな指導や助言を行ったらいいのかということでお悩みの保護司さんも多数おられますので、保護観察所では、保護司研修で薬物事犯者に対する保護観察処遇のあり方等をテーマにした研修なども行っているところでございます。さらに、処遇がとて難いというケースでは、保護観察官のみがこれを担当するという制度もございます。

引き続き、保護観察官と保護司とが適切な役割分担をしながら、効果的な処遇を展開していきたいと考えております。

○中曽根委員 ありがとうございます。

対象者にとつてよりよい環境づくりのための優遇制度というものはすばらしいと思いますけれども、一方で、保護観察官であったり又は保護司の方に余りし寄せが来ないようなバランスのとれ

たものにしていただきたいと思います。

肉体的、精神的にも非常に負荷のかかる保護司という仕事、今おっしゃったとおり、サポートセンターの充実などはすばらしいとは思いますが、でも、やはり新たな保護司のなり手、そして絶対的な数をふやすためには、先ほどもお話しがありましたけれども、保護司が自分で次の担い手、なり手を探してくるという昔ながらの紹介制ではもう成り立たなくなるのが目に見えております。

自治体が協力して担い手を探していく。一部の自治体では、自治会長が非常に積極的で、一緒に回って探してくれる、そういったところもありますけれども、やはり地域によって温度差というのがあって、これが現状でございます。これに対して国として何か施策というものはあるでしょうか。

○畝本政府参考人 今委員御指摘のとおり、自治体の協力の程度というのは、はっきり言って温度差があるであろうというふうに思っております。

ただ、先ほど来話に出ております、閣議決定された再犯防止推進計画に基づきまして、今、保護観察所などを中心として、各地域において、この法律あるいはこの計画の趣旨についての説明会、あるいは場所によっては勉強会を開催いたしました、こういった再犯防止の仕事が自治体の責務でもあり、それぞれの地域に応じた有効な施策をとっていただけるように御理解を求めているところでございます。

そうした中で、保護司に対する活動のサポート、そういったこともお願いしつつ、自治体ともタイアップしながら支援を充実していきたいというふうに思っております。

○中曽根委員 ありがとうございます。

ちよつと保護司とは別の問題について質問をさせていただきます。

これまで質問をさせていただきました保護司というのは、保護観察中の受刑者に対しての指導や助言また必要な援助をし、また仮釈放予定者の環境の調査や調整を行うことが役割でありました。一方で、身元引受人もいない、そして仮釈放に

もならない、そういった形で満期まで所内にいる受刑者は、出所してもすぐに自立更生することは簡単ではないと思えます。篤志面接委員制度というのもありまして、これは受刑中の悩みを聞いたりますものでございます。これはあくまでも相談相手というか悩みを聞く程度にとどまって、具体的に何か出所後のアクションを起こせる立場ではありません。

保護司のサポートを受けることもなく、刑務所をばつと満期釈放者として出て、家族もいない、お金もない、仕事もない、住む場所もない、こういった、ないないのケースが珍しくありません。

平成二十七年のデータでは、出所した受刑者の二年以内の再入率、これは満期受刑者で二七・二%、一方で、仮釈放の方々は一一・二%と、やはり満期まで刑務所にいてそこからすぐ出た方の再犯率、再入率というのは非常に高いと言われております。

このような満期釈放者、満期まで刑務所にいてその後に出た、こういった方々に対するサポートというのにも更に必要だと思えますけれども、それに対してはいかがお考えでしょうか。

○金子政府参考人 お答えいたします。

満期出所者による再犯が多いという現状につきましては、委員御指摘のとおりでございます。再犯防止を推進する上で、満期出所者に対する取組が重要ということになってまいります。

そこで、法務省におきましては、これまでも保護観察所が行う更生緊急保護の枠組みを通じて更生保護施設への宿泊保護等の委託など、満期出所者に対する支援を実施してきたところでございます。

昨年十二月に閣議決定いたしました再犯防止推進計画におきましても、満期出所者など刑事司法手続を離れた者、このような方々につきましても支援対象者に含めまして、その支援のために地方公共団体との連携の強化及び民間協力者との連携の強化といった施策を盛り込んでおります。

また、法務省の施策としましては、満期出所者となる受刑者に対し更生緊急保護の制度や希望する地域の相談機関に関する情報を提供するなど、満期出所者に対する具体的な施策が盛り込んでございます。

満期出所者も必要かつ適切な支援を受けられるよう、再犯防止推進計画に盛り込んだ施策を着実に実施してまいりたいと考えております。

○中曽根委員 ありがとうございます。

今、更生保護施設のお話もありましたけれども、この更生保護施設も誰でも彼でも受け入れてくれるわけではないのが現状でありますし、また、新しくこういう施設を建てようとする地域住民の反対が強くなるという現状もあります。こういったところもしつかりと踏まえた上で、この満期出所者に対する対策を打っていただきたいと思えます。

もうすぐ時間ですので、最後の質問とさせていただきます。

国においては、今、自民党にも再犯防止推進特別委員会が設置され、積極的な支援体制構築に向けて議論が行われておりますけれども、やはり各地方議会が同じような問題意識を共有し、また支援に向けた独自の施策を打ち出すということが非常に大切であると思っております。

地方の取組としては、鳥取県がこの四月に全国に先駆けて自分たちの独自の計画を発表いたしましたし、また私の地元群馬県においては、平成三十年度末までには自分たちの計画を出すというところになっております。

現在は努力義務となつていてこの各地方議会の再犯防止計画ですけれども、国として各県に計画作成を促すようなお考え、そういったものはあるのでしょうか。お願いいたします。

○上川国務大臣 委員御指摘のとおり、本年四月一日に鳥取県で全国初の地方再犯防止推進計画が策定されたということでございます。

再犯防止推進法におきましては、国のみならず、地方公共団体も再犯防止施策の実施主体と位置づけるとともに、地方公共団体に地方再犯防止推進計画を策定する努力義務を課しているということでございます。大変重要なスタートを切つたというふうに思っております。

地方公共団体におきまして、それぞれの地域の実情に応じまして再犯防止施策の実施をしていくためには、地方の再犯防止推進計画の策定が極めて重要と考えておりまして、法務省におきましては、地域ブロックごとに、地方公共団体の職員を対象とした説明会を開催しているほか、全国に所在する地方検察庁、矯正施設及び保護観察所におきまして、関係する地方公共団体に対しまして、再犯の現状やまた動向、推進計画に基づく施策の実施状況等に関する情報をこちらが提供するなどして、地方再犯防止推進計画の策定に向けた支援を行っているところでございます。

鳥取県で初めての地方の再犯防止推進計画が策定されたことをはげみにいたしまして、他の地方公共団体におきましても地方の再犯防止推進計画が策定されるように引き続き支援をしてまいりたいというふうに考えております。

○中曽根委員 ありがとうございます。

やはり、この問題は、国、地方、民間、雇用主、保護司といった個人、そういった全てのプレイヤーが課題を共有して、同じ方向を向いて包括的に支援できる仕組みというものをつくつていかなくてはいけないと思えます。

今、お話をすつとしてきましたけれども、再犯したくなくてもしてしまう状況、その望まれない再犯というものが非常にありますし、これを減らすためには国と地方の連携を一層強めていた、たまたま、また一方で、ボランティアで行っている保護司の皆さんの視点も忘れずに、これから取り組んでいただくことをお願い申し上げまして、私の質問とさせていただきます。

ありがとうございます。

○平口委員長 次に、松田功君。

○松田委員 おはようございます。立憲民主党の松田功でございます。

このような開放施設ということが法律において定義をされたのは、平成十八年に施行されました刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律においてでございますが、このような開放施設そのものにつきましては監獄法のもとでも実施されてきたところでございます。

このような開放施設における処遇は、一般社会の生活にできる限り近い環境を実現することによって受刑者の自発性や自律性を涵養し、ひいては受刑者の社会適応性を向上させる、そういった視点において大きな意義がありまして、受刑者の再犯防止にも有効であると考えまして、設置をし、運用をしているというふうに理解をしております。

○松田委員 開放施設に対しては、それに対する意義をしつかりと持って進めていっていただいているというふうに思っていますところでありまして、ざりとて、やはり、脱走されてしまうと地域住民の方また市民一人一人が不安に陥って、きのうもニュースでやっていましたが、家族一緒に同じところでも寝て、不安であると島の中の人と言っていたりということもありますから、そういったことに関して言えば、いち早く、早く捕まえていただきたいというふうに思っているところでありまして、やはり、この刑務所自体の意義自体もある程度理解をした中でこの件を見詰めていかなければならないというふうにも思っているところでもあります。

そういった中で開放施設がつくられた経緯ということを今御説明もいただきました。その中で、そのような思いでつくられた開放施設と、また従来型の刑務所の違いについて、少し質問もあわせてしたいと思います。

国民の皆さんも、今回の事件で初めてそのような種類の刑務所があるんだということを知った方もおみえになるのではないかと思いますので、改めて、従来型の刑務所と開放型刑務所の違い、また、松山刑務所以外の開放施設のそれぞれの特性をお聞かせいただきたいと思います。

○富山政府参考人 お答えいたします。

開放施設を一般的な刑事施設と比較した場合の違いをいたしましては、外塀を低いフェンスとする、あるいは、居室、食堂、工場等に錠をせず、施設内での一定の範囲においては移動、行動の自由が認められるといった特徴があると考えております。

その上で、それぞれの施設の特徴を申し上げますと、網走刑務所二見ヶ岡農場につきましては、泊まり込みをして集団生活を行いながら、広い農場があります。その中で農作業あるいは畜産作業などを行うといった処遇を行っております。市原刑務所につきましては、交通事故の受刑者を集積しております。施設の外の事業所において、職員の同行なく作業をする外部通勤作業なども行っております。また、広島刑務所尾道刑務支所の有井作業場及び松山刑務所の大井造船作業場は、いずれも民間企業の敷地に整備された寮に泊まり込みをいたしまして、民間企業の社員とともに工場において作業を行うといった処遇を行っているところでございます。

いずれも先ほど申し上げましたとおり、一般社会で働く形になるべく近いような環境をつくることで、社会適応性の向上を図るということを目指しているものでございます。

○松田委員 出所してから社会に適應できるよう体制づくりを含めていくことは非常に重要なことでありますから、それで再犯防止も含めていく意味で、非常に重要な施設だということはよくわかります。

それで、次に質問を移らせていただきたいと思います。

犯罪についてもいろいろあります。そんな中、どのような罪を犯した人物が、誰の判断によって開放施設へと振り分けられるのか。受刑者が、大井造船作業場へと収監される、それぞれの施設に収監されるに至る経緯と基準について、お聞かせをいただきたいと思います。

○富山政府参考人 お答えいたします。

受刑者が、判決が確定し、刑の執行をするに当たりましては、処遇調査というものを行います。その処遇調査の中で、開放施設における処遇が適当と認められた場合には、その受刑者は開放施設に送られることとなります。

また、処遇調査の過程ではまだその判別がつかない場合であっても、その後の刑の執行をする過程で、開放施設における処遇が相当であるとして移送される場合もございます。

開放施設に収容する要件をいたしましては、まず、改善更生の意欲あるいは社会生活に適應する能力の育成、こういったことを図ることができると見込みが特に高いということがまず判断されなければなりません。その上で、釈放後の保護の状況が良好であること、高齢その他の理由によつて就業することが困難なものとは認められないこと、生活態度が良好な状態が継続し、かつ継続する見込みがあること、過去に逃走や自殺を企てたことがないこと、当該開放施設の近隣の居住歴、土地力なども考慮し、その施設において開放的処遇を実施する上での特段の支障がないことといったことがまず大枠として定められております。

また、大井造船作業場や有井作業場といった民間企業と共同した作業を行わせる場合には、更に、かなり厳しい作業をさせることとなりますので、そういった作業を行うことへの意欲、また年齢の上限、知能指数、体力など、その作業を実施するために必要となる要件も定めております。

また、罪名につきましても、凶悪犯罪でない、あるいは性犯罪ではないといった、これは開放施設ごとに若干基準が違つてございますが、そういった罪名に関する要件なども定めて判断をし、やっているところでございます。

また特に、大井造船作業場あるいは有井作業場につきましては、いきなりその開放的な施設に送るのではなく、大井造船作業場の場合で申し上げますと、まずは松山刑務所という、本所と呼ばれている施設ですが、そこに送りまして、かなりの

期間、所内で、溶接であるとかそういった造船の作業をするために必要な訓練を受けさせ、また、その間に、この人がそういった開放的な施設で処遇をするのにふさわしいかどうかを更に見きわめるといったこともやっているところでございます。

○松田委員 選定理由で、しっかりとやる気があるとか、いろいろそういったことできちつとして、重犯罪でなく更生の可能性が高い、働く意欲もある人物を選定していくというお話だと思います。そんな中で、今回の逃走事件も含め、逃走事件はこの大井造船所に当たっては何件あったのか、お聞かせいただきたいと思います。

○富山政府参考人 平成に入つてからの件数をお答えすることよろしうございましょうか。

平成に入つてからの大井造船作業場からの逃走につきましては、今回を含めまして六件七名ということになっております。

また、それ以前で、昭和の三十七年に第一回目の逃走事件が起きておりますが、そのときを含めると、昭和の時代には全部で十一件の逃走が発生しております。

○松田委員 この大井造船所の方で、新聞等々でも述べられておりますが、十七件二十、そして今回で二十一というふうであります。そうやって考えると、平成に入つてからも少し件数も多いということも考えられます。

そんな中で、やはり一人でも逃走しないようにしていかなければならないということもありません。この造船場等々のいろいろな資料を見せていただいた中では、造船場の中では一般の方の工員と一緒に働いており、女性の工員の人もまじっている。また、その近隣の清掃活動に出かけたり、施設、友愛寮という中で寮内のサークル活動、また、いろいろな自治会があったりとか、いろいろな形で自由であり、また社会に戻つても適應できるような施設に進めているということを知っております。

しかし、そんな中であつても逃走してしまうこ

とができる。それについては、やはり個人的な問題なのか、施設的な問題なのか、その辺についてはどうお考えでいらっしゃるか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○富山府参考人 お答えいたします。

確かに大井造船作業場は逃走が多く、これを防ぐために、特に、平成十四年、直近の逃走のときに大分いろいろと検討した経緯がございます。

物理的な面につきましては、開放的施設である以上は、なかなか、絶対に出られないような建物にしようという、既に開放的施設ではなくなってしまうということがございます。

その意味では、私ももとしましては、まずは人選をしつかりして、先ほど申し上げましたような手続を踏んで、逃走するような者を選ばないことにまず努めているということ、現実には開放的施設に移してから、心情把握のために職員が頻りに面接をするといった形で、その者の心根をよく把握するといったような対策をとってきたわけではございます。

しかしながら、今回、そういった対策をとっている中でまさに逃走が起きてしまったということ、やはりその意味では、また本件の逃走者がなぜこういう形で逃走に至ったかということは、もちろん本人の身柄を確保しないといけないわけなんです、今まで私も考えてきた心情の把握の方法あるいはその内容、そういったものについて至らない点があったのではないかと、そういったことも含めて検討しなければいけないとは考えているところでございます。

○松田委員 時間も回っておりますので、最後に大臣にちよつとお伺ひしたいんですが、刑務所という施設は、罪を犯した者を収容しておしまいというところではなくて、どのような犯罪者でも、しっかりと刑を全うして、刑務所から出所して、また社会に出て生活を送っていたかなければいけないと思うんですね。

単に罰だからといって隔離するわけではなくて、社会に不適合な、法を犯す可能性が高まった

人間をしつかりと更生させて進めていくという意味では、開放型施設も必要であるということとは重々理解はしているところであります。そんな中、しかし、起きてしまった事件に対して、もう早く捕まえていた方がいいですし、またそれに対して、今、大井造船作業場に対しては二十一人、今後二十二人にならないように進めていかなければなりませんし、ほかの施設も同じことが言えると思ひます。

その意味において、大臣の方としても今後どのように見直しを進めていかれるのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○上川国務大臣 今回、逃走事故が起きたことに對しまして、まことに遺憾であるというふうに思っております。いまだ身柄の確保に至っていないということでございます。長い間、地域住民の皆様を始めとして、国民の皆様に対しまして多大な御心配、御迷惑をおかけしているということにつきまして、心から深くおわびを申し上げる次第でございます。

本月九日でございますが、当省の大臣官房政策立案総括審議官を委員長といたします松山刑務所大井造船作業所からの逃走事故を契機とした開放的施設における保安警備・処遇検討委員会を立ち上げたところでございます。

今回の逃走事故のみならず、全国の開放的施設において、保安警備また処遇のあり方について、しっかりと、かつ速やかに検証し、また検討してまいりたい、さらには対応につきましても十全にしたいというふうな考えです。

○松田委員 ありがとうございます。

ぜひ、そういったことが二度となないように、また、しっかりと各施設において取組をさらなる重点に置いていただきますようお願い申し上げます。私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○平口委員長 次に、山尾志桜里君。

○山尾委員 立憲民主党の山尾志桜里です。

きょうは、できれば超党派で前進をさせたい、そして法務大臣以下政府の皆様にもぜひ積極的に取り組んでいただきたい二つの政策について御質問したいと思ひます。

一つが、いわゆる司法面接、そしてもう一つが、司法修習生の貸与金の返済時期を延期するという御提案であります。

まず、司法面接であります。先日質問させていただきました。

子供が犯罪の被害者、場合によっては目撃者などになったときに、繰り返し厳しい状況を供述させられることによる心理的な負担をできる限り軽減すること、そしてその供述の信用性をしっかりと確保すること、この二つの政策目的を達成するために、法務省、警察庁、そして厚労省、この三者がしっかりと連携をして、最もふさわしい立場の方がその子供さんにできる限り少ない回数で聞き取りを終わらせる、こういう取組のスタートであります。

このことについては、平成二十七年十月二十八日にこの三者の役所それぞれから通知を出していただいて、二年半余りが経過いたしました。この期間、私もたびたびこの法務委員会、核心としては二つのことをお願いしてまいりました。

一つが、とにかくこの司法面接の試行案件の定義を三者で固めて、きちつと分析できる共通の土台をつくってほしいということが一点。そしてもう一つは、負担を軽減して信用性を確保できているのかどうかという政策目的の達成度合いを検証するために、必要な報告事項を定型化、類型化していただきたいということをずっとお願いしてまいりました。

ようやく、この二つの課題への応答ということを読み取れるかと思うんですが、平成三十年三月二十三日、皆様のお手元の資料ですけれども、法務省刑事局刑事課長から「依頼」という名前でありまうけれども書面が发出をされ、新しい取組の第一歩ということになったようです。

改めて、先回の質問では、辻刑事局長にかなり

早口でその冒頭部分を御答弁いただいたわけですが、けれども、この三十年三月二十三日付の書面を使いながら、どういったことを今後取り組んで、分析、検証しようとしているのか、お尋ねをしたいと思ひます。

○辻政府参考人 ただいま委員からも御紹介いただきましたように、平成二十七年十月から、法務省、警察庁、厚生労働省におきまして、検察、警察、児童相談所が連携いたしました。児童が被害者あるいは参考人となる事例につきまして、事情聴取に先立つて協議を行い、代表者が聴取を行うなどの取組を実施してまいりました。

この取組を始めました当初から、代表者による聴取の実施件数、関係機関の協議の状況などについて報告を求めてきたところでございますが、連携強化の取組、幸いにして広がりをまして、事例が一定程度集積されてきたこともございますし、ただいま委員からも改めて御紹介いただきましたような御指摘もいただいたところでございます。で、それも踏まえまして、今般、さらなる連携強化や実施状況の分析のあり方を検討いたしました。児童が被害者あるいは参考人となる事例について、より適切に対応するため、本年四月以降の事例について、把握すべき事例あるいは三機関で統一して把握すべき項目を整理いたしました。三省庁で情報を共有して把握することとしたところでございます。

具体的には、ただいま御紹介あるいは資料となつております平成三十年三月二十三日付の当局刑事課長の依頼文書によって、法務省から検察に対する報告をお願いしたところでございますが、把握すべき事例につきましては、前回も御説明申し上げたところでございますが、従来は、法務省で把握するものは児童が被害者又は参考人である事例でありまして、検察官が警察あるいは児童相談所の双方あるいは一方と協議を行った上で、三者ないし二者のいずれかが代表して事情聴取を行った事例にとどまっていたところでございますけれども、今般、警察及び児童相談所において実

施した事情聴取、すなわち、検察官がそこにはかかわっていないという事案につきましても、基本的に、最終的に事件を処理する検察官に情報を集約するという枠組みを三者で整えまして、検察庁から報告を受けました法務省におきまして、三者連携を実施した件数等を把握いたしまして、その情報を三省庁で共有することにした次第でございます。

それから、把握すべき情報の内容でございますが、御指摘のその資料をもらいたさながらということになるわけでございますが、連携をした機関はどこであるのか、いわゆる三者協議なのか二者協議なのか、それから、代表として聴取を行った機関は検察なのか警察なのか児童相談所であるのかという点を把握いたします。そのほか、被聴取者の年齢、性別、聴取をした回数、それから聴取をした事案の処理結果等について、三省庁で情報を共有することにしてございます。

そのあたりは報告内容ということで、御指摘の連絡依頼文書に記載してあるとおりでございますが、そのほか、調書が作成されたのかどうか、その事情聴取において録音、録画を実施したのかどうか、検察官以外の者が代表者として聴取を行った場合、検察官が立ち会ったのかどうか、さらには、公判段階の問題といたしまして、公判において児童の供述の信用性が争われたのか否か、録音、録画の記録媒体が公判において証拠請求されたのかどうかといった点について報告を求めるところとしてございます。

今後、ただいま御指摘いただきましたように、児童の負担をできる限り軽減するとともに、信用性のある供述を得て、児童が被害者あるいは参考人となる事案について適切に対応するように、引き続き積極的に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○山尾委員 私の方で少し整理をさせていただくと、改めて確認ですが、まず、指摘してきた一点目、どういったものを試行案件として三者で共有するのかということについては、最初から検察庁

が関与した案件も、あるいは途中から送致を受けて検察庁が関与した案件も、それをどちらもちつと試行案件として法務省が一元的に把握をし、それを厚労省そして警察庁としっかり共有していく、そういうことをこし四月一日からやっていくということですがよろしいわけですね。

○辻政府参考人 基本的には、ただいま御指摘のとおりでございます。

○山尾委員 そして、もう一点ですけれども、では、そうやって試行したことによって児童の心理的負担がどれくらい軽減されたのかということをはかる指標として、誰が聞き取りをしたのか、そして何回聞き取りをしたのかということも、今後はきちつと報告をされるということ。

そして、もう一つの、では、その信用性がどのように確保されたのか、足りなかったのかということとを分析する指標として、調書はつくられたのかどうか、録音、録画はされたのかどうか、そういった証拠が公判になったときには採用されたのかどうか、そして信用性は争われたのかどうか、その結果、信用性が判決でどのように判断されたのかというようなことも、しっかりと報告事項として今回確認をされたということよろしいですか。

○辻政府参考人 ただいま御指摘いただいたとおりでございます。

○山尾委員 まずは、ここから第一歩だと思えます。

ちよつとだけ苦言を言うと、先ほど辻局長が、通知発出から二年半、事例が一定程度蓄積、集積されてきたということをおっしゃったんですけれども、本当は、一定程度集積されるその事案がきちつと今言ったような指標で報告をされていれば、今、集積された事例を分析して、ある程度評価をして次につなげるということがもう既にスタートできたはずなんです。

今言ってきたような指標というのは、もう私も通知を見たときから、少なくともこの点について

は集積してきちつと報告を上げさせるべきだと言ってきたことですので、本当は、事案が集積されなくても、当然、物差しとして最初から、ここにありましたけれども、報告書のチェック欄をつくってやるべきことであつたというふうに正直言っていると思います。

ただ、ここからそういったことをようやくスタートされるということですので、しっかりと集積していただいて、分析を進めて、いい制度をみんなで作っていきたいと思うんですけれども、ここから先なんです。

例えば、平成二十七年に法務委員会イスラエルに海外視察に参りました。このとき、まさにこの司法面接のワンストップセンターを視察に行つたわけでございます。例えばイスラエルでは、対象者は十四歳未満の子供、そして質問者は、警察官などの捜査官ではなくて、イスラエルの福祉省、日本でいえば厚労省の職員、この方たちが特別な研修を受けて、司法面接官として百人規模で体制をつくっています。

ハードの施設があるわけですね、ワンストップセンター、子供の権利擁護センターということとで、当時六カ所。当時、二カ所今建設中ですがとおっしゃっていたので、今は八カ所くらいになっていると思います。それを、イスラエルの人口規模、約八百万人余りと考えると、人口百万人当たりにつき一カ所。日本に置きかえると、大体、各都道府県で割ると二、三カ所、百二十カ所くらい、そういった子供が駆け込むワンストップセンターがあるというイメージです。

こういったセンターに、司法面接官がいて、警察官がいて、小児科医、ドクターがいて、ソーシャルワーカーがいて、そして、子供の心のケアをするためのお母さん役ですね、ハウスマザー、これだけの方がチームを組んで、そのワンストップセンターで子供を守る、ここに來たらあなたは守られますという状況をつくっているということでありまして。

こういったいわゆるワンストップセンター的な

ものをつくっているのは、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランド、カナダと、イスラエルのほかにあるんですけれども、日本にもそういう取組がスタートをしています。

皆さんのお手元の資料を見ていただきたいんですが、大臣にはこれまでも御紹介をしたことがありますが、知っているとありますが、ぜひ改めて、資料の十一ページでございます。NPO法人のチャイルドファーストジャパンというところが子どもの権利擁護センターかながわという場所を運営してくださっています。写真を見てください。

右上の待合室、子供がリラックスをして待合できるようなお部屋の入り口あるいは待合室になっています。左側、右側のそれぞれ下の写真ですけれども、かたい椅子ではなくて、ソファですね、机もやわらかい素材のものになっていて、壁には大きな白い紙、これはべりつと破れてまた次に行くようになっていきますけれども、子供との会話、聞き取りの際にはこの大きな白い紙を使って絵や文字で表現できるようにしています。

めくっていたら、ビデオカメラ、子供から聞き取る部屋の目立ちにくい場所に二台小さなビデオカメラが設定をされています。そして、このカメラモニターで、右側の写真ですけれども、二カ所の場所から子供の聞き取りあるいはしゃべっているときの状況が映し出され、それを左下の観察室というところにモニターされるようになっていきます。

そして、ここには、聞き取っている面接官だけではなくて、このモニタールームに、場合によってはソーシャルワーカーがいて、こういう方は福祉の観点から聞き取ってほしいことをチェックする、警察官は証拠の採取とか裏づけ捜査の観点からチェックをする。検察官はもちろん起訴するためにはこういうことも聞いてほしいというような観点からチェックをする。場合によってはドクターもここにいて、医学的な観点からちよつと子供に確かめてほしいことをチェックするというこ

とで、このモニタールームを使つて、それぞれの専門家が専門的な立場で、できるだけ少ない回数で、子供に心理的負担少なく、必要な状況を十分に聞き取れるような体制をこの施設では整えていくわけであります。

もう一枚めくつていただいて、今、法務省で取り組んでいただいている中で、ここから私たちが考えていかなきゃいけないのは、こういったワンストップセンター、とりわけその中に医療施設、診察室が併用されているということです。

右下に診察室の様子が出ていると思いますし、もう一枚めくつていただくと、上の写真の二つです、やはり被害が多いです、こういった中で、診察室に乗る子供の心理的負担ができる限り少ないように、足を開かなくていいとか、診察台が伸びて足台は使わなくていいとか、こういうきちとした診療施設もここには併用されているわけです。

やはり、聞き取りの場とこういった診察、全身の系統医療、チェックをする場が同じ場で、同じタイミングでできるということは、子供にとつても証拠化という意味でも非常に重要なことだというのが、大体皆さん御想像がつくと思うんですね。

傷を見ながら聞き取るべきことを聞き取ることができ、あるいは、聞き取りの中で、この点もちよつと体のチェックをしておくべきだったということがあれば、きちつとその場でやり遂げることができるといふことであります。

大臣にお伺いをしたいんですけれども、ようやうこういった協同面接、司法面接というのが三者で始まったわけですが、ここから先、道のりは短期間ではないと思いますが、やはり日本にこういうワンストップセンターがあつて、しっかりとNPOや医療機関とハードの面でも連携できる、そういった整備を私はずいぶん大臣が先頭に立つて進めていただきたいというふうに思ふんですね。

ここから先に、子供が被害に遭つたときにどういふ体制を整えていくのかということが、今言つ

たイスラエルの例や日本で始まっている例で見てとれると思うんですけれども、大臣のこれからの未来像、それを少しお話しただけだと思ひます。

○上川国務大臣 子供がさまざまな厳しい状況に置かれたときに、その直後から傷を抱えながら過ごすわけでありまして、なるべく早い段階において、しかも信頼のある体制の中でその心そして体についてケアをしていく、そのスタートを切るというのは非常に大事なことであります。

その意味で、この間委員からもさまざまな御指摘をいただいたことを通して、さらに、エビデンスペースも含めて、将来の施策への反映ということについても極めて重要だというふうに思つております。

海外の取組も、いろいろな考え方の中で取り組んでおりますし、また、日本の中でも、こうした事例も含めましてさまざまな試みをしていただいているということでもありますので、そうした取組をしつかりと検討させていただきながら、よりよいものになるようにしてまいりたいというふうに思ひます。

○山尾委員 将来の施策への検討を進めるということなので、ここで私は一つ提案したいんですけれども、この三者連携が、今は、事実上、それぞれの担当実務者の方が、お聞きする限りは、相当程度頻繁に集まつて連携をして進めているということではあります、この三者連携の協議体を少し公的にオーソライズした方がやはり検討の推進力になると思ふんです。

いろいろな器があり得ると思ひますけれども、何か新しいものをそのために立ち上げるといふよりは、例えば、児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議といふものが実際にございまして、この中で紹介されている虐待防止プロジェクトの中の一環で、この司法面接といふものもメンバーに上がつております。この会議体の中には、法務省も、民事局長、刑事局長、人権擁護局長が入つておりますし、そしてもちろん厚労省も入つてい

るし警察庁も入っているんですね。

この中に、例えば、一つ、三者連携、司法面接に特化したような何かチームを立ち上げていただくなどして、少し、実務担当者が事実上やりとりをするということよりも、検討協議体をオーソライズするようなことをまず検討して、考えていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○上川国務大臣 今委員から御指摘がございまして児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議、この参加メンバーとして、法務省、警察庁、厚生労働省、まさにこの三者が入っているわけでありまして、昨年の六月以降、幹事会、これを二回ほど開催して、その中で、児童の心理的負担等に配慮した代表者による事情聴取の取組状況につきまして情報共有を行っているということでもあります。

密に連携をとりながら、現場現場の中でしっかりと対応することができるようになっていくということも大変大事だといふふうに思つておりますので、さまざまな取組についてどのようにしたいのか、これもあわせて検討してまいりたいと思ひます。

○山尾委員 引き続き、この件、質問を続けていきたいと思ひます。

少し、最後にですけれども、司法修習生の貸与金の返還を延期しようといふ法案を私も提案したいと思つております。

改めてですけれども、この貸与金の谷間に落ちた世代というのが全法曹人口の何割に当たるのか、御答弁ください。

○小出政府参考人 お答えいたします。

従来の貸与制は、平成二十三年十一月に司法修習を開始した新六十五期の司法修習生から、平成二十八年十一月に司法修習を開始した第七十期の司法修習生まで実施されていたところでございまして、新六十五期から第七十期までの司法修習生の採用者数の合計は一万一千八十三人であり、また、裁判官、検察官及び弁護士の方の法曹三者の数の合計は、平成二十九年四月一日現在、四万三千九

百二十七人でありまして。

したがいます、従来の貸与制下の司法修習生の人数は、法曹三者の人口と比較いたしますと、その約四分の一に当たるということになります。

○山尾委員 やはり、全法曹人口の四分の一に当たる方がしつかりと、人生を左右される職業につかれる中で、お金に左右されずに仕事を全うしていただきたいというのが私の切なる願ひであります。

そして、私ども、やはり貸与制に移行したときの制度趣旨がもう既に該当しなくなっているといふことをお話ししたいんですね。

貸与制に移行した六十五期の司法修習生採用者数と現在の司法修習生採用者数、これは減少しているのではないですか、数をお答えください。

○堀田最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

貸与制が開始されました新六十五期司法修習生の採用数は二千一人でございます。他方、現在、司法修習を行つております七十一期の司法修習生の採用者数は千五百十六人でございます。

○山尾委員 そうなんです。もう既に二五％減という状況であります。

貸与制に移行した理由というのは、財政負担が厳しい、これから修習生が大幅にふえていく、そして公務に従事しない者に国が給与を払うのは異例である、この三つであつたわけなんです。

ただ、実際は、大幅増加どころか二五％減っている。そういう中で財政負担も減っている。そして、今既に、ある意味、給付金という形で給費制の一部復活のような形で、国が給与的なものを払うことは異例という立場には既に立つていないわけなんです。

そういう中で、この谷間の世代をどう救済していくのかということ、やはり私たち立法者の責任でもあるといふふうに思ふんですね。

このことについてですけれども、私どもは、五年なり、この返済延期を提案したいと思つております。そして、その中で、先日、ちよつとこの法務

委員会の質疑の中で、今後、国が対策をとるのかどうかということが日弁連の対応に影響を与えるというふうなお話も少し出ていたかと思うんですが、延期している間に日弁連や各単位弁護士会がどのような措置を講じていたのかということも含めてしっかりと検討をして、やるべきことを考えていく、そういう期間をつくる、こういう提案でありますので、ぜひ、これは政府の側が難しいということであれば、私たち立法者の側でこの国会中に提案をしたいというふうに思っておりますので、法務委員会の皆様の御協力をいただきたいということをお願いして、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。

昨日、四月十二日の参議院の財政金融委員会におきまして麻生大臣が御答弁させていただきまして、本件は、公的な場での発言に関する記事ではなく、福田次官の私的なやりとりに関する記事でございますけれども、福田次官本人から麻生大臣に報告をさせていただいておりまして、また、その際、麻生大臣から福田次官に対しては、財務省が現在置かれている状況も踏まえて緊張感を持って行動するようにという申し渡しがあったものでございます。

○平口委員長 この際、お諮りいたします。

各件調査のため、本日、政府参考人として財務省大臣官房長矢野康治君、財務省理財局長太田充君、厚生労働省大臣官房審議官吉永和生君及び農林水産省大臣官房審議官岩本健吾君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○平口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○井出委員 次は、井出庸生君。

○井出委員 希望の党、信州長野の井出庸生でございます。

○井出委員 いろいろの事柄が今国会はございますが、いろいろなどんなに大きい問題があらうと見過ごしてはいけない問題もあらうかと思っておりますので、きょうは、セクハラ、女性の人権について、政府の人権意識というものをただしてまいりたいと思っております。

最初、財務省に伺いますが、資料として用意している週刊誌の報道でございます。

昨日、参議院の財政金融委員会の方で麻生大臣から少し御発言もあつたようですが、この週刊誌

報道についての本人に対する聞き取り、事実確認、それからまた、組織としてこの問題をどのように考えているのか、財務省から見解を求めます。

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。

昨日、四月十二日の参議院の財政金融委員会におきまして麻生大臣が御答弁させていただきまして、本件は、公的な場での発言に関する記事ではなく、福田次官の私的なやりとりに関する記事でございますけれども、福田次官本人から麻生大臣に報告をさせていただいておりまして、また、その際、麻生大臣から福田次官に対しては、財務省が現在置かれている状況も踏まえて緊張感を持って行動するようにという申し渡しがあったものでございます。

また、次官の方からは、ふだんから私的な場においていろいろな相手といういろいろな会話をしており、その一つ一つのやりとりは定かではないが、また、記事において正確な日時や相手方が必ずしも明らかではないので確認のいたしようにもないところではございますけれども、いずれにしても、誤解を受けるようなことのないように気をつけてまいりたいという反省の辞があつたというところでございます。

○井出委員 今お話のあつた、誤解を受けるようなことのないというのは、一体誰がどんな誤解をするのか教えてください。

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。

私的なことでございますので、私がつまびらかに御説明をできる立場にはございませんけれども、週刊誌報道にありますが、あるいはセクハラとか、あるいは不快な思いを相手に与えるというようなことが報じられるということ自体が不適切なことであるという意味で、次官はおつちやつたと思ひます。

○井出委員 報じられること自体とお話がありましたが、今、私的、私的ということをお話をされているんですが、政府の役人と記者が会うことは取材ではないのか、そしてまた、取材の場というものは、セクハラで定義されている職場に含まれるんじゃないですか。その点はいかがですか。

○矢野政府参考人 取材の場という言葉の定義もちよつとよくわかりませんが、取材の場という飲み会であつたんだと思ひますけれども、ただ、飲み会とか取材とかいうことではなくて、相手の方に不快な思いを与えるということはあつてはならない、当然慎まなければならぬと存じます。

○井出委員 法務省が出している、人権擁護局が企画をしている、人権研修シリーズ「セクシュアル・ハラスメント」の中に、今私が申し上げましたが、男女雇用機会均等法及び厚生労働省指針では、職場とは社内だけでなく、業務遂行に際して必要な取引先の事務所、顧客の自宅、出張先、それから取材先、それと、厚生労働省の資料によれば、業務の後の懇親会の場、そういうものも広くセクハラの対象になると。

そういうものが、政府の方から、今まで、そういうところがセクハラの場合になるから注意をしましょうと国民に呼びかけてきているんですよ。違いますか、財務省。

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。

今委員の御指摘のように、セクハラは定義、上司と部下の関係があるなしとか、職場であるとかないとかということに限らず、相手の方に不快な思いを与えるということがあつてはならないと存じますので、その意味において誤解を与えるようなことがあつてはならないというふうに次官も申し述べたと存じますし、私どももそういうことがあつてはならないと思つております。

○井出委員 それから、麻生大臣のきのうの御発言、今官房長も御発言しましたが、今、緊張感を持って、置かれている状況、財務省の最近の置かれている状況、このこと等々を考えて、きちんと緊張感を持って対処する。

セクハラと森友の文書改ざんの問題、一体何の関係があるんですか、財務省。

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。

大臣は、現在、財務省が置かれている状況も踏まえてということで、を踏まえてではなくて、も踏まえてと申し述べられたとお聞きしております。もちろん、委員御指摘のように、置かれている状況がどうであらうがなかるうが緊張感を持つて行動する必要があるということですし、相手の方に不快な思いをさせることがあつてはならないということは当然のことだと思つております。

○井出委員 置かれている状況もなんでどこにも書いてないですよ。置かれている状況を考えると緊張感を持つて。大きな問題があるからといってセクハラの問題をうやむやにしているのか。

それから、記事で取材に応じている人物が特定できないから定かではないと。セクハラの問題というものは、それから性的な被害に関する被害の訴えというものは実名じゃなきゃいけないんですか。匿名だからといって定かでない、それは匿名につけ込んだ言い逃れだと思ひますが、いかがですか、財務省。

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。

福田次官は、会話が週刊誌に書かれているわけですが、その一つ一つについて、そのような会話をしたかどうかということについてつまびらかではないという意味で申し上げたようであり、まずけれども、そのことと、そもそも、であれば問題がないかといえそうではなくて、不快な思いを与えたとすれば、それは反省すべきことであるという認識でございます。

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。

これは、きのうの別の委員会でも大臣が御答弁されましたけれども、福田次官の方から大臣に御報告及び反省の弁があり、大臣の方から、緊張感を持って行動せないかぬということを、大臣から戒めの言葉があったということをごいまして、処分とか調査とかいうことではありませんけれども、大臣の方から戒めの言葉があったということでございます。

○井出委員 では、財務省は、これからは、女性の記者が取材に来て、そしてセクハラのような発言をして、それが発覚しても、戒めで済みますつもりなんですか。いかがですか。

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。

セクハラが許容されるのか、そんな概念はないと思っております。セクハラということであれば、それは応分の処置が必要であると思えます。今回も、中身は定かではありませんし、日時もよくわからないところもございしますけれども、ただ、このようなことを書かれ、また全く身に覚えがないということでもないということでございます。その旨、大臣に対して次官が反省の弁を述べ、大臣の方から戒めの言葉があったということでございますので、組織としてセクハラに対する認識が欠けているとは思っておりません。

これからの、そのようなことがないように厳戒をまいりたいと思えます。

○井出委員 いや、組織としてのセクハラに対する認識の欠けている最たるものだと思いますよ。

きょうの大臣会見で、麻生大臣は、これが事実だったからアウトだ、そこまできょうお話しになったということと共同通信で報道されていますが、調査もされないんですか。事実ならアウトだと。今、事実であれば大変ゆしきことで、あつてはならないと官房長自身もおっしゃられていて、それでも調査しないんですか。その程度のセクハラに対する取組なんですか、財務省は。

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。

繰り返になりますけれども、財務省としては、セクハラに対して、そのようなものを許容するという概念はございません。セクハラがあれば、それに対して応分の処置をしなければならぬと考えております。

○井出委員 セクハラを許容することはない、そうであるならば応分の処置をしなければいけない。これだけの報道がありながら、調査はしない。この問題をこれで済まそうとしている。ましてや、匿名の記事であるということをもって定かでない。

法務大臣、昨年、性犯罪の法改正をやったんですが、性被害に関する被害者の心情というものは特に配慮しなければいけない、裁判においても被害者がわからないようにするとかそういう措置は当たり前である。それを、被害者が匿名だからといって、わからないじゃないかと。そして、調査もしない。

私は、次官の資質を問うているわけではないんです。麻生さんや次官の釈明を許容する財務省の組織の風土、そんなものを、人権擁護の責任者である法務大臣が許容することは到底許されたいと思えます。厳しく言っていただいたいと思えます。

○上川国務大臣 男女平等の理念に基づきまして、女性と男性がみずからの個性を発揮して生き生きと充実した生活を送ることができる社会、この実現が重要である。職場におきまして、女性と男性が生きて働くことのできる環境づくり、これも重要でございます。

セクシュアルハラスメント、いわゆるマタニティーハラスメントなどの妊娠、出産等を理由とする不利益取扱の問題、そのほか、働く女性の心身の健康を害するさまざまな問題は、職場において生き生きと働くことのできる環境を阻害するものでございまして、女性の人権に関する重大な問題というふうに認識をしております。

一般論ということで申し上げます。

ますが、個別の事案につきましては、法務大臣としてお答えすることにつきまして差し控えさせていただきます。

○井出委員 これは、匿名だからうやむやだとか、それから、今、財務省の置かれている状況を考慮して緊張感を持てとか、そういう話では私は決まないと。こんなことがまかり通ったら、女性記者が取材できちつと情報をとる、活躍するなということができるはずがない。

「人事院規則一〇一〇（セクシュアル・ハラスメントの防止等）の運用について」、その四に「懲戒処分」、「セクシュアル・ハラスメントの態様等」によつては信用失墜行為、国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行などに該当して、懲戒処分に付されることがある。」と。

人事院に伺いますが、今の財務省の答弁が、果たして、セクハラを撲滅しようとする国家公務員全体の取組にふさわしいと言えんのですか。

○遠山政府参考人 お答え申し上げます。

今回の財務次官に関する週刊誌報道について、現時点で人事院として具体的な内容を承知しておりませんが、職員の服務に関する個別の事案については、所属職員の服務を統制するとともに事実関係を十分に承知し得る立場にある任命権者において適切に判断されるべきものと考えます。

○井出委員 この期に及んで報道を承知していないというのは、一体何を考えていらつしやるのか。

人事院規則一〇一〇の「人事院の責務」に、各省庁の長がセクハラ防止等のために実施する措置に関する指導及び助言に当たらなければいけないと。やらないんですか。

○遠山政府参考人 お答え申し上げます。

人事院といたしましては、セクハラ防止、先ず生御指摘の人事院規則一〇一〇でございますけれども、これにおきましてその適切な運用を図るとともに、種々の施策を実施しているところでございます。

ただ、個別の案件につきましては、繰り返して

なりまして恐縮でございますが、職員の服務に関する個別の事案ということで、所属職員の服務を統制する任命権者が事実関係を十分把握した上で適切に判断すべきものと考えます。

○井出委員 本当に耳を疑うような答弁としか言いようがないんですが。

上川大臣、私は、セクハラはあつてはいけないことだと。その被害者と加害者と、事実関係の調査はきちつとなされるべきだ。それは、それぞれに言い分があるのかもしれない。だから、それはここで殊さら言うつもりはないんですが、私が一番この件で怒っているのは、財務省が置かれている、森友の状況で大変だ、そういう状況の中なから、緊張感を持てと。

それから、もつと許せないのは、その報道が匿名だからといって、いつ誰が言ったことか定かではない。財務省の言っていることは、性被害に遭った人は全部実名で名乗り出ると。性被害に対する匿名の相談すらも、そういうものを進めてきたものも冒瀆しかねない重大な人権侵害。

このことを私は感情的に、理屈じゃなくて感情で許すことができない。あなたもそう思いませんか。

○上川国務大臣 職場におきましてのセクハラ事案につきまして、先ほど申し上げたとおり、重要な、女性への人権侵害であるということで、財務省におきましても、こうした認識に基づきまして、さまざまな人権相談に応じまして、また、人権侵害による被害申告を受けた場合には丁寧に調査を行うとともに、国民の皆様に向けての女性の人権問題に対する人権啓発活動を行っている状況でございます。

きめ細かな、寄り添ってしっかりと対応していくということ、ここにつきましては委員が御指摘のとおりだと思います。

個別の案件ということでございしますので、それに関連したことににつきまして法務大臣として答弁をするということにつきましては差し控えさせていただきます。

○井出委員 本当に、今回の財務省の対応には憤り以外の何もないです。

厚生労働省でも似たような事案があつて、報道がされて、そこらは厚生労働省の方で報道の前に注意をされたと聞いておりますが、報道がされて、出てきた本人の言うことを聞いて、それで注意して終わり。

森友の問題とセクハラの問題とどっちが大事だと、優先つける気なんでしょうか。財務省、最後、答えてください。

○矢野政府参考人 お答え申し上げます。

森友問題につきましては、現在、決裁文書の書換えという異常な事態を踏まえまして、誰がどのような指示を受けて、あるいは受けずに判断のもとに行つたのかという調査を行つております。その上で、しかるべき処分をしなければいけないと思つております。

その話とセクハラ問題の対応と全く別の問題でございまして、セクハラと呼ばれるものが省内外においてあつてはならないと思つております。

今回も、事務次官が、報道されたことについて、過去のことであつて一部記憶が定かでない部分もありますけれども、でも、このように書かれること自体不徳のいたすところということで、大臣には謝辞を、反省の弁を述べ、大臣の方から緊張感を持つてやるようにという訓戒がなされたところでございます。

この先も、森友の問題は森友の問題できちんと対処をいたしまして、セクハラの問題は全く別途、しかるべき、そういうことがあつてはならないという意味において、省内外においてそういうことがないように努めてまいりたいと思つております。

○井出委員 森友とセクハラは関係ないというのであれば、きのう、きょうの大臣の発言は到底認められるものではないし、セクハラを許容しないというのであれば、ましてや大臣が事実であればアウトだとまでおっしゃっているんだしたら、その事実と向き合う調査をやることを強く求めて、

私の質問を終わります。

○平口委員長 次に、階猛君。

○階委員 希望の党の階猛です。

最初に、きょうの各紙において、愛媛県の担当者が書いたとされる文書と類似する文書が農林水産省で見つかったということが挙げられておりました。この件について、事実関係を農水省にお答えいただければと思います。

○岩本政府参考人 お答え申し上げます。

報道におきまして、愛媛県庁が作成した文書のこと問題になつておりましたが、農林水産省にそれが配られたということに關しまして、事実関係の調査を行いました。

その結果、該当する文書につきましては、課長補佐級の職員一名が文書を保有していることが判明いたしましたところであり、その旨を本日大臣から公表したところでございます。

○階委員 既に公表されたということを伺いましたけれども、今までは愛媛県の内部文書という前提で、これが真実なのかどうかということが議論されてきましたけれども、中央省庁である農水省にも出されたということは、この文書の内容の真実性を裏づける重要な事実だと思ひます。

というのも、内部の文書よりも一般論としては正確性を期して文書を作成するはずですし、まして、首相秘書官がどんなことを言つたのかという内容ですから、もしそこに愛媛県の担当者が虚偽の事実を書いて、それが事後的に発覚したとなれば、愛媛県が進めようとしていた加計学園の獣医学部の開設にもマイナスの影響が及ぶということ、全く虚偽の事実を書くことは考えられない、そういうことが言えるわけです。

にもかかわらず、そういう文書を作成して、しかも中央省庁の農水省に出したということは、私はこの文書の真実性が裏づけられたのではないかというふうに思つています。

農水省さんの方で、ちよつと私もずつと委員会に出ていたので公表したということを今初めて聞きましたけれども、公表したということ以外に、

この内容の真実性にかかわるようなコメント、何かございましたでしょうか。

○岩本政府参考人 この文書につきましては、体裁等から見まして、恐らく県の内部で状況を報告するための内部での文書が提出されているということでございます。また、県の方から、県の名前で農林水産省に提出された資料でもないということ、ちよつとその性格がいま一つはつきりしないところでございますが、内容の真偽につきましても、そういう意味におきまして、私ども作成してはいないものですから、そこは県の方で説明する責任があるかと思つております。

○階委員 ごめんなさい、どういう経緯で農水省が入手するに至つたのか。記事などによりますと、愛媛県の方が農水省にこの件について相談するときに渡したものでないかみたいなことをどこかで見ましたけれども、その件についてはどうなんですか。入手経緯ですね。

○岩本政府参考人 この獣医師の方の關係の担当の部署の職員によるヒアリングをいたしまして、その際に、例えば、県の方から訪れて文書を渡したようなことはなかったかと、県から農林水産省に対して、そういう今報道で言われているような文書を持つてきたとか持つてこないというようなことがあつたかどうか、あるいは文書そのものがあるかということヒアリングしております。

ただ、この文書を持つているということが、ヒアリングした結果、当該職員の前任者がこれを受け取つておりました、その際、その方は、ちよつとその別紙文書を、その文書を見た記憶がない、それから、後任に渡した記憶もないけれども、それが後任の引継ぎの文書の中に入つていたのであればそうだったのかもしれないというようなことだったものですから、経緯というところまではわかつておりません。

以上でございます。

○階委員 ちよつとそこら辺も重要な事実なので、農水省は、後で結構ですから、入手した経緯

とか入手したときの状況、これについて後で御説明をいただければと思います。よろしいですか。

○岩本政府参考人「はい」と呼ぶまでは、結構です。

農水省、ありがとうございます。

それでは、本題の方に入つていきたいと思いますが、この委員会では山屋委員も訟務局の訴訟代理の問題についていろいろ取り上げておりますが、私は、その訟務局のもう一方の機能である予防法務の機能についてきょうは取り上げたいと思ひます。

既に予防法務に携わる人が、この間ヒアリングしたところだと、訟務局には十六人ぐらいいらっしゃる、専従ですね。それ以外にも、地方では、その訴訟代理の仕事と兼務するような形で予防法務に当たられている方もいらっしゃる。そういう人たちが、去年、二十九年、暦年ベースですけれども、本省では三百件ぐらい、地方では二千七百件ぐらい、合計三千件もの法律相談に応じているということを知つております。

この法律相談というのがどういった事件について受けていらつしやるのかということ、まず、法務省の参考人からお聞かせください。

○館内政府参考人 お答えいたします。

訟務局で実施しております予防司法支援でございますが、各府省庁の施策や業務につきまして、具体的な法的紛争が生じる前であっても、当該府省庁からの照会に対し、訟務局がこれまでの訴訟対応等によつて得た知見を提供するなどして法的問題について助言する業務でございます。

その対象ですけれども、訟務局の業務が国の利害に關係のある民事訴訟及び行政訴訟に関する事務として行ふ業務であることから、民事事件又は行政事件に至る可能性がある法的問題を有する事案を対象としております。

○階委員 民事事件あるいは行政事件に関するものということでした。

そうすると、例えばですけれども、背任やセクハラ的事件などで公務員が刑事訴訟を免れるといった目的で皆さんのところに法律相談をした場合

合というのは、受け付けることはできないという理解でよろしいですか。

○館内政府参考人 先ほど申したとおりで、訟務局で実施しております予防司法支援とは、行政機関からの相談に対し法的問題について助言する制度でありますから、国家公務員個人からの照会には応じておりません。

また、予防司法支援制度は、民事事件又は行政事件に至る可能性がある法的問題を有する事案を対象としており、刑事事件に関する照会は対象としておりません。したがって、各府省庁からの照会でありまして、特定の公務員の行為が犯罪に当たるといふかといった刑事事件に関する照会は予防司法支援制度の対象にはならないと考えております。

○階委員 個人からは受け付けない、刑事事件も受け付けない、こういうお話でしたけれども。

ところで、公務員からセクハラ被害を受けた方がいらつしやるとします。この人が国を相手に損害賠償請求を起こそう、国家賠償請求訴訟を起こそうとしている場合、これは、相手方は国でありますし、また国家賠償請求ですから、民事の特則なわけですね。こういったケースでは相談は受け付けられるのかどうか、お答えいただけますか。

○館内政府参考人 仮定の設例についてお答えすることは困難であることは御理解いただきたいと思うんですが、予防司法支援制度は行政機関からの相談に対して法的問題について助言する制度ですから、国家公務員個人からの照会には応じていないということは先ほど申したとおりでございます。

その上で、一般論として申し上げることになりますけれども、予防司法支援制度ですけれども、民事事件又は行政事件に至る可能性がある法的問題を有する事案を対象としておりまして、国が国家賠償法上の責任を負うか否かを問うなどの形で照会を受けた場合、予防司法支援として法的観点から国家賠償法上の要件の該当性等につき回答するということとはあり得ますけれども、刑事事件に

関する問題を有する事案は対象としていないということでございます。

○階委員 微妙な言い回しでしたけれども、事案が、セクハラ、あるいは何でもいいますけれども、刑事事件にかかわるような場合であっても国賠訴訟が提起されるかもしれないといった場合に法的なアドバイスはできるといふことをおっしゃられたということでしょうか。

○館内政府参考人 お答え申し上げます。

一般論として申し上げますと、国家賠償法上の違法性の有無の判断と刑罰法規の解釈適用や刑事処罰の見通しなどに関する判断とは異なるものでございまして、府省庁の職員の不祥事などということに関しまして、当該職員が所属する行政機関が国家賠償法上の責任を負うか否かについて相談を受けて、これに回答し、当該職員の刑事処罰に関する相談に際しては、当該職員はならないのではないかと認めておられます。

○階委員 私は、かなり国賠法上の違法性の判断と刑事責任を負うかどうかの判断というのは重なる部分があると思ひまして、事実上、刑事訴訟の対象となる行為が国家賠償請求の対象となること、いうことで刑事事件の法律相談も受け付けることが、事実上ですけれども、できるように思うんですが、事実上です。そうすると、対象が無限定になるのではないかとおもうに思ひますし、ここからは大臣にお聞きしたいんですけれども、仮にそうだとすると、公務員が不祥事を行った場合には、一般の人とは異なつて、無料で有能な検事出身あるいは裁判官出身の法律家に法的アドバイスを受けることができるということですから、不公平ではないかというふうに思ひます。

これは余り今まで私も考えていなかった論点なんですけれども、ちよつとこの訟務機能、予防法務の機能の限界がどこにあるのかというところで、私は、今言ったようなケースでは、やはり不祥事を起こした公務員のために法的アドバイスを受けるというのとはおかしいと思うんですが、大臣の御

見解をお願いします。

○上川国務大臣 刑事訴訟の対象となる行為、これが国家賠償請求訴訟の対象となるような場合に、先ほど委員からも幾つかのケースという形で御指摘がございまして、いろいろなケースが想定されるということですが、仮定の設例につきましてお答えすることについてはなかなか難しいということございまして、御理解をいただきたいというふうに思ひます。

そこで、御質問をいただきました、訟務局で今実施しております予防司法支援ということでございますが、これは先ほど局長からも答弁のとおり、各府省庁から受けた施策や業務に関する法的な問題の有無についての相談につき助言を行う業務ということでございます。特定の公務員の個人に関する刑事事件の法律相談とは異なるものであるということでございます。その意味では、御指摘のようなことにはならないのではないかとおもうに思ひます。

また、訟務局の実施している支援ということでございますが、実際、先ほど申し上げたとおり、各府省からのさまざまな法的問題の有無についての相談に対する助言業務ということでありまして、特定の公務員の個人から不祥事への対応につき照会を受けて助言するということもしております。

ということ、この予防司法支援制度そのものは、行政のコンプライアンス、これを確保し、そして、ひいては国民の皆様の権利利益に資するものであるということとございまして、公務員個人の利益を守るということと目的とするものではないというふうに理解をしているところでござい

ました。したがって、不公平との御指摘につきましても、当たらないものと考えております。

○階委員 訟務局ができたときに、当時松島さんが法務大臣でいらつしたと思うんですが、何らか、「法務省」というのは、もともと法律のプロ、検察官や裁判官を長く経験した者たちを抱

えておりますので、いわば政府の顧問弁護士として、「訴訟や紛争を未然に防止する、そのような法的な支援、アドバイスも行つてまいりたい」、これは予算委員会での平成二十六年十月三日の答弁なんですけれども、そのようなことを言つていまして、かなり幅広く、いろいろなアドバイスができるのではないかとおもうにも聞けるわけですから、そうではないんだということ、例えばですけれども、例えばセクハラの問題について、当該省庁から国賠のリスクがあるかもしれないので相談に乗つてほしいと言われたとしても、これは全く訟務局の範疇ではないということ、これははねつけるということ、今の答弁はそういう趣旨だということでしょうか。

○館内政府参考人 お答えいたします。

先ほど申したとおりで、訟務局の予防司法支援につきましては、これは所掌の範囲で行つていくということでございますので、その所掌の範囲を超えて予防司法支援制度を実施することはないものと考えております。

○階委員 それでは、そのように厳正に運用していただきたいと思います。

きょうは、訟務局というのは、そういう案件ではなくて、本来やるべき案件についてまだ十分カバーしていないのではないかとおもうことについてもお尋ねしたいと思ひます。

理財局長に来ていただいておりますけれども、きょうお配りしている資料に、一枚目には、もうこれは公表されております森友学園事業についての法律相談の文書の一覧が掲げられております。一番から二十五番までありまして、一番問題になったのは、新たなごみが発見されたということ、損害賠償リスクがあるから価格算定を迅速にやらなくちゃいけないとか、あるいは自分たちでごみを処理する時間がないということで、あつという間に八億円という値引きが決まつている。そして、当初は貸付契約だったのが売却契約に変わられているということで、急に方向が変わつたわけですね。

でも、この一覽を見ていただきますと、その前
の、ごみが発見される前の貸付けについては一番
から二十三番までありまして、ごみが発見され
後どうしようかというのが二十四番です。

二十四番の回答では、きよう、二ページ目以降
に資料二ということをつけておりますけれども、
どうしようかということに対して明確な答え
がないわけですね、その法律相談に答えている部
署は。

例えば、この四ページ目の左側の、問一に対す
る回答の冒頭のところ、三行目ぐらゐに、「事実
関係が本書記載の事実関係のみでは不明であるた
め、明確な回答は困難である。」と。その下、ライ
ンが引いてありますけれども、「国において撤去
すべき義務があるのは、以下の図表における、本
件報告書に含まれない廃棄物等であり、云々かん
ぬん」とありまして、以下の図表というのが、二枚
めくっていただいたところにあります。

六ページ目ですけれども、資料の六ページ目で
フローチャートのようなものがあるわけですね。
フローチャートの一番左側に行った場合には、損
害賠償リスクはあるんだけれども、この段階では
何とも言えませんよということになっています。

そうした回答の最後に、五ページ目にちよつと
戻っていただきますけれども、五ページ目の右
側、上の方ですけれども、「具体的に、どのよう
な経緯、内容で契約解除、損害賠償の請求をされ
るか不明な段階では、対処方法について回答する
ことは不可能である。また、賃借人の請求内容を
法的に精査することは考えられるものの、本件
を具体的にどのように進めるべきかについては、
法令照会の趣旨に反するため、この点においても
回答が困難である」といったことで、要は、まだ
この段階では何とも言えないよということなんで
すが、なぜか、その次の法律相談、最後の二十五
番目のところでは、売払いを前提として、売払い
をした後、更に新たなごみが見つかった場合でも
損害賠償を受けないようにしたいということで、
そもそも貸付契約で損害賠償を受けるかどうかす

ら判明していないというのが二十四の結論なの
に、なぜ売払いのことがもう決まっちゃっている
のか。

普通に考えれば、二十四を受けて、本当に貸付
契約上、損害賠償のリスクが生じるのかどうか、
これを精査して、そして最終的に、リスクがある
というのであれば、この貸付契約を維持するの
か、あるいは別な契約方法を探るのかというのが
通常の流れだと思ふんです。

私、この件、二月二十六日にも予算の分科会で
聞きましたが、理財局長の答弁が、趣旨が私には
よくわかりませんでしたので、改めてこの点につ
いて御答弁を明確にお願いします。

○太田政府参考人 お答えを申し上げます。

先般の予算委員会分科会での私の答弁が十分
であつたという御指摘だと思います。まことに申
しわけありません。

その上でお答えを申し上げますが、今委員から
丁寧にお話をいただきましたとおり、法律相談の
二十四番目の文書の最後にフローチャートのよう
なものが示してあります。委員お話しいただきま
したように、左側の一番下のところであればそ
ういうことになるということなんですが、その二十
四日の時点でこれは現場の部門が訪ねていて、そ
れに対して三月三十一日だったか三十日だったか
に返事をしている、法曹部門が返事をしている
という状況です。

要すれば、事実関係は、まだ三月二十四日まで
の時点の事実関係のみをもって相談しているとい
う状況であります。恐らく、紙をつつたのは二
十四日よりちよつと前だったのかも知れません。
そういう状況のもとで、三月十四日の日に初め
て現場確認をし、それから三月二十四日の日には
実は先方と話をし、先方の弁護士さんから、なか
なか航空局の方で全部処理ができないのであれ
ば、時間が切迫しているの、瑕疵担保免除の特
約をつけてもいいから買いたいという話があり、
更に三月三十日それから四月五日と現場確認をし
て、その中で、今、事実関係が明らかにならない

とわからないと委員おっしゃいました。そのとお
りでございます。現場確認をする中で、事実認定
をすれば、今のフローチャートでいう一番下の状
況、要すれば、左側の一番下、要すれば、貸付合
意書の五条で想定していたものを超える状況にあ
るというふうに現場の統括官の部門として判断を
して、売買に至っているということでございます。
委員のおっしゃっているとおり、本当であれ
ば、その現状認識をもう一回確認をした上で、も
う一回法律相談部門に相談をして、それで売買契
約に至ることが本来ではないかという御趣
旨ではないかと思ひながらお尋ねをお聞きしてお
るんですが、翌年四月に開校が迫っているという
ことも含め、あるいは、現場の状況を見て、現場
の統括官とすれば、五条を超えていることは明確
だということに判断をして、売買契約の方に進ん
でいったという状況だということに認識をしてお
ります。

委員の御指摘はよく承知をした上で、そういう
ふうに認識をしてやつたということだと思つてお
ります。

○階委員 もう時間が来たので終わりますけれど
も、その前の段階が丁寧に行っているがゆえに、
何かここだけ中間が省略されていきなり結論に
行っているのが不自然ではないかという結論に
今、事実関係はちゃんと確認したということな
んですが、であれば、その関係の文書を出してく
ださい。全く、この二十四と二十五の間の、どう
いう過程を経て売払いに行つたかというのが全く
わからないんですね、この文書だけ見ている限
り。その過程がわかる文書を提出していただき
たいと思います。

委員長、お取り計らい願えますか。
○平口委員長 理事会で協議します。
○階委員 ちよつと時間が来ましたので、法務大
臣には、訟務局、やはりこういう問題について、
もつと利用を促して、未然にそんなおかしなこと
が起きないように防ぐのが私は訟務局の本来の役

割だと思ひます。

以上です。ありがとうございます。

○平口委員長 次に、黒岩宇洋君。

○黒岩委員 無所属の会の黒岩宇洋でございます。
きようは、せんだつての裁判所職員定員法の議
論にもつながるんですけども、裁判官の適正配
置、適正な人員の数、これについて最高裁を中心
に確認をしていきたいと思つております。

それでは、最高裁にお聞きしますけれども、裁
判の充実、迅速化を図るために、合議率の目標と
いうものが平成十三年の司法制度改革審議会で設
定されましたね。では、この目標の数値と、そし
て今の現状についてお答えいただけますか。

○中村最高裁判所長官代理人 お答えいたしま
す。

平成十三年の司法制度改革審議会におきまして
は、地方裁判所の民事第一審訴訟事件の全既済事
件に占める合議率の割合を一〇％にするという目
標を掲げておりました。

現状の合議率についても申し上げますと、現
状、四・八％というところでございます。
○黒岩委員 現状というのは平成二十九年ですよ
ね。平成十三年時のこの審議会で議論のたき
台というのは、平成十二年、合議率が四・三％
だった。ここから一〇％に上げるということで
すが、結局、十七年たつても〇・五％しか上がつて
いない。全く目標に達していないわけですから、
これは一体何でこれほどまでに進まないんで
すかね。

○平田最高裁判所長官代理人 お答えいたしま
す。

合議体による審理は、三人の裁判官が事件の内
容につきまして徹底的に議論する合議の時間を確
保する必要がありますし、手続におきまして、
法廷での弁論や証拠調べに三人が同時に関与する
必要がありますため、単独事件の処理よりも労力
がかかるのが実情でございます。

このような合議事件の割合が目標に達しないの

はさまざまな要因があり、一概には申し上げられませんが、現状におきましては、裁判長や右陪席裁判官が担当する単独事件等の手持ち事件が多く係属しており、繁忙であることが主たる原因ではないかと考えられます。

○黒岩委員 手持ち事件についてはこの後お聞きしますけれども、合議に付するか否か、付合議にするかどうかの判断主体というのは誰で、そしてその基準というものはどうなっているんですか。

○平田最高裁判所長官代理者 お答えいたします。地方裁判所の民事第一審訴訟事件につきましては、裁判所法上、合議体で審理及び裁判をする旨の決定を合議体でした事件を合議体で取り扱うものとされており、付合議を判断する主体は、この決定をする合議体、具体的には三人の裁判官ということになります。つまり、三人の裁判官が、この事件は自分たちの合議体で審理、判断しようということを決定的というわけでございます。

付合議を判断する基準につきましては、法律上具体的な定めはなく、個々の合議体において判断することとなりますけれども、一般的には、事件の類型、規模、判断が社会に与える影響などが考慮されているものと認識しております。

○黒岩委員 要約しますと、判断する主体というのは、その合議体、裁判体である。ただ、実務上は、A裁判官に配属された訴状を、A裁判官が、単独ではこれは困難だな、このように判断したときに、B、Cの裁判官と相談して、ではこれを合議にしようか、こういうプロセスです。それ、その困難であるということ自体の基準はないとおっしゃいました。そう考えますと、A裁判官、この人の判断、主観によつて、付合議にするかどうかが決まられるということですよ。

それ、ちょっと質問をかねますけれども、それぞれの裁判官は、合議率一〇%にしていこうというこの目標は御存じなんですかね。

○平田最高裁判所長官代理者 お答えいたします。

す。

司法制度改革審議会におきまして裁判所が掲げました、委員御指摘の合議率一〇%の目標につきましては、裁判所が意見表明をした当時、広く公表されているものでありまして、各裁判官にも認識されているものと考えております。

また、裁判官同士のさまざまな意見交換の場において、複雑困難事件などの合議体で審理すべき事件を適切に合議に付す必要について議論するなどしてきておりまして、これを通じまして合議率の向上を図つてまいりたいと考えているところでございます。

○黒岩委員 私も最高裁に聞いたときに、当初は、ほとんどは知っているな、若い人は知らないかもしれないと言っていましたけれども、こんな感じで困るんですよ。大目標ですからね。

それで、私の疑問点は、一〇%に上げるということは誰もが認識していて、なおかつ、先ほど申し上げたとおり、付合議にするか否かというの、知っている、認識している裁判官の判断で行えるわけですよ。それでもなおかつ、今言った、予算的な制約とか明確な制約があるとはなかなか思えないんですよけれども、それでいて、では付合議にしよう、合議体をつくつていこう、こうはならないんですかね。

○平田最高裁判所長官代理者 お答えいたします。先ほども申し上げましたとおり、裁判所としても、これまでも裁判官を増員して人的体制を整え、合議率の向上を図ってきたところでございます。

ただし、先ほど申し上げたとおりですが、裁判長や右陪席裁判官の担当する単独事件等の手持ち件数が多い、依然として繁忙であることなどのさまざまな要因により、なかなか合議率が大きく向上していかないのではないかと考えられます。

○黒岩委員 結局、手持ち件数が多いからだと。言い換えれば、一裁判官につき事件数が多い、そういうことを考えれば、裁判官の数が足りないということなのかもしれません。

そこで、これは平成十三年の司法制度改革審議会でも、これも同じく、この手持ち件数についても議論されているわけですよ。そして、当時、最高裁判所の事務総局が、では、どのくらいの手持ち件数を目標にするのかということ、当時の一人当たり百八十件から、大体四分の三に当たる百三十件から百四十件という目標を、これは最高裁の方から回答しているわけですよ。

では、お聞きしますけれども、この百三十から百四十件へ手持ち件数を減らすという目標は、これは達成されているんですか。

○中村最高裁判所長官代理者 お答えいたします。

裁判官の一人当たりの手持ち件数、なかなかこれは一人の裁判官が複数の種類の事件を取り扱うということですので、具体的な数値というものは非常に困難なところなんです。例えば、東京地裁の民事第一審訴訟事件を専門的に扱っている部の裁判官の手持ち事件数は、平成二十九年でいいますと百九十件ぐらいということになっておりまして、全国的に見て、今先生が御指摘になった百三十件から百四十件というところについては、いまだその目標というものは、目標というか、その数字を達成されていないというのが現状だろうというふうに考えております。

○黒岩委員 私の問題意識は、もちろん達成されていないこと自体も問題なんですけれども、今おっしゃられたように、東京地裁の、これは全体の事件数の五分の一を占めるということで、確かに非常にウェイトが大きいわけですから、その東京地裁の民事専門部で百九十件だからと、このように表現なんですけれども、私はこれも不思議でしようがないんです。東京地裁で百九十件とわかんだら、全国的にこの手持ち件数の統計をなぜとらないのか。そして、とっていないのもかわらず、達成していないと言ええるのか。この点をお聞かせください。

○中村最高裁判所長官代理者 お答えいたします。

す。先ほどお答えいたしましたとおり、東京地裁の場合には、民事第一審訴訟というのを、もうそれだけをやっている裁判官というのが一定いるわけでございますので、そういう意味で、手持ち事件数を計算するというのは非常に簡単にできるということになります。

一方、全国の場合でいいますと、裁判官は、民事事件でありますとか家事事件、あるいは刑事事件というの、いろいろな種類の事件を一度にやっていると形になりますので、そうやってきたときに、民事だけの事件数というのを計算しますと、なかなかそれは正確な実情をあらわすことにはならないということになっています。

そういう意味で、先生が御指摘になった、なぜ今実現していないとわかるのかということだと思えますけれども、それにつきましては、厳密に今の数字がどれぐらいかというのは裁判所としてもよくわかっていないところではないんですが、手持ち事件数というのは、その手持ち事件数を減らすことによって合議率をふやし、またそれぞれの事件の平均審理期間を短くしようという、いわば中間的な数字として取り上げているということで、我々としては、今、目標として置いているのは、まさに合議率であつたり、一審の訴訟事件の平均審理期間という、それを短くする、その目標について今どうなっているのかというのはきちっと統計をとって把握しているところでございます。

○黒岩委員 局長、ですから、私が申し上げているのは、まずはその合議率を高めてく、だいたいよ。でも、ほとんど高まつていない。その理由が、手持ち件数が多いからだとおっしゃった。そして、手持ち件数についても、平成十三年に、四分の三まで減らしようという数値目標が出ていたわけですよ。逆に言えば、四分の三まで減れば合議率も高まるんだと。これは、合議率を高めるための手持ち件数がどのくらいか、こういうこ

とで最高裁事務総局が答えているわけですから。そうすると、この手持ち件数それ自体もしっかりと数値を把握するのは私は至極当然のことだと思うわけですよ。

その数値が、把握もしていないのに、達成していないと言っているだけでは、ではどうやって。今言ったように、手持ち件数を減らすことは合議率を高めるための手段なんです。この手段をしつかりと数値的に把握しなくて、どうしてもとの目標、目的が達成できるのか、こういう認識を持っていた方がいいんですよ。

聞くところによると、確かに、東京地裁は百九十件だということです。ただ、地域によつては、例えば旭川なんかだと百件ぐらいかなとか、こういう裁判官の実情も届いてくるわけです。

それで、先ほどから統計が難しいと言いますけれども、やはりしっかりと統計をとらなきゃいけないと思いますよ。

とり方は、いいんですよ、基準日を決めて、例えば年度末だったら何年の三月三十一日、毎日やれと言っているんじゃない、その時点で各裁判官に、自分の手持ち事件は幾つなの。これはわかりますからね。今言った民事、刑事、家事と分けて、民事は幾つなの。それを聞いて、最高裁の方で集約して、その数を裁判官の数で割れば、手持ち件数なんて簡単に出来るじゃないですか。何でこういった作業をやらないんですか。

○中村最高裁判所長官代理者 お答えいたします。

今先生御指摘のあったような方法というのは一つのやり方だとは思いますが、最後に裁判官の頭数で割るという形になりますけれども、そうなりますと、結局は一人の裁判官がいろいろな事件の種類をやっているということになりますので、實際上、民事事件については、ある裁判官が例えば百件ということでありまして百件ぐらいということですが、同時に、例えば執行事件であります、破産事件であります、あるいはほかの事件もやっているということになりますと、それが

全体としてその人がやっている事件という形になるわけですから、そういう形をとって、一つの数字としては、確かに計算しようと思つたら出るということはそのとおりだと思いますけれども、その数字を出して、では当時の目標の達成率ということがそこでわかってくるかというと、そういうことにはならないのではないかと。

ただ、先生が言われますように、一つの目標というか、目標を達成するための間の中間項としての手持ち事件数、これについては、それだけが合議率になっていない、合議率が上がらない理由とは、先ほどからも答弁させていただいているわけではございません。さまざまな理由がある中で、一つの理由としてはそれが大きいだろうと。また、ほかに、事件の複雑困難化といったような事情もあるだろうと思ひます。

いずれにいたしましても、なぜ今まだ目標が十分達成できていないのか、一〇%ということがまだ四・八%ということですし、平均審理期間についてもまだ目標を達成していない、この原因については、引き続き、いろいろな統計数を駆使して検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○黒岩委員 私が申し上げたいのは、裁判所職員の設定法も、これは司法行政の政策ですからね。今、政策というものは、その立案する、立法事実もそうですし、その後の進捗状況も、なるべく数値目標を立てながら検証していくという、これが非常に求められているわけですよ。その点において、これは先ほどの定員法の議論でも私も申し上げました。先ほどおっしゃる複雑困難化というものだつて、なるべく数値にあらわそうということとで、審理期間十二カ月以上とか、なるべく数値で出しているじゃないですか。

それは、今申し上げた平成十三年に目標値を立てて、それからもう十七年たとうとして、いかにかわらず、相も変わらず、その統計的なものが、手持ち件数が多い多いと言っているけれども、では幾つなのと言われたときに数値が出て

こないというのが現状でしょう。私、もう少し、最高裁、司法行政も、この数値というものに神経を使つていただきたい、こういう思いなんです。

先ほど私が提案したような、では一人一人の裁判官の手持ち件数を調べたら。局長もいろいろ理由はおっしゃっていましたが、一つは、目算では数字は出てくるはずですよ、東京地裁だけじゃなくて。何で調べないのかと言つたら、最初は、手間がかかるからという事務局の答えでしたけれども、若干手間がかかるが、これは大きな司法制度改革審議会の目標値なわけですから、それはしっかりと把握をしていただきたい。

まず、これは、合議率に対してと手持ち件数についての私からの問題提起だということを受けとめていただきたいと思ひます。

では、二番目。先ほどおっしゃられていたこの審理期間の短縮というものも、これも平成十三年の審議会では目標値が立てられている。では、この目標数値と当時の現状、そして今どういう状況になっているか、目標が達成されているのか否かも含めてお答えいただけますか。

○中村最高裁判所長官代理者 平成十三年の司法制度改革審議会当時の目標、まずそちらについて申し上げますと、本格的に争われる事件を念頭に、人証調べをした上で判決により終局する事件の審理期間をおおむね十二カ月にするというような目標を考えていたところでございます。(黒岩委員「現状は」と呼ぶ)

○平田最高裁判所長官代理者 失礼しました。現状は私の方から申し上げます。

審理期間の現状につきましては、平成二十九年の地方裁判所の民事第一審訴訟事件の平均審理期間は八・七カ月ということになっておりますが、民事第一審訴訟事件のうち、争いがある事件と言えます人証調べを行つて判決で終局した事件の平均審理期間は二十・七カ月となっております。平成十二年から減少していない状況にあります。

委員から御指摘のあったところには至っていないというふうに言わざるを得ないところでございます。

○黒岩委員 言い方もなんです、局長、その八・七カ月というのは比較の対象の数字じゃありませんからね。そういう惑わすようなことを言つてもらつちゃ困るんですよ。平均十二カ月以内というのは、あくまでも既に判決が終わつたものについて比べましよう。前提条件が違うことを言つてもらつたら困りますよ。一言で言えば二十・七カ月とだけ答えてもらえればいいんですよ。

実際には、平成十二年の時点で二十・三カ月です。これはむしろ、十七年間で、減つていないどころか期間が延びているという現状ですよ。これは大臣にも聞いていただきたいですけれども、毎年毎年、定員法のときに、この合議率、審理期間、いつもこれは議論するんですよ。それで、縮まらない、縮まらないと言っている。だつたら、どうにかして縮めようということに努力をしなければいけない。

そこで、これも改めて確認しますけれども、毎年毎年この議論をして、全く審理期間が、これだけ短縮されないのは何ですか。

○平田最高裁判所長官代理者 お答えいたします。

裁判所としては、これまで、裁判官の増員をお認めいただき、審理の充実強化に加えて、審理期間の短縮にも取り組んできているところではございますが、昨今の社会経済情勢の変化や国民の権利意識の高まりなどを背景に、個々の事件が複雑困難化するともに、専門的知見を要する事件や非典型的で複雑な事件が増加していることが平均審理期間が短縮していない要因の一つであると考えております。

裁判所としては、裁判官を増員し、その手持ち件数の減少を図りながら、複雑困難事件等の合議体で審理すべき事件を適切に合議に付して、審理の充実強化を図ることなどによって、合理的

期間内での適正な裁判を目指していきたいと考えております。

○黒岩委員 毎年毎年、この議論をすると、最後には複雑困難化ですよ。十七年前から複雑困難化、毎年毎年、複雑困難化。今も昔も複雑困難化は進んでいるわけですよ。その中でどうやって対応していくのか、こういう議論を今まで我々もしてきてたけれども、結果が全く出ていない。

では、これも平成十三年の議論で、司法制度改革審議会で、この合議率の一〇％目標と、そして審理期間十二カ月への短縮、この目標を達成するために増員する、必要な裁判官の数は何人だと示されましたか。お答えください。

○中村最高裁判所長官代理者 平成十三年当時の説明ということであります、四百五十人プラスアルファというところで多分答えさせていたいただい

ていると思います。その時点は、さまざまな前提条件ということがありましたが、平成十三年の当時の司法制度改革審議会のプレゼンテーションにおきましては、先ほど申し上げました目標を達成するために、その人数が必要であるという試算を示させていただいたところでございます。

○黒岩委員 では、その四百五十人の増加というのは実現したんですか。

○中村最高裁判所長官代理者 今、正確な数字は覚えておりませんが、平成十三年以降の判事の増員ということであれば、この四百五十人をはるかに超える増員、六百何十人だったと思えます、ちよつと今正確には覚えておりませんが、四百五十人は超えているということでありまして。

ただ、その間に、平成二十一年に裁判員制度というふうなものも新しく入って、いろいろな制度改革がありまして、その制度改革に対応する人員も必要ということで、増員はし続けていったということでございます。

○黒岩委員 端的に答えてください。

平成二十三年の時点で民事訴訟の裁判官は四百五十人も純増しているわけですよ。達成していま

すよ。裁判員裁判の制度のことをおっしゃいましたけれども、その対応のために更に百五十人もふやしているわけですから、それを言いわけにしないでください。純粋な民事訴訟の裁判官で四百五十人は平成二十三年で達成しているわけですよ。でも、審理期間の短縮も合議率の向上も全く達成されていない。

それで、また改めて仕切り直したわけですね。平成二十四年の法改正で、この審議で、また四百五十人達成した、では更に増員の必要は何人だということが示されたのか。そして現状、その平成二十四年から今何人ふえているのか、これもお聞かせください。

○中村最高裁判所長官代理者 お答えいたします。

委員御指摘のとおり、平成二十四年の定員法の審議の際におきまして、当時の事件動向を踏まえ

ますと、更に四百人規模の増員が必要というふうな御説明させていただいたところでございます。平成二十四年から二十九年まで、ここのやつは入っていないということになります、それまでの増員数ということでは二百八人ということ

でございます。

○黒岩委員 では、逆の聞き方をしますけれども、二百八人ということ、あと百九十二人ふえ

れば目標を達成できるんですね。

○中村最高裁判所長官代理者 お答えいたします。

依然、合議率や審理期間の目標が達成できていないのは事実でございます。当時御説明した増員が実現すればその目標が確実に達成できるという

ことは断言できないというのは、申しわけありませんが、そういう状況でございます。

○黒岩委員 断言できない、それはそれなりに理解しますが、本当に何のための目標なんだか。だつて、合議率そして審理期間の短縮、この目標

を達成するために必要な人員は四百五十人と言つて、それが達成したにもかかわらず、全く本来の目的である合議率も審理期間も達成されていない。

い。ありがたくも、更に四百人をふやそうということになつて、そしてもう二百八人もふやしている。では、あと百九十二人に到達できるんですかと言つと、そんなことは断言できないと。

大臣、お聞きしますよ。これはもう逃げ水みたいなものです、逃げ水。追つても追つても追いつかない。いつまでたつても、これだけふやす、これだけふやす、道半ば、道半ば、道半ば。だつて、合議率でいうと、十七年で〇・五％しか上がつていないんですよ。これは、あと五％上げるのに、単純計算すると百七十年かかっちゃうんですよ。こんな議論を毎年定員法でやっているのかということになるんですよ。

もちろん増員については司法行政、最高裁がつかさどるわけですが、私も、やはり法務大臣としても、それは最高裁の判断を尊重するということになることはわかってはいますけれども、一定の方向性というものの、今後の対策も示していただきたいんですよ。この所管委員会では毎年これを議論しているわけですから、こんな逃げ水みたいな政策、どこにもありませんよ。こんなことが許されているのは、司法行政の、この世界だけですよ。

大臣、ちよつと御見解を聞かせてください、大卒の方針ぐらい、大臣の所見をお答えいただきたいと思ひます。

○上川国務大臣 裁判官を含めまして、裁判所の人的な体制の充実ということについては、司法権を担う裁判所が事件を適正かつ迅速に処理をするという意味で、大変不可欠な要素でございます。

委員からも先取りして御指摘あつたところではございますが、裁判官の定員も含めまして、今後の裁判所の人的体制の整備のあり方につきまして、これは、事件動向等、諸事情を総合的に考慮した上で、まずは最高裁判所において適正に判断されるべき性質のものであるということでございます。

今、過去の委員からの御指摘も含めまして、きょうもさまざまな御指摘をいただいたというこ

とでございますので、そのようなことにつきまして十分考慮した上で、まずは最高裁判所におきまして適切に判断されるべき性質のものであるということでございます。

法務省といたしましては、最高裁判所において判断されることを踏まえまして、裁判所関連の法律を所管する立場から、この裁判所職員定員法を含めまして引き続き適切に対応してまいりたいというふうに思ひます。

○黒岩委員 きのう、法務省とのレクでも、こういう方針にすべきと言へば、これは確かに司法権に対して指示、命令になっちゃうので、こういう方向であるべきと思われるぐらいまで答えてくださいと言つたら、オーケーと言つていただいただけども、大臣、そこで余り踏み込まなかつたので私は非常に不満なんです。

ただ、とにかく最高裁も、これこれこういう理由だからということも綿密に、その要因を挙げて増員を要求すべきだし、増員を要求して、実際増員したのに達成できないなんて言つたら、要求する資格もないと私は思うし、そのぐらいの覚悟で司法行政に当たつていただきたいことをお願い申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○平口委員長 次に、藤野保史君。

○藤野委員 日本共産党の藤野保史です。

上川大臣は、一週間前、四月六日の当委員会一般質疑の際に、公文書に関する問題が相次いでおりましたので、私の質問に対して、初代文書管理担当大臣として、こうおっしゃっていました。国民の皆様から信頼が得られるような丁寧な説明を行つていく必要があると答弁されております。

そのとおりだと思ふんですが、その後も、この一週間でもいろいろな新しい動きがありました。一層丁寧な説明が私は求められているというふう

に思ふんです。ところが、十一日行われました予算委員会集中質疑、先ほど松田委員からも御指摘ありましたけれども、安倍総理は聞かれていないことを長々と

答弁し、しかもそれを繰り返す。さらには、総理の秘書官が、質問者にやじを飛ばして嚴重注意を受けるということまで起きております。これのどこが丁寧な説明なのかというふうに思います。これでは大臣がおっしゃった国民の信頼は到底得られないと思うんですね。与党の中からも、安倍総理の道義的責任、これを問う声が出ております。

愛媛県の記事につきまして、先ほど来質疑されておりますが、私的メモとかいう主張もありましたけれども、備忘録、いわゆる備忘メモであつても公文書に当たり得る、そういう場合があるということとは過去判例でも示されております。

ちよつと時間の関係で、私の方で紹介させていただきますたいんですが、二〇〇七年十二月二十五日、最高裁の第三小法廷で、警察官が作成した備忘メモ、備忘録が公文書に当たる、個人的なメモではないという判示が行われております。

〔委員長退席、田所委員長代理着席〕

農水省からも出てきたと先ほど答弁されておりましたけれども、この文書、私たちが独自に入手をいたしました。

文書の一番左上には「報告・伺」という文字が書かれてあります。つまり、これは単なる備忘録ではなくて、官邸の面談結果の報告であつて、そして、国家戦略特区の申請を進めていいでしょうかということを上司にお伺いする、県知事にお伺いするための文書、だから「報告・伺」と書いてあるわけで、個人のメモとは質が違つたというふうに思います。しかも、その後、この文書に書いてあるとおりに事態は推移したということでもあります。もう一点だけ、丁寧な説明という点で、私、十一日、集中質疑で驚いたことがありました。先ほどいらつしやうした太田理財局長や麻生財務大臣が、中村総務課長が中身を読まずに決裁印を押したという答弁をした点であります。

この集中審議というのは、私も予算委員会の理事格をやらせていただいておりますので、この経緯も含めて、与野党が大変苦労して行われたものであります。そして、テーマは一点、公文書管理、

これに絞つた集中質疑でありました。

そのまさに公文書管理をテーマにした集中質疑の最中に、公文書の中身を見ずに判を押したと公然と答弁し、それを大臣も擁護する。これは本当に、公文書なんてどうでもいいんだと言わんばかりの姿勢であつて、予算委員会の審議、ひいては国会、国民を冒瀆するものだというふうに思います。

大臣にお聞きしたいんですが、何でこういうことが起きているのか。

考えますと、森友文書というのは、安倍官邸や昭恵夫人の関与にかかわる問題。加計学園の文書というのは、首相案件かどうかにかかわる問題。自衛隊の日報というのは、当時、イラクや南スーダンで戦闘行為があつたのかということにかかわります。これは、当時の稲田防衛大臣がいじくも答弁したように、憲法九条にかかわつてくるという問題であります。厚労省の裁量労働制の問題あるいは野村不動産の隠蔽の問題は、安倍総理が目玉と位置づけた働き方改革にかかわる問題。つまり、全てこれらの問題は、安倍総理、安倍政権が根づこにあるという問題であります。

大臣にお聞きしたいんですが、大臣が苦労してつくられた公文書管理法、この運用とか、あるいは公文書のあり方一般という問題をはるかに超えて、政権にとつて邪魔な文書というのはもう改ざんしなきゃいけないんだ、あるいはなかったことにすればいい、仮に本物が出てきたら、記憶にないとか否定してしまえばいい。こういう、国会も国民も、あるいは憲法も民主主義も軽視し切つた安倍政権の姿勢こそが、この問題が相次いで起きていけるし、しかも、全く収束の気配すら見えないう、こういう理由だと、大臣、思われませんか。

〔田所委員長代理退席、委員長着席〕

○上川国務大臣 行政文書、公文書の重要性につきましては、これは大変大事な問題でございます。

健全な民主主義、この根幹を支える国民共有の知的資源でございますし、これは主権者である国民

民が主体的に利用し得るものでございます。行政機関が、行政文書の適正な作成、そして整理、保存等を通じて、行政そのものが適切かつ効率的に運営されるようにするとともに、国の諸活動につきまして現在及び将来の国民に説明していく責務があるというふうに承知をしております。

公文書のあるべき姿が揺らいでいる現在でございます。公文書や行政全体に対する国民の皆様への信頼を確保すること、これは極めて重要なことであると考えております。

各省庁ごとの特性を踏まえ、絶えず点検を実施し、そして公文書管理のあり方、そしてその運用の実際、こういったことについて不断の見直しをするなどして、行政文書の管理を適切に行うことが今まさに非常に重要であるというふうに考えております。

○藤野委員 公文書をここまでないがしろにした政権というのは、これまでなかったと思います。その政権が、今次々と出てきている公文書によつて追い詰められております。私たちは、引き続き、この問題を徹底的に追及したいと思つております。

そして次に、いわゆる冤罪問題、これについてお聞きしたいんですが、ことしは実は、先日取り上げさせていただいた鹿児島県大崎事件、この冤罪事件のほかにも、熊本県の松橋事件、そして滋賀県の湖東記念病院人工呼吸器事件、この三つの事件が同時に最高裁に係属されている、そういう年であります。三つの再審が同時に最高裁というのは、これは恐らく我が国の刑事司法史上初めての事態ではないか。さらに、これ以外にも、袴田事件、これはこの春にも東京高裁が再審開始の可否を判断する。いずれの事件でも、早急に無罪の司法判断を確定することを強く求めたいと思つております。

大臣に確認したいんですが、こうした冤罪、これは何としても防がなければならない、これは大臣も同じ認識だということではよろしいでしょうか。

○上川国務大臣 犯人でない人を処罰をするということは、あつてはならないことだというふうに認識しております。

○藤野委員 冤罪というのは、誤つて罪に問われた無実の方やその家族が染いてこられた人生、これを根底から破壊するものであります。また、冤罪というのは、真犯人が罪を逃れるというものでもあります。これは当該犯罪の被害者の方、あるいはその家族、御遺族にとつてやり場のない怒りと悲しみを更に深めることにつながつていく問題でもあります。しかも、犯人が捕まつていないわけですから、社会不安も増幅しかねない。

この間、裁判員裁判制度が始まつております、多くの国民が裁判に直接かかわる状況であります。国民が誤つた裁判あるいは冤罪の発生に加担しかねない、こういう状況も生まれてくる。

ですから、冤罪を防止するというのは、さまざま、あらゆる側面から見て、私は憲法上の緊急課題だというふうに思つております。

ところが、実際はどうかといいますと、配付資料一と二を見ていただきたいんですが、配付資料の一は、日弁連の冤罪究明第三者機関ワーキンググループが作成した冤罪事件の一覧表であります。一九一〇年代から二〇〇〇年代まで六十件以上あるんですが、これは日弁連自身がまた氷山の一角と自分たちがピックアップしたもので、これ以外にもあるかもしれないと思つております。配付資料の二は、同じく日弁連の資料で、主な再審無罪が取り上げられた事例であります。

これだけの冤罪、あるいはこれだけの無罪事例が積み上がつてきている。この一つ一つが、まさに筆舌に尽くしがたい、痛苦の経験であります。私たちはここから本当に学ばないといけない、このように思つております。

冤罪を生む要因の一つとして、自白あるいはその自白を生む取調べの問題点というのが指摘されております。

配付資料の三を見ていただきますと、これは愛媛県警が二〇〇一年当時に使つていた被疑者取調

べ要領という資料なんですね。

線を引いたところだけ紹介しますと、「粘りと執念を持って「絶対に落とす」という気迫が必要」「調べ官の「絶対に落とす」という、自信と執念に満ちた気迫が必要である」「調べ室に入ったら自供させるまで出るな。」「被疑者は、できる限り調べ室に出せ」「否認被疑者は朝から晩まで調べ室に出して調べよ。」「(被疑者を弱らせる意味もある)」、こういう要領、マニュアルなんですね。

警察庁にお聞きしますが、これは愛媛県警が作成し、実際に使っていたものですね。

○大賀政府参考人 御指摘の資料につきまして、平成十八年に愛媛県警察本部の捜査員のパソコンから外部に流出をした捜査資料の中に含まれていたものだと思っております。

当時の愛媛県警察の調査によりすると、御指摘の資料は、平成十八年から平成二十三年ごろまでの間に、県警の一人の捜査員が、警察学校において取調べについて講義をするに当たって、みずからの体験を伝えるために、取調べに対する考え方等の私見を記載したメモとして、みずからの責任で作成し使用していたというものであって、この捜査員が退職をする際に、この流出をさせてしまった警察官が参考とするために譲り受けたものであったということでございます。

愛媛県警においては、作成者に真意を聴取したところ、時間をかけて被疑者のかたくな心を開かせることの重要性を伝えようとしたということでございます。長時間にわたる取調べ等、そういった犯罪捜査規範の趣旨に反する取調べ手法を肯定する趣旨ではないということが確認されたことを承知しております。

ただし、記載内容の一部につきましては、取調べ手法について誤解を招く記述であったということとは認識をしております。警察においては、こういった取調べの適正の確保についてはしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○藤野委員 要するに、警察学校で使っていた資料であります。しかも、その捜査員が警察を退官

したときに後輩に引き継いだというものなんですね。

大臣、要するに、こういう中身が警察学校で教えられ、引き継がれていた。ですから、もう個人の問題じゃないんですね。取調べだけでなく、警察、検察、司法、つまり刑事司法における各段階に制度的、構造的な問題がある、だから冤罪が後を絶たないわけでありまして。

飛行機や鉄道で事故が起きた場合には、いわゆる事故調査委員会が立ち上がって、原因を徹底的に究明するわけですね。東電の福島第一原発事故でも、国会に事故調査委員会が立ち上げられ、当時のわかる範囲で原因を究明し、七つの提言を行っております。

大臣にお聞きしたいんですが、やはり冤罪についても、なぜそれが生まれるのか、この日本において、先ほど見たような膨大な数の冤罪事件がなぜ起きるのか、この検証は行われておりません。大臣、しっかりと原因の検証がなければ実効性ある法制度の改善にはつながらないんじゃないでしょうか。

○上川国務大臣 犯人でない方を処罰するような事態がどのような原因で生じるのかということについて、いろいろな原因があるかと思っております。一概に申し上げることはできないわけでありまして、過去の無罪事件の検討などにおきましては、客観証拠の吟味が不十分であったこと、また自由の信用性に対する吟味、検討が不十分であったことなどの指摘がなされてきたというふうに思っております。

犯人でない方を処罰しないようにするためには、徹底した客観証拠の収集、分析に努めること、また消極証拠を十分に検討するなどした、基本に忠実な捜査、公判の適正な遂行に努めることが必要でありまして、一つ一つの事案について、警察当局や検察当局がそういった姿勢で捜査、公判に臨むことにより、犯人でない方を処罰するといった事態を生じさせないようにしていかなければならないというふうに思っております。

検察におきましては、いわゆる厚生労働省の元局長の無罪事件を踏まえまして、検察の基本規程としての「検察の理念」の策定など、検察改革として多くの改革策を講じてきたものと承知をしております。

犯人でない人を処罰するなどということが生じないよう、今後におきましても、基本に忠実な捜査、公判の適正な遂行を不断に続けていくとともに、国民の皆様の信頼に応える刑事司法の実現のための検察改革の取組を引き続き実施していくことが重要というふうに考えております。

○藤野委員 いや、基本に忠実にやっていると、こういう事態が起きているわけでありまして、今、幾つか何か調査がやられているようなお話がありましてけれども、しかし、今まで、例えば志布志事件とか氷見事件、足利事件、こういうのが起きますと、確かに検察が調査をしたり警察が報告書を出したりするんですが、極めて短期間に出したものもありますし、中身も、結局、自由のこととお話しされましたが、なぜ無実の人がやったという自由をしたのかという、この肝心かなめのところには全く答えていないわけですね。

そういう意味で、やはり当事者がやる調査なり報告というのでは、全く冤罪が起きる原因というのは明らかにしないといけないのがこの間の経過であります。研究者の方や弁護士会が行っている誤判の研究があります。大変貴重な成果であります。最高裁も、ハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査を行っておりまして、これは一つ画期的な側面もあった、不十分さも指摘されておりますが、それそれやられてはいるんですが、しかし、私が御質問しているのは、提起していますのは、日本においてなぜ冤罪が生まれたのか、この検証を組織のまぎに使命として、それを中心的に行う公的な機関が必要ではないか、こういう点であります。

ですから、この点で、私は、それぞれの事件の当事者である警察がやった調査、こういったこと

では問題は解決しないわけですから、ぜひここに踏み込んでいただきたい。

配付資料の四、これは日弁連が二〇一一年一月二十日に出した「えん罪原因調査究明委員会の設置を求める意見書」であります。

ここでも強調しておりますけれども、「繰り返されるえん罪は、それが捜査担当者や担当裁判官個人の問題というよりも、捜査過程及び刑事裁判のシステムの問題であることを示している」と。ですから、そのちよつと下の方に、「えん罪を防止するためには、えん罪防止のためのシステムを確立するためには、これまでのような内部検証ではない、えん罪原因を徹底的に究明する、強力な権限を持った第三者機関を設置することが国民的な課題である。」「こういうふうに指摘をされております。

大臣、私、こうした外部の、内部の検証ではない組織によつて冤罪原因を検証する、これが必要ではないかと思うんですが、いかがですか。

○上川国務大臣 委員御指摘の、個別の事件につきましていわゆる第三者機関が裁判所による誤判の原因究明等をする制度につきましては、憲法上認められた裁判官の職権行使の独立性の観点から問題がないかどうか、慎重な検討が必要であるというふうに考えます。

また、刑事事件の記録、証拠には、関係者の名誉、プライバシーにかかわる情報が多々含まれておりまして、誤判原因究明の過程でこれらを第三者が使用することは、関係者の名誉、プライバシーを侵害するおそれもあるということでございます。まして、御指摘のような誤判の原因究明等のための第三者機関の設置につきましては慎重な考慮を要するものというふうに考えております。

○藤野委員 大臣、今大臣がおっしゃられた司法権の独立の問題、あるいは名誉やプライバシーの問題、こういったものは、世界では、まさにそこを踏まえた上でも、なおかつ冤罪の原因を究明しなければならぬ。なぜなら、先ほど言ったように、これはあらゆる当事者にとつてまさに緊急

の大問題だからであります。

九州の再審弁護団連絡会が出版された「緊急提言―刑事再審法改正と国会の責任」という本があるんですが、この中で、世界の流れというか、世界の各国の動きが紹介されております。

その特徴としては、やはりそれぞれの国で起きた重大な冤罪事件を契機にして始まっているということ、そしてもう一つの特徴は、それぞれの国で違いはあるんですよ、いろいろ司法制度も違いますので違いはあるんですが、結局その冤罪がなぜ起きたのかということ徹底的に検証、分析しているということでもあります。それがその後の法制度などの改善に各国でつながっていると。

例えば、アメリカでは、アメリカは州ごとに多様な救済制度があるんですけども、ノースカロライナ州というところでは、一九八四年七月に起きた二つのレイプ事件を一つの契機として、改革の動きが進みました。

二〇〇二年の十一月に、当時の州の最高裁長官だったベバリー・レイク氏が最高裁長官諮問委員会というのを立ち上げて、原因究明に乗り出しました。この委員会の構成員、これは判事、検事、弁護士、警察、それに加えて法学教授、被害者団体、冤罪被害者支援のNPOなど、多様な関係者が参加した。会議は全て公開で実施をされております。

二年の審議を経て勧告を発表し、その勧告に基づいてその後いろいろな法改正が行われる。例えば、重大事件での検察側の手持ち証拠の全面開示、あるいは冤罪を審査する委員会の創設、あるいは目撃証言の改革法、取調べ録画の義務化の法律、DNAなど科学的生体証拠の保存と被告人からのアクセス保障権、こういう法律などが制定されております。

法務省にお聞きしたいんですが、こうした誤判の原因を調査する、それだけを使命とした、まさにそれだけをミッションとした委員会や機関というのは全米で幾つ設置されているでしょうか。○辻政府参考人 お尋ねの点につきましては、こ

れを紹介した文献があることは承知してございませうけれども、法務当局といたしまして調査をしたことはございません。○藤野委員 法務省として調査したことがないというのはいさしからぬと思うんですね。

配付資料の五を見ていただきまして、これは、ノースカロライナ大学に設置されたイノセンスプロジェクトという団体の資料を、成城大学の指信教授が補完調査してまとめたものであります。これによりまして、全米十一州で、二〇一四年段階ですが、こうした誤判調査を目的とした委員会が設立されている。

フランスでは、フランス革命直後は再審制度そのものがなかったそうではありますが、その後も極めて限定的に再審制度というのは運用されてきた。しかし、その後、さまざまな重大な冤罪事件が続いて、二〇一四年、国会議員が動いたわけですね。国会に刑事有罪判決の再審に関する調査議員団がつくられまして、報告書を発表しております。

法務省にお聞きします。この報告書の概要を説明していただけますか。

○辻政府参考人 お尋ねの点につきましては、やはり、これを紹介した文献があることは承知してございまして、法務当局として直接把握はしてございませぬ。

○藤野委員 ですから、これは、今、再審やあるいは冤罪をめぐってどこまで世界が悩み、到達しているのかということをややはり踏まえなければならぬというふうに思います。

配付資料の六にはそのフランスの状況を紹介しております。ちよつと時間の関係で資料の御紹介にとどめさせていただきますと思います。

カナダもこれは大変悩ましい中で貴重な経験をつくり出しております。カナダでは一九七一年にマリーシャル事件という冤罪判決事件が起きました。無実の罪で十一年間投獄された後、真犯人があらわれて無罪になったわけでありまして、

カナダでは、その事件が起きた州にドナルド・マリーシャル・ジュニア訴訟に関する王立委員会という特別委員会が設置をされまして、二年にわたる調査の後、一九八九年に報告書を発表しております。この報告書は千五百ページを超える膨大なものでありまして、九十三日間に及ぶ聴聞、百十三人の証人喚問、これを経て八十を超える立法提案や政策提案を行っております。これを受けて、九三年には、カナダ最高裁が検察官に対して証拠の事前開示を義務化するなどの大きな変化につながっております。

大臣に重ねて聞きたいんですが、カナダはたった一つの冤罪事件を契機にここまでやっているんですね。他方、日本は先ほど、あれぐらいの冤罪事件が起きていますし、死刑に関する再審無罪判決でも四件も起きております。にもかかわらず、本格的な冤罪の調査というのは行われていない。これはやはり必要じゃないでしょうか、この冤罪の調査。

○上川国務大臣 冤罪、犯人でない方を処罰するということについては、あつてはならないことだというふうに考えております。

検察当局におきましても、先ほど申し上げましたとおり、検察改革について不断に行っているところございまして、無罪判決や再審無罪判決があつた場合には、当該事件に関しまして、捜査、公判活動の問題点について検討をするほか、捜査、公判に関し反省すべき点について、必要に応じて、検察庁内で勉強会を開催したり、検察官が集まる各種会議の場におきましても事例報告などをいたしまして、検察官の間でこの問題につきましても意識を共有して、反省すべき点につきまして反省し、また、今後の捜査、公判の教訓としていえるものがございます。

今後、そのような方向で、適切な形で捜査、公判上の問題点、その原因、背景等を分析、検討いたしまして、他の事件にもその結果を生かしていくということ努めてまいりたいと思ひます。先ほど、第三者機関の設置ということにつきまして

しての御提言があつたところでございまして、ここにございましては、憲法上認められた裁判官の職権行使の独立性の観点から問題がないかどうか、慎重な検討が必要でございまして、また、刑事事件の記録、証拠には関係者の名譽、プライバシーにかかわる情報が含まれておりまして、誤判原因究明の過程でこれらを第三者が使用することは、関係者の名譽、プライバシーを侵害するおそれもあるということでございまして、御指摘のような誤判の原因究明等のための第三者機関の設置につきましては慎重な考慮を要するものというふう考えております。

○藤野委員 そうした側面は慎重に検討していただいたらいんですが、しかし一方で、冤罪が日本では繰り返されている、この原因は何なのか。これについてしっかりと研究がないまま個々の制度を幾ら議論しても、それが本当に冤罪をなくすことにつながるのかわからないと思うんですね。

カナダでは、実はやはり、いろいろそういう、大臣が今おっしゃったようなことも含めて、悩みもあつたわけですね。反発もあつたそうであります。当時のカナダの司法大臣は、免責特権を盾に聴聞会の出席を拒否した。カナダの上訴裁判所の裁判官たちは、委員会による喚問は違憲だということで最高裁まで争つて、結局、最高裁は、その裁判官たちの肩を持ったといひますか、そつちの方で判決を出したんですね。

いずれにしろ、そういう本当に大きな抵抗がある中でこの委員会が行われて、先ほど言つたような提案をし、しかし、その提案をしたときは、実は、その瞬間は、カナダの司法大臣は、いや、現在のカナダの制度は非常にうまく機能しているといひましたそうであります。しかし、その後の四年、五年たつ中で、先ほど言つたように、最高裁が検察の全面証拠開示を認めるなどの変化をつくり、今や、この同委員会の勧告に基づく制度というのはカナダの刑事司法において欠かさない制度となつていひます。ですから、最後になりますけれども、この世界

の経験というのは、冤罪を生まないように制度を改善していく上でやはり原因の究明は必要だということを示唆しているというふうに思います。

この問題は、刑事司法だけでなく、立法府も問われているというふうに思います。この点で、国会、議員も、冤罪事件の検証、これに向けて知恵と力を尽くす、このことを呼びかけて、質問を終わります。

○平口委員長 次に、串田誠一君。

○串田委員 日本維新の会の串田誠一でございます。

きょうは、ことしの四月八日、松山刑務所から逃走をした事案についてお聞きをしたいと思います。既に、本日、松田委員の方から丁寧な質問がありましたので、重複をしない程度にお聞きをしたいと思っております。

この開放施設における設立の経緯とか、またその意義とかもお話を伺っております。一般社会への適合性とかあるいは自律、自発、そういったようなことを求めていく、あるいは再犯防止というようなことであつたわけですが、周囲の住民の方は大変心配されていると思うんですが、この事案が見つかった、逃走した時間と、そして、判明し、その後、警察に通報した、この時間の流れはどのようになっているのでしょうか。

○富山政府参考人 お答えいたします。

今回の松山刑務所大井造船作業場からの逃走でございますが、逃走があつたのではないかと施設の方でまず認知した時間でございますが、これは四月八日曜日の午後七時ごろでございます。

ちょうどその時間帯に、受刑者たちが収容されていますが友愛寮と呼ばれる寮なんです、その四階で受刑者のミーティングがあるというところでその日はビデオを鑑賞して話合をするというようなミーティングの予定だったそうです。その場に、今回逃走した受刑者が時間になつてもあらわれなかったということで、職員が、最初は本人の身柄を捜すということで、本人の部屋やトイレなどを見たんですが、見当たらない、これは逃走の

可能性があるということで、午後七時六分、一〇番通報をしております。

その後、いろいろ検証をした結果なんですが、午後六時過ぎにどうやらこの友愛寮から外へ出るという実態があつたことが確認できましたので、そのときから逃走をしていたのではないかとということが判明したわけでございます。

以上でございます。

○串田委員 ミーティングが七時ということで、寮内を調べて、そして警察に一〇番したのが七時六分ということですので、そういう意味では非常に迅速に連絡はされているのかなとは思いますが、それでも、その前の、逃走の時間が六時八分、ミーティングが七時という、この時間というのはちよつと長かつたのかなというふうに思っているわけでございます。

きょう配付した地図というのは、一番下、南側の今治市ですね、愛媛県の今治市のところに大井造船所がありまして、これをどんとどんと広島の方に向かつていくわけでございます。島を点々と盗んだ車で移動し、聞いているところによりまして、一旦、尾道に入つて、そしてまた逆行して向島に今もしかしたら潜伏しているのではないかと、いうようなことでございますけれども、そういう意味では、発見してから警察に一一〇番したというのは非常に短いんですけれども、六時八分に逃走してからミーティングで発見するまでの時間というのがちよつと長かつたので、このような逃走というものを許してしまつたのではないかなと思ふんです。

先ほどの委員からの質問の中で、この大井造船所からの逃走というのは多かつたというようなお話なんですけれども、昼間、作業中に逃走したならば、周りの人間が気がつくわけでございますので、そういう意味では、一番時間がかかるというのは就寝から起床までの間なんではないかと思ふんですけれども、先ほどの回答ですと、六回ほど今まで大井造船所からの逃走があつたということなんです、時間帯については調査されているん

でしょうか。

○富山政府参考人 記録は全て残っておりますので、調べることは当然可能なでございますが、済みません、ちよつと今、手元にその資料がございませんで、お答えいたしかねます。申しわけございません。

○串田委員 そこをちよつと調べていただいて、逃走の時期が昼間であれば、恐らく発見するのが容易であるので、逃走の距離がもう少し短くなるのかな。就寝から起床までというのは、こういう開放的施設のとときには、かなり自由に、トイレに行つたりとか水を飲みに行つたりとか非常に自由に行動するので、お聞きしているところによると、一つの部屋に四つのベッドが置かれていて、何で周りの人が気がつかないんですかと質問したら、トイレに行くとか、いろいろなかとがあるという。そういう意味では、就寝から起床までの間というのは、周りの人間も非常に気づきにくいのかな。

今後、私としては、開放的なこういう施設に対して、釈放間際の人をこういつたようなところへ一度移動して、社会的適合性というものを満たしていくというこの施設自体は、こういうことがあつたからといって、やめるとか縮減するとかというの、それはやめた方がいんじゃないか。やはりこういう施設があるということは大事だなと思ひつても、逃走というものを避けるための努力というのはいろいろしなきゃいけないという意味では、この時間帯というようなこともちよつと確認をして、一番危険なところは、やはりそこら辺だけはしっかりと何か確認をしていくというようなことが必要なのかなと思ふんです。

周囲の方々は大変心配していると思うんですが、施設から逃走したということで、今、周辺住民の方は皆さんよく御存じだと思ふんですけれども、この施設がつかられていくということは周辺住民はわかっているんでしょうか。

○富山政府参考人 お答えいたします。この大井造船作業場は、昭和の時代にできた施

設で、もう五十年以上の歴史を持つてるところでございます。その間、もちろん、地域の方々に理解をいただいていくことをしていかねければいけないということで、ずっと努力もしてまいりました。

例えば、受刑者を地域の清掃活動に出すというようなこともしておりますし、職員も、その地域の行事に顔を出して地域の方に認知をしていただくというようなこともしております。また、地域の自治会の方などに、これは大井造船作業場だけというわけではないんですが、本所である松山刑務所に刑事施設視察委員会というものがございまして、そこには愛媛県在住の方などに委員にもなつていただいたりして、広報にも努めております。

今回も、逃走で大変な御迷惑をかけておりますので、当然、地域の方々にも謝罪に既に伺つたりもしているんですが、全般的には、昔からある施設でよく知っているというようなことで、余り非難するような意見ではなく、早く逃走者が捕まってくれるといいですねといった非常に温かい言葉をいただいたりもしているの、ある程度認知していただいているのではないかと、いうふうには考えているところでございます。

○串田委員 すばらしい制度であつたとしても、周辺住民に対する気遣いとか心配をかけてはいけないというようなことは、これは徹底していかねればいけないことだとは思ふわけでございますが、一番ちよつと心配しているのは、やはり二次的被害。

今回は窃盗が繰り返されているということでありましかつても、先ほど、人選に関しては、重大な犯罪を犯しているとかではないとか、性的犯罪を犯していないというようなことでありまして、そういう意味では、この受刑者は、窃盗と建造物侵入、器物損壊というような比較的軽微な犯罪のようには思ふんですけれども、いざ逃走ということになる、見つけれないために非常に重大な犯罪が行われるということ、今まではそう

いう犯罪ではなかったにしても、見つからないために大変なことをしてしまうというようなことも十分あると思うんですが、その辺については、どのようなお考えの中で選別されていらつしやるんでしょうか。

○富山府参考人 お答えいたします。

基本的に、開放施設に就業させる受刑者というのは、そもそも逃走をするおそれがない者を選ぶということをやまず当然やっているわけでございまして、その過程の中でも、既に別の委員の御質問の際にも答弁をさせていただきましたけれども、凶悪犯であるとか性犯罪者であるとか、万が一のことがあったときに社会に大きな影響が出てしまうような者についてはその対象にはしないといった発想で選んでいるところがございします。

ただ、一番の問題は、やはり本人の心情をしつかりと把握できずに逃走させてしまったということだと思っております。とにかく、おつしやる

とおり、社会に出てしまつて、何かもうパニック状態になっているとかそういうことで、本来でしたらその人がやりもしないような分野の犯罪をしてしまう可能性がゼロかと言われれば、そこは私どもとしても言い切ることはできないわけでございまして、やはり逃走をさせてしまったということ自体が大きな間違いであつたということを考えております。

その意味では、もちろん人選の際にも注意をしているんですが、実際に開放施設に配役をして、その後の本人の動静等をしつかり見切れなかつた、今回のような事案になつてしまうことをしつかりと予見できなかったというところに大きな問題があるというふうに考えております。

○串田委員 いただいた資料でちよつと一つ気になつてることがありまして、この受刑者は二度ほど刑に、裁判にかかつているわけでございします。一回目が窃盗、建造物侵入で、これが執行猶予がついたと聞いておりますが、二度目がまた窃盗、窃盗未遂、器物損壊、建造物侵入で、このときには実刑になつて、執行猶予が取り消されて刑

が合算し、現在では二年の刑期が残つてい

うことなんです。

何がちよつと気になつたかとい

いますと、この受刑者は、執行猶予中にまた同じ刑を犯して、前の刑と足されるということをお聞きして

いるんです。

普通、執行猶予中というのは、何とかその執行猶予を経過して、刑というものがもう科せられないように努力をするということだと思

うんですが、この受刑者は、執行猶予中に刑を犯して、前の刑も合算することをお聞きして

いるんです。

目を犯しているという意味では、今回も、あと二年ぐらいでしたつね、残刑が二年というこ

とで、あともう少し辛抱すればというように

逃走して、恐らくこれでまたすごい重たい刑が科せられると思うんですが、前の部分で、執行猶予中にもう一度犯したというよう

なことは、人選においては問題なかつたんで

しょうか。

○富山府参考人 お答え申し上げます。

現実にも今回のような逃走事案に至つてい

うことを踏まえまして、こういった、まさに委員御指摘になつた、執行猶予というこ

とで、それが取り消されて、二つの刑を持つて受刑をして

いるという者を選んだことが相当であつたかとい

うことについて、私の方から、問題はないですとい

うことはなかなか申し上げられないわけ

でござい

ます。

ただ、一概に、全ての執行猶予ともう一刑を

持つて

いる者について外すべきかということにな

りますと、やはりそこは個別の事情を勘案して分

析をする必要があるんだろうと思

います。

本件についても、もちろん、そういった観点か

ら分析をした上で差し支えないと判断をしたんだ

と思

います。その判断が本当によろしかつたのかとい

うことにつ

きましてはよく検証してみなければいけ

ないとい

うふうに考えております。

○串田委員 今回の件は、一〇番に対する対応も非常に私は迅速なことであつたし、開放的な施設という

ようなことで、これはなかなか難しいか

なとは思

いつつも、また周辺住民に大変心配を

かけてい

るという部分もあるので、最後に大臣から、この件について

の所感があればお聞きしたいと思

います。

○上川國務大臣 今回の逃走事故につきま

しては、開放型の処遇を進めている施設の中で起きた

というこ

とでございまして、まことに遺憾であるとい

うふう

に思つております。

また身柄の確保に至つていないとい

うこと

でございまして、また不安も大きいとい

うふう

に思つております。

先ほど委員からも、さまざま二次的被害の懸念等も

含めて御指摘がございました。そうしたこ

とにつ

いて、これから、今後の取組ということも含め

まして、本月九日におきまして、松山刑務所大井造船

作業所からの逃走事故を契機とした開放施設にお

ける保安警備・処遇検討委員会を立ち上げたこ

とでござ

います。

今回の逃走事故のみならず、全国にもそうした施設が

ござい

ますので、そうした施設を抱えている地域の皆様にお

かれま

しても、その意味での不安はまた大きいものではな

いかと思

つており

ます。保安警備、処遇のあり方につきま

してし

っかりと検証し、また速やかにその対応策につ

いて策

定、実施してまいりたいとい

うふう

に思つております。

一日も早くというが、いつときも早く身柄確保に

向けて

全力で取り組む、そのことにつ

きまし

て、不安にならないようにとい

うこと

でござ

います。

○串田委員 二次的被害が起きないように、そして

早期に

解決できることを祈つて

おります。

ありがとうございます。

○平口委員長 次に、内閣提出、商法及び国際海上

物品運

送法の一部を改正する法律案を議題とい

たします。

趣旨の説明を聴取いたします。上川法務大臣。

商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○上川國務大臣 商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案につ

きまし

て、その趣旨を御説明いた

します。

この法律案は、商法制定以来の社会経済情勢の

変化や、海商法制に関する世界的な動向への対応を

図ると

ともに、利用者によりやすい法制とする観点から、

商法及び国際海上物品運送法の一部を改正し

よう

とするものであります。

この法律案は、まず、商法の一部を改正して、

運送、海商に関する規定を全面的に見直すことと

して

おり、その要点は、次のとおりであります。

第一に、陸上運送に関する商法第二編第八章の

規定を海上運送、航空運送及び複合運送にも

妥当する

総則的規律として位置づけることとし、これまで

規定を欠いていた航空運送及び複合運送につ

いても、商法の規律を及ぼすこととして

おり

ます。

第二に、危険物の運送を委託する荷送り人は、

運送人

に対し、その安全な運送に必要な情報を知する

義務を負うとの規定や、運送品の滅失等につ

いての運送人の責任は、その引渡しの日から一

年以内

に裁判上の請求がされないときは消滅するとの

規定を設

けるなど、運送全般に関する規定の整備を行

うこ

として

おります。

第三に、船舶の衝突に基づく不法行為による損害

賠償請求権のうち、財産権の侵害を理由とする

ものは、不法行為のときから二年間で時効により

消滅す

るとの規定や、船舶の運航に直接関連して生じた

人の生命

身体

の侵害による損害賠償請求権を有する者は、船舶につ

いて第一

順位の先取特権を有するとの規定を設けるなど、海商全般に

関する規定の整備を行

うこ

として

おります。

このほか、現行の商法典は、明治三十二年に制定された法律であり、第二編第五章から第九章まで及び第三編については片仮名文語体で表記されているため、これらの規定を全て現代用語化することとしております。

また、この法律案は、国際海上物品運送法の一部を改正して、同法第十九条の船舶先取特権に関する規定を削るなど、国際的な海上物品運送に関する規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○平口委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時五十七分散会

商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案

商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律

(商法の一部改正)

第一条 商法(明治三十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条」を「第五百条」に改め、

「第八章 雑則(第三十二條―第五百条)」を削り、「第五百八十九條」を「第五百八十八條」に、「第五百九十条―第五百九十二条」を「第五百八十九條―第五百九十四条」に、「第五百九十三條―第五百九十六條」を「第五百九十五條―第五百九十八條」に、「第五百九十七條」を「第五百九十九條」に、「第一章 船舶及び船舶

所有者(第六百八十四條―第七百四條)」を

「第五百九十九條」に、「第一章 船舶及び船舶

所有者(第六百八十四條―第七百四條)」を

「第五百九十九條」に、「第一章 船舶及び船舶

所有者(第六百八十四條―第七百四條)」を

「第五百九十九條」に、「第一章 船舶及び船舶

所有者(第六百八十四條―第七百四條)」を

「第五百九十九條」に、「第一章 船舶及び船舶

章 船舶
第一節 船舶の所有
第二節 船舶の共有(第六百八十六條―第六百九十一條)
第三節 船舶賃借(第七百一條―第七百三條)
第四節 定期傭船(第七百四條―第七百七條)

に、「第七百五條」を「第七百八條」に、

「第三章 運送」

第一節 物品運送
第一款 船舶運送(第七百三十七條―第七百六十六條)
第二款 船荷証券(第七百六十七條―第七百七十七條)
第三款 旅客運送(第七百七十七條―第七百七十七條)

「第三章 海上物品運送」に、
第一節 船舶運送(第七百三十七條―第七百六十六條)
第二款 船荷証券(第七百六十七條―第七百七十七條)
第三款 旅客運送(第七百七十七條―第七百七十七條)

「第三章 海上物品運送」に、
第一節 船舶運送(第七百三十七條―第七百六十六條)
第二款 船荷証券(第七百六十七條―第七百七十七條)
第三款 旅客運送(第七百七十七條―第七百七十七條)

「第三章 海上物品運送」に、
第一節 船舶運送(第七百三十七條―第七百六十六條)
第二款 船荷証券(第七百六十七條―第七百七十七條)
第三款 旅客運送(第七百七十七條―第七百七十七條)

「第三章 海上物品運送」に、
第一節 船舶運送(第七百三十七條―第七百六十六條)
第二款 船荷証券(第七百六十七條―第七百七十七條)
第三款 旅客運送(第七百七十七條―第七百七十七條)

「第三章 海上物品運送」に、
第一節 船舶運送(第七百三十七條―第七百六十六條)
第二款 船荷証券(第七百六十七條―第七百七十七條)
第三款 旅客運送(第七百七十七條―第七百七十七條)

「第三章 海上物品運送」に、
第一節 船舶運送(第七百三十七條―第七百六十六條)
第二款 船荷証券(第七百六十七條―第七百七十七條)
第三款 旅客運送(第七百七十七條―第七百七十七條)

「第三章 海上物品運送」に、
第一節 船舶運送(第七百三十七條―第七百六十六條)
第二款 船荷証券(第七百六十七條―第七百七十七條)
第三款 旅客運送(第七百七十七條―第七百七十七條)

「第三章 海上物品運送」に、
第一節 船舶運送(第七百三十七條―第七百六十六條)
第二款 船荷証券(第七百六十七條―第七百七十七條)
第三款 旅客運送(第七百七十七條―第七百七十七條)

「第三章 海上物品運送」に、
第一節 船舶運送(第七百三十七條―第七百六十六條)
第二款 船荷証券(第七百六十七條―第七百七十七條)
第三款 旅客運送(第七百七十七條―第七百七十七條)

「第三章 海上物品運送」に、
第一節 船舶運送(第七百三十七條―第七百六十六條)
第二款 船荷証券(第七百六十七條―第七百七十七條)
第三款 旅客運送(第七百七十七條―第七百七十七條)

「第三章 海上物品運送」に、
第一節 船舶運送(第七百三十七條―第七百六十六條)
第二款 船荷証券(第七百六十七條―第七百七十七條)
第三款 旅客運送(第七百七十七條―第七百七十七條)

「第三章 海上物品運送」に、
第一節 船舶運送(第七百三十七條―第七百六十六條)
第二款 船荷証券(第七百六十七條―第七百七十七條)
第三款 旅客運送(第七百七十七條―第七百七十七條)

(定義)
第五百四十三條 この章において「仲立人」とは、他人間の商行為の媒介をすることを業とする者をいう。

(当事者のために給付を受けることの制限)
第五百四十四條 仲立人は、その媒介により成立させた行為について、当事者のために支払その他の給付を受けることができない。ただし、当事者の別段の意思表示又は別段の慣習があるときは、この限りでない。

(見本保管義務)
第五百四十五條 仲立人がその媒介に係る行為について見本を受け取ったときは、その行為が完了するまで、これを保管しなければならない。

(結約書の交付義務等)
第五百四十六條 当事者間において媒介に係る行為が成立したときは、仲立人は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面(以下この章において「結約書」という。)を作成し、かつ、署名し、又は記名押印した後、これを各当事者に交付しなければならない。

一 各当事者の氏名又は名称
二 当該行為の年月日及びその要領
三 前項の場合においては、当事者が直ちに履行をすべきときを除き、仲立人は、各当事者に結約書に署名させ、又は記名押印させた後、これをその相手方に交付しなければならない。

3 前二項の場合において、当事者の一方が結約書を受領せず、又はこれに署名若しくは記名押印をしないときは、仲立人は、遅滞なく、相手方に対してその旨の通知を発しなければならない。

(帳簿記載義務等)
第五百四十七條 仲立人は、その帳簿に前条第一項各号に掲げる事項を記載しなければならない。

2 当事者は、いつでも、仲立人がその媒介に

より当該当事者のために成立させた行為について、前項の帳簿の謄本の交付を請求することができる。

(当事者の氏名等を相手方に示さない場合)
第五百四十八條 当事者がその氏名又は名称を相手方に示してはならない旨を仲立人に命じたときは、仲立人は、結約書及び前条第二項の謄本にその氏名又は名称を記載することができない。

第五百四十九條 仲立人は、当事者の一方の氏名又は名称をその相手方に示さなかったときは、当該相手方に対して自ら履行をする責任を負う。

(仲立人の報酬)
第五百五十條 仲立人は、第五百四十六條の手續を終了した後でなければ、報酬を請求することができない。

2 仲立人の報酬は、当事者双方が等しい割合で負担する。

(定義)
第五百五十一條 この章において「問屋」とは、自己の名をもって他人のために物品の販売又は買入れをすることを業とする者をいう。

(問屋の権利義務)
第五百五十二條 問屋は、他人のためにした販売又は買入れにより、相手方に対して、自ら権利を取得し、義務を負う。

2 問屋と委託者との間の関係については、この章に定めるもののほか、委任及び代理に関する規定を準用する。

(問屋の担保責任)
第五百五十三條 問屋は、委託者のためにした販売又は買入れにつき相手方がその債務を履行しないときに、自らその履行をする責任を負う。ただし、当事者の別段の意思表示又は別段の慣習があるときは、この限りでない。

(問屋が委託者の指定した金額との差額を負担する場合の販売又は買入れの効力)

第五百五十四条 問屋が委託者の指定した金額より低い価格で販売をし、又は高い価格で買入れをした場合において、自らその差額を負担するときは、その販売又は買入れは、委託者に対してその効力を生ずる。

(介入権)

第五百五十五条 問屋は、取引所の相場がある物品の販売又は買入れの委託を受けたときは、自ら買主又は売主となることができる。この場合において、売買の代価は、問屋が買主又は売主となつたことの通知を発した時における取引所の相場によつて定める。

2 前項の場合においても、問屋は、委託者に対して報酬を請求することができる。

(問屋が買入れた物品の供託及び競売)

第五百五十六条 問屋が買入れの委託を受けた場合において、委託者が買入れた物品の受領を拒み、又はこれを受領することができないときは、第五百二十四条の規定を準用する。

(代理商に関する規定の準用)

第五百五十七条 第二十七条及び第三十一条の規定は、問屋について準用する。

(準問屋)

第五百五十八条 この章の規定は、自己の名をもつて他人のために販売又は買入れ以外の行為をすることを業とする者について準用する。

第七章 運送取扱営業

(定義等)

第五百五十九条 この章において「運送取扱人」とは、自己の名をもつて物品運送の取次ぎをすることを業とする者をいう。

2 運送取扱人については、この章に別段の定めがある場合を除き、第五百五十一条に規定する問屋に関する規定を準用する。

(運送取扱人の責任)

第五百六十条 運送取扱人は、運送品の受取から荷受人への引渡しまでの間にその運送品が

滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は運送品が延着したときは、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、運送取扱人がその運送品の受取、保管及び引渡し、運送人の選択その他の運送の取次ぎについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

(運送取扱人の報酬)

第五百六十一条 運送取扱人は、運送品を運送人に引き渡したときは、直ちにその報酬を請求することができる。

2 運送取扱契約で運送賃の額を定めたときは、運送取扱人は、特約がなければ、別に報酬を請求することができない。

(運送取扱人の留置権)

第五百六十二条 運送取扱人は、運送品に関して受け取るべき報酬、付随の費用及び運送賃その他の立替金についてのみ、その弁済を受けるまで、その運送品を留置することができる。

(介入権)

第五百六十三条 運送取扱人は、自ら運送をすることができる。この場合において、運送取扱人は、運送人と同一の権利義務を有する。

2 運送取扱人が委託者の請求によつて船荷証券又は複合運送証券を作成したときは、自ら運送をするものとみなす。

(物品運送に関する規定の準用)

第五百六十四条 第五百七十二条、第五百七十七条、第五百七十九條(第三項を除く)、第五百八十一条、第五百八十五条、第五百八十六条、第五百八十七条(第五百七十七条及び第五百八十五条の規定の準用に係る部分に限る。)、及び第五百八十八条の規定は、運送取扱営業について準用する。この場合において、第五百七十九條第二項中「前の運送人」とあるのは「前の運送取扱人又は運送人」と、第五百八十五条第一項中「運送品の引渡し」とあるの

は「荷受人に対する運送品の引渡し」と読み替えるものとする。

第五百六十五条から第五百六十八条まで 削除

第八章 運送営業

第一節 総則

第五百六十九条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 運送人 陸上運送、海上運送又は航空運送の引受けをする者を業とする者をいう。

二 陸上運送 陸上における物品又は旅客の運送をいう。

三 海上運送 第六百八十四条に規定する船舶第七百四十七条に規定する非航海船を含む。による物品又は旅客の運送をいう。

四 航空運送 航空法昭和二十七年法律第二百三十一号(第二条第一項に規定する航空機による物品又は旅客の運送をいう。

第二節 物品運送

(物品運送契約)

第五百七十条 物品運送契約は、運送人が荷受人からある物品を受け取りこれを運送して荷受人に引き渡すことを約し、荷送人がその結果に対してその運送賃を支払うことを約することによつて、その効力を生ずる。

(送り状の交付義務等)

第五百七十一条 荷送人は、運送人の請求により、次に掲げる事項を記載した書面(次項において「送り状」という。)を交付しなければならない。

- 一 運送品の種類
 - 二 運送品の容積若しくは重量又は包若しくは個品の数及び運送品の記号
 - 三 荷造りの種類
 - 四 荷送人及び荷受人の氏名又は名称
 - 五 発送地及び到達地
- 2 前項の荷送人は、送り状の交付に代えて、法務省令で定めるところにより、運送人の承

諾を得て、送り状に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるものをいう。以下同じ。)により提供することができる。この場合において、当該荷送人は、送り状を交付したものとみなす。

(危険物に関する通知義務)

第五百七十二條 荷送人は、運送品が引火性、爆発性その他の危険性を有するものであるときは、その引渡しの前に、運送人に対し、その旨及び当該運送品の品名、性質その他の当該運送品の安全な運送に必要な情報を通知しなければならない。

(運送賃)

第五百七十三条 運送賃は、到達地における運送品の引渡しと同時に、支払わなければならない。

2 運送品が不可抗力によつて滅失し、又は損傷したときは、運送人は、その運送賃を請求することができない。この場合において、運送人が既にその運送賃を受け取つていたときは、これを返還しなければならない。

3 運送品がその性質若しくは瑕疵又は荷送人の過失によつて滅失し、又は損傷したときは、運送人は、運送賃の全額を請求することができる。

(運送人の留置権)

第五百七十四条 運送人は、運送品に関して受け取るべき運送賃、付随の費用及び立替金(以下この節において「運送賃等」という。)についてのみ、その弁済を受けるまで、その運送品を留置することができる。

(運送人の責任)

第五百七十五条 運送人は、運送品の受取から引渡しまでの間にその運送品が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は運送品が延着したときは、これによつて生じた損害を賠償する責任を負

う。ただし、運送人がその運送品の受取、運送、保管及び引渡しについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

(損害賠償の額)

第五百七十六条 運送品の滅失又は損傷の場合における損害賠償の額は、その引渡しがされるべき地及び時における運送品の市場価格(取引所の相場がある物品については、その相場)によって定める。ただし、市場価格がないときは、その地及び時における同種類で同一の品質の物品の正常な価格によって定める。

2 運送品の滅失又は損傷のために支払ふことを要しなくなつた運送賃その他の費用は、前項の損害賠償の額から控除する。

3 前二項の規定は、運送人の故意又は重大な過失によつて運送品の滅失又は損傷が生じたときは、適用しない。

(高価品の特則)

第五百七十七条 貨幣、有価証券その他の高価品については、荷送人が運送を委託するに当たりその種類及び価額を通知した場合を除き、運送人は、その滅失、損傷又は延着について損害賠償の責任を負わない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 物品運送契約の締結の当時、運送品が高価品であることを運送人が知つていたとき。

二 運送人の故意又は重大な過失によつて高価品の滅失、損傷又は延着が生じたとき。

(複合運送人の責任)

第五百七十八条 陸上運送、海上運送又は航空運送のうち二以上の運送を一の契約で引き受けた場合における運送品の滅失等(運送品の滅失、損傷又は延着をいう。以下この節において同じ。)についての運送人の損害賠償の責任は、それぞれの運送においてその運送品の

滅失等の原因が生じた場合に当該運送ごとに適用されることとなる我が国の法令又は我が国が締結した条約の規定に従う。

2 前項の規定は、陸上運送であつてその区間ごとに異なる二以上の法令が適用されるものを一の契約で引き受けた場合について準用する。

(相次運送人の権利義務)

第五百七十九条 数人の運送人が相次いで陸上運送をするときは、後の運送人は、前の運送人に代つてその権利を行使する義務を負う。

2 前項の場合において、後の運送人が前の運送人に弁済をしたときは、後の運送人は、前の運送人の権利を取得する。

3 ある運送人が引き受けた陸上運送についてその荷送人のために他の運送人が相次いで当該陸上運送の一部を引き受けたときは、各運送人は、運送品の滅失等につき連帯して損害賠償の責任を負う。

4 前三項の規定は、海上運送及び航空運送について準用する。

(荷送人による運送の中止等の請求)

第五百八十条 荷送人は、運送人に対し、運送の中止、荷受人の変更その他の処分を請求することができる。この場合において、運送人は、既にした運送の割合に応じた運送賃、付随の費用、立替金及びその処分によつて生じた費用の弁済を請求することができる。

(荷受人の権利義務等)

第五百八十一条 荷受人は、運送品が到達地に到着し、又は運送品の全部が滅失したときは、物品運送契約によつて生じた荷送人の権利と同一の権利を取得する。

2 前項の場合において、荷受人が運送品の引渡し又はその損害賠償の請求をしたときは、荷送人は、その権利を行使することができない。

3 荷受人は、運送品を受け取つたときは、運

送人に対し、運送賃等を支払ふ義務を負う。

(運送品の供託及び競売)

第五百八十二条 運送人は、荷受人を確知することができないときは、運送品を供託することができ

ることができる。

2 前項に規定する場合において、運送人が荷送人に対し相当の期間を定めて運送品の処分につき指図をすべき旨を催告したにもかかわらず、荷送人がその指図をしないときは、運送人は、その運送品を競売に付することができる。

3 損傷その他の事由による価格の低落のおそれがある運送品は、前項の催告をしないで競売に付することができる。

4 前二項の規定により運送品を競売に付したときは、運送人は、その代価を供託しなければならない。ただし、その代価の全部又は一部を運送賃等に充当することを妨げない。

5 運送人は、第一項から第三項までの規定により運送品を供託し、又は競売に付したときは、遅滞なく、荷送人に対してその旨の通知を発しなければならない。

第五百八十三条 前条の規定は、荷受人が運送品の受取を拒み、又はこれを受け取ることができない場合について準用する。この場合において、同条第二項中「運送人が」とあるのは「運送人が、荷受人に対し相当の期間を定めて運送品の受取を催告し、かつ、その期間の経過後に」と、同条第五項中「荷送人」とあるのは「荷送人及び荷受人」と読み替へるものとする。

(運送人の責任の消滅)

第五百八十四条 運送品の損傷又は一部滅失についての運送人の責任は、荷受人が異議をとなめないで運送品を受け取つたときは、消滅する。ただし、運送品に直ちに発見することができない損傷又は一部滅失があつた場合において、荷受人が引渡しの日から二週間以内に運送人に対してその旨の通知を發したとき

は、この限りでない。

2 前項の規定は、運送品の引渡しの際、運送人がその運送品に損傷又は一部滅失があることを知つていたときは、適用しない。

3 運送人が更に第三者に対して運送を委託した場合において、荷受人が第一項ただし書の期間内に運送人に対して同項ただし書の通知を發したときは、運送人に対する第三者の責任に係る同項ただし書の期間は、運送人が当該通知を受けた日から二週間を経過する日まで延長されたものとみなす。

第五百八十五条 運送品の滅失等についての運送人の責任は、運送品の引渡しがされた日(運送品の全部滅失の場合にあつては、その引渡しがされるべき日)から一年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅する。

2 前項の期間は、運送品の滅失等による損害が発生した後に限り、合意により、延長することができる。

3 運送人が更に第三者に対して運送を委託した場合において、運送人が第一項の期間内に損害を賠償し又は裁判上の請求をされたときは、運送人に対する第三者の責任に係る同項の期間は、運送人が損害を賠償し又は裁判上の請求をされた日から三箇月を経過する日まで延長されたものとみなす。

(運送人の債権の消滅時効)

第五百八十六条 運送人の荷送人又は荷受人に対する債権は、これを行使することができる時から一年間行使しないときは、時効によつて消滅する。

(運送人の不法行為責任)

第五百八十七条 第五百七十六条、第五百七十七条、第五百八十四条及び第五百八十五条の規定は、運送品の滅失等についての運送人の荷送人又は荷受人に対する不法行為による損害賠償の責任について準用する。ただし、荷受人があらかじめ荷送人の委託による運送を拒んでいたにもかかわらず荷送人から運送を

引き受けた運送人の荷受人に対する責任については、この限りでない。

(運送人の被用者の不法行為責任)

第五百八十八条 前条の規定により運送品の滅失等についての運送人の損害賠償の責任が免除され、又は軽減される場合には、その責任が免除され、又は軽減される限度において、その運送品の滅失等についての運送人の被用者の荷受人又は荷受人に対する不法行為による損害賠償の責任も、免除され、又は軽減される。

2 前項の規定は、運送人の被用者の故意又は重大な過失によつて運送品の滅失等が生じたときは、適用しない。

第三節 旅客運送

(旅客運送契約)

第五百八十九条 旅客運送契約は、運送人が旅客を運送することを約し、相手方がその結果に対してその運送賃を支払うことを約することによつて、その効力を生ずる。

(運送人の責任)

第五百九十条 運送人は、旅客が運送のために受けた損害を賠償する責任を負う。ただし、運送人が運送に関し注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

(特約禁止)

第五百九十一条 旅客の生命又は身体への侵害による運送人の損害賠償の責任(運送の遅延を主たる原因とするものを除く。)を免除し、又は軽減する特約は、無効とする。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 大規模な火災、震災その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において運送を行うとき。

二 運送に伴い通常生ずる振動その他の事情により生命又は身体に重大な危険が及ぶおそれがある者の運送を行うとき。

任等)

第五百九十二条 運送人は、旅客から引渡しを受けた手荷物については、運送賃を請求しないときであっても、物品運送契約における運送人と同一の責任を負う。

2 運送人の被用者は、前項に規定する手荷物について、物品運送契約における運送人の被用者と同一の責任を負う。

3 第一項に規定する手荷物が到達地に到着した日から一週間以内に旅客がその引渡しを請求しないときは、運送人は、その手荷物を供託し、又は相当の期間を定めて催告をした後に競売に付することができる。この場合において、運送人がその手荷物を供託し、又は競売に付したときは、遅滞なく、旅客に対してその旨の通知を発しなければならない。

4 損傷その他の事由による価格の低落のおそれがある手荷物は、前項の催告をしないで競売に付することができる。

5 前二項の規定により手荷物を競売に付したときは、運送人は、その代価を供託しなければならない。ただし、その代価の全部又は一部を運送賃に充当することを妨げない。

6 旅客の住所又は居所が知れないときは、第三項の催告及び通知は、することを要しない。

(引渡しを受けていない手荷物に関する運送人の責任等)

第五百九十三条 運送人は、旅客から引渡しを受けていない手荷物(身の回り品を含む。)の滅失又は損傷については、故意又は過失がある場合を除き、損害賠償の責任を負わない。

2 第五百七十六条第一項及び第三項、第五百八十四条第一項、第五百八十五条第一項及び第二項、第五百八十七條(第五百七十六条第一項及び第三項、第五百八十四条第一項並びに第五百八十五条第一項及び第二項の規定の準用に係る部分に限る。)並びに第五百八十八条の規定は、運送人が前項に規定する手荷物

の滅失又は損傷に係る損害賠償の責任を負う場合について準用する。この場合において、第五百七十六条第一項中「その引渡しがされるべき」とあるのは「その運送が終了すべき」と、第五百八十四条第一項中「荷受人が異議をとなめないで運送品を受け取った」とあるのは「旅客が運送の終了の時までに異議をとなめなかった」と、「荷受人が引渡しの日」とあるのは「旅客が運送の終了の日」と、第五百八十五条第一項中「運送品の引渡しが行われた日(運送品の全部滅失の場合にあつては、その引渡しが行われるべき日)」とあるのは「運送の終了の日」と読み替へるものとする。

(運送人の債権の消滅時効)

第五百九十四条 第五百八十六条の規定は、旅客運送について準用する。

第九章 寄託

第一節 総則

(受寄者の注意義務)

第五百九十五条 商人がその営業の範囲内において寄託を受けた場合には、報酬を受けないときであっても、善良な管理者の注意をもつて、寄託物を保管しなければならない。

(場屋営業者の責任)

第五百九十六条 旅館、飲食店、浴場その他の客の来集を目的とする場屋における取引をすることを業とする者(以下この節において「場屋営業者」という。)は、客から寄託を受けた物品の滅失又は損傷については、不可抗力によるものであつたことを証明しなければ、損害賠償の責任を免れることができない。

2 客が寄託していない物品であっても、場屋の中に携帯した物品が、場屋営業者が注意を怠つたことによつて滅失し、又は損傷したときは、場屋営業者は、損害賠償の責任を負う。

3 客が場屋の中に携帯した物品につき責任を負わない旨を表示したときであっても、場屋営業者は、前二項の責任を免れることができ

ない。

(高価品の特則)

第五百九十七条 貨幣、有価証券その他の高価品については、客がその種類及び価額を通知してこれを場屋営業者に寄託した場合を除き、場屋営業者は、その滅失又は損傷によつて生じた損害を賠償する責任を負わない。

(場屋営業者の責任に係る債権の消滅時効)

第五百九十八条 前二条の場屋営業者の責任に係る債権は、場屋営業者が寄託を受けた物品を返還し、又は客が場屋の中に携帯した物品を持ち去つた時(物品の全部滅失の場合にあつては、客が場屋を去つた時)から一年間行使しないときは、時効によつて消滅する。

2 前項の規定は、場屋営業者が同項に規定する物品の滅失又は損傷につき悪意であつた場合には、適用しない。

第二節 倉庫営業

(定義)

第五百九十九条 この節において「倉庫営業者」とは、他人のために物品を倉庫に保管することを業とする者をいう。

(倉荷証券の交付義務)

第六百条 倉庫営業者は、寄託者の請求により、寄託物の倉荷証券を交付しなければならない。

(倉荷証券の記載事項)

第六百一条 倉荷証券には、次に掲げる事項及びその番号を記載し、倉庫営業者がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

一 寄託物の種類、品質及び数量並びにその荷造りの種類、個数及び記号

二 寄託者の氏名又は名称

三 保管場所

四 保管料

五 保管期間を定めたときは、その期間

六 寄託物を保険に付したときは、保険金額、保険期間及び保険者の氏名又は名称

七 作成地及び作成の年月日

(帳簿記載義務)

第六百二条 倉庫営業者は、倉荷証券を寄託者に交付したときは、その帳簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 前条第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる事項

二 倉荷証券の番号及び作成の年月日

(寄託物の分割請求)

第六百三条 倉荷証券の所持人は、倉庫営業者に對し、寄託物の分割及びその各部分に對する倉荷証券の交付を請求することができる。

この場合において、所持人は、その所持する倉荷証券を倉庫営業者に返還しなければならない。

2 前項の規定による寄託物の分割及び倉荷証券の交付に関する費用は、所持人が負担する。

(倉荷証券の不実記載)

第六百四条 倉庫営業者は、倉荷証券の記載が事実と異なることをもつて善意の所持人に對抗することができない。

(寄託物に関する処分)

第六百五条 倉荷証券が作成されたときは、寄託物に関する処分は、倉荷証券によつてしなければならない。

(倉荷証券の譲渡又は質入れ)

第六百六条 倉荷証券は、記名式であるときであつても、裏書によつて、譲渡し、又は質権の目的とすることができ。ただし、倉荷証券に裏書を禁止する旨を記載したときは、この限りでない。

(倉荷証券の引渡しの効力)

第六百七条 倉荷証券により寄託物を受け取るこができる者に倉荷証券を引き渡したときは、その引渡しは、寄託物について行使する権利の取得に關しては、寄託物の引渡しと同一の効力を有する。

(倉荷証券の再交付)

第六百八条 倉荷証券の所持人は、その倉荷証

券を喪失したときは、相當の担保を供して、その再交付を請求することができる。この場合において、倉庫営業者は、その旨を帳簿に記載しなければならない。

(寄託物の点検等)

第六百九条 寄託者又は倉荷証券の所持人は、倉庫営業者の営業時間内は、いつでも、寄託物の点検若しくはその見本の提供を求め、又はその保存に必要な処分をすることができ。 (倉庫営業者の責任)

第六百十條 倉庫営業者は、寄託物の保管に關し注意を怠らなかつたことを証明しなければ、その滅失又は損傷につき損害賠償の責任を免れることができない。

(保管料等の支払時期)

第六百十一條 倉庫営業者は、寄託物の出庫の時以後でなければ、保管料及び立替金その他寄託物に関する費用第六百十六條第一項において「保管料等」というの支払を請求することができない。ただし、寄託物の一部を出庫するときは、出庫の割合に應じて、その支払を請求することができる。

(寄託物の返還の制限)

第六百十二條 当事者が寄託物の保管期間を定めなかつたときは、倉庫営業者は、寄託物の入庫の日から六箇月を経過した後でなければ、その返還をすることができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(倉荷証券が作成された場合における寄託物の返還請求)

第六百十三條 倉荷証券が作成されたときは、これと引換へでなければ、寄託物の返還を請求することができない。

(倉荷証券を買入れた場合における寄託物の一部の返還請求)

第六百十四條 倉荷証券を質権の目的とした場合において、質権者の承諾があるときは、寄

託者は、当該質権の被担保債権の弁済期前であつても、寄託物の一部の返還を請求することができる。この場合において、倉庫営業者は、返還した寄託物の種類、品質及び数量を倉荷証券に記載し、かつ、その旨を帳簿に記載しなければならない。

(寄託物の供託及び競売)

第六百十五條 第五百二十四條第一項及び第二項の規定は、寄託者又は倉荷証券の所持人が寄託物の受領を拒み、又はこれを受領することができない場合について準用する。

(倉庫営業者の責任の消滅)

第六百十六條 寄託物の損傷又は一部滅失についての倉庫営業者の責任は、寄託者又は倉荷証券の所持人が異議をとなめないで寄託物を受け取り、かつ、保管料等を支払つたときは、消滅する。ただし、寄託物に直ちに発見することができない損傷又は一部滅失があつた場合において、寄託者又は倉荷証券の所持人が引渡しの日から二週間以内に倉庫営業者に對してその旨の通知を發したときは、この限りでない。

2 前項の規定は、倉庫営業者が寄託物の損傷又は一部滅失につき善意であつた場合には、適用しない。

(倉庫営業者の責任に係る債権の消滅時効)

第六百十七條 寄託物の滅失又は損傷についての倉庫営業者の責任に係る債権は、寄託物の出庫の日から一年間行使しないときは、時効によつて消滅する。

2 前項の期間は、寄託物の全部滅失の場合において、倉庫営業者が倉荷証券の所持人(倉荷証券を作成していないとき又は倉荷証券の所持人が知れないときは、寄託者)に對してその旨の通知を發した日から起算する。

3 前二項の規定は、倉庫営業者が寄託物の滅失又は損傷につき善意であつた場合には、適用しない。

第六百十八條から第六百八十三條まで 削除

第三編 海商

第一章 船舶

第一節 総則

(定義)

第六百八十四條 この編(第七百四十七條を除く。)において「船舶」とは、商行為をする目的で航海の用に供する船舶(端舟その他ろかいのみをもつて運搬し、又は主としてろかいをもつて運搬する舟を除く。)をいう。

(従物の推定等)

第六百八十五條 船舶の属具目録に記載した物は、その従物と推定する。

2 属具目録の書式は、国土交通省令で定める。

第二節 船舶の所有

第一款 総則

(船舶の登記等)

第六百八十六條 船舶所有者は、船舶法(明治三十二年法律第四十六号)の定めるところに従い、登記をし、かつ、船舶国籍證書の交付を受けなければならない。

2 前項の規定は、総トン数二十トン未満の船舶については、適用しない。

(船舶所有権の移転の對抗要件)

第六百八十七條 船舶所有権の移転は、その登記をし、かつ、船舶国籍證書に記載しなければ、第三者に對抗することができない。

(航海中の船舶を譲渡した場合の損益の帰属)

第六百八十八條 航海中の船舶を譲渡したときは、その航海によつて生ずる損益は、譲受人に帰属する。

(航海中の船舶に對する差押え等の制限)

第六百八十九條 差押え及び仮差押えの執行(仮差押えの登記をする方法によるものを除く。)は、航海中の船舶(停泊中のものを除く。)に對してはすることができない。

(船舶所有者の責任)

第六百九十條 船舶所有者は、船長その他の船員がその職務を行うについて故意又は過失に

よつて他人に加えた損害を賠償する責任を負う。

(社員持分の売渡しの請求)

第六百九十一条 持分会社の業務を執行する社員持分の移転により当該持分会社の所有する船舶が日本の国籍を喪失することとなるときは、他の業務を執行する社員は、相当の対価でその持分を売り渡すことを請求することができる。

第二款 船舶の共有

(共有に係る船舶の利用)

第六百九十二条 船舶共有者の間においては、船舶の利用に関する事項は、各船舶共有者の持分の価格に従い、その過半数で決する。

第六百九十三条 船舶共有者は、その持分の価格に依り、船舶の利用に関する費用を負担しなければならない。

(船舶共有者の持分買取請求)

第六百九十四条 船舶共有者が次に掲げる事項を決定したときは、その決定について異議のある船舶共有者は、他の船舶共有者に対し、相当の対価で自己の持分を買取することを請求することができる。

一 新たな航海(船舶共有者の間で予定されていなかったものに限り)をすること。

二 船舶の大修繕をすること。

2 前項の規定による請求をしようとする者は、同項の決定の日(当該決定に加わらなかった場合にあつては、当該決定の通知を受けた日の翌日)から三日以内に、他の船舶共有者又は船舶管理人に対してその旨の通知を発しなければならない。

(船舶共有者の第三者に対する責任)

第六百九十五条 船舶共有者は、その持分の価格に依り、船舶の利用について生じた債務を弁済する責任を負う。

(持分の譲渡)

第六百九十六条 船舶共有者の間に組合契約があるときであつても、各船舶共有者(船舶管

理人であるものを除く)は、他の船舶共有者の承諾を得ないで、その持分の全部又は一部を他人に譲渡することができる。

2 船舶管理人である船舶共有者は、他の船舶共有者の全員の承諾を得なければ、その持分の全部又は一部を他人に譲渡することができない。

(船舶管理人)

第六百九十七条 船舶共有者は、船舶管理人を選任しなければならない。

2 船舶共有者でない者を船舶管理人とするには、船舶共有者の全員の同意がなければならない。

3 船舶共有者が船舶管理人を選任したときは、その登記をしなければならない。船舶管理人の代理権の消滅についても、同様とする。

4 第九条の規定は、前項の規定による登記について準用する。

(船舶管理人の代理権)

第六百九十八条 船舶管理人は、次に掲げる行為を除き、船舶共有者に代わつて船舶の利用に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

一 船舶を賃貸し、又はこれについて抵当権を設定すること。

二 船舶を保険に付すること。

三 新たな航海(船舶共有者の間で予定されていなかったものに限り)をすること。

四 船舶の大修繕をすること。

五 借財をすること。

2 船舶管理人の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(船舶管理人の義務)

第六百九十九条 船舶管理人は、その職務に関する帳簿を備え、船舶の利用に関する一切の事項を記載しなければならない。

2 船舶管理人は、一定の期間ごとに、船舶の利用に関する計算を行い、各船舶共有者の承

認を求めなければならない。

(船舶共有者の持分の売渡しの請求等)

第七百条 船舶共有者の持分の移転又は国籍の喪失により船舶が日本の国籍を喪失することとなるときは、他の船舶共有者は、相当の対価でその持分を売り渡すことを請求し、又は競売に付することができる。

第三節 船舶賃貸

(船舶賃貸借の対抗力)

第七百一条 船舶の賃貸借は、これを登記したときは、その後その船舶について物権を取得した者に対しても、その効力を生ずる。

(船舶の賃借人による修繕)

第七百二条 船舶の賃借人であつて商行為をする目的でその船舶を航海の用に供しているものは、その船舶を受け取つた後にこれに生じた損傷があるときは、その利用に必要な修繕をする義務を負う。ただし、その損傷が賃貸人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。

(船舶の賃借人の権利義務等)

第七百三条 前条に規定する船舶の賃借人は、その船舶の利用に関する事項については、第三者に対して、船舶所有者と同一の権利義務を有する。

2 前項の場合において、その船舶の利用について生じた先取特権は、船舶所有者に対して、その効力を生ずる。ただし、船舶の賃借人によるその利用の態様が船舶所有者との契約に反することを先取特権者が知つていたときは、この限りでない。

第四節 定期傭船

(定期傭船契約)

第七百四条 定期傭船契約は、当事者の一方が機装した船舶に船員を乗組ませて当該船舶を一定の期間相手方の利用に供することを約し、相手方がこれに対してその傭船料を支払うことを約することによつて、その効力を生ずる。

(定期傭船者による指示)

第七百五条 定期傭船者は、船長に対し、航路の決定その他の船舶の利用に関し必要な事項を指示することができる。ただし、発航前の検査その他の航海の安全に関する事項については、この限りでない。

(費用の負担)

第七百六条 船舶の燃料、水先料、入港料その他船舶の利用に関する通常の費用は、定期傭船者の負担とする。

(運送及び船舶賃貸借に関する規定の準用)

第七百七条 第五百七十二条、第七百三十九条第一項並びに第七百四十条第一項及び第三項の規定は定期傭船契約に係る船舶により物品を運送する場合について、第七百三十九条第二項の規定は定期傭船者の船舶の利用について生ずる先取特権について、それぞれ準用する。

この場合において、第七百三十九条第一項中「発航の当時」とあるのは、「各航海に係る発航の当時」と読み替へるものとする。

第二章 船長

(船長の代理権)

第七百八条 船長は、船籍港外においては、次に掲げる行為を除き、船舶所有者に代わつて航海のために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

一 船舶について抵当権を設定すること。

二 借財をすること。

2 船長の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(船長による職務代行者の選任)

第七百九条 船長は、やむを得ない事由により自ら船舶を指揮することができない場合には、法令に別段の定めがあるときを除き、自己に代わつて船長の職務を行うべき者を選任することができる。この場合において、船長は、船舶所有者に対してその選任についての責任を負う。

(属具目録の備置き)

第七百十條 船長は、属具目録を船内に備え置かなければならない。

(船長による積荷の処分)

第七百一十一條 船長は、航海中に積荷の利害關係人の利益のため必要があるときは、利害關係人に代わり、最もその利益に適合する方法によつて、その積荷の処分をしなければならない。

2 積荷の利害關係人は、前項の処分によりその積荷について債務を負担したときは、当該債務に係る債権者にその積荷について有する権利を移転して、その責任を免れることができる。ただし、利害關係人に過失があつたときは、この限りでない。

(航海継続のための積荷の使用)

第七百一十二條 船長は、航海を継続するため必要があるときは、積荷を航海の用に供することができる。

2 第五百七十六條第一項及び第二項の規定は、前項の場合において船舶所有者が支払うべき償金の額について準用する。この場合において、同条第一項中「引渡し」とあるのは、「陸揚げ」と読み替へるものとする。

(船長の責任)

第七百一十三條 船長は、海員がその職務を行うについて故意又は過失によつて他人に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、船長が海員の監督について注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

(船長の報告義務)

第七百一十四條 船長は、遅滞なく、航海に関する重要な事項を船舶所有者に報告しなければならない。

(船長の解任)

第七百一十五條 船舶所有者は、いつでも、船長を解任することができる。

2 前項の規定により解任された船長は、その解任について正当な理由がある場合を除き、船舶所有者に対し、解任によつて生じた損害

の賠償を請求することができる。

3 船長が船舶共有者である場合において、その意に反して解任されたときは、船長は、他の船舶共有者に対し、相当の対価で自己の持分を買い取ることを請求することができる。

4 船長は、前項の規定による請求をしようとするときは、遅滞なく、他の船舶共有者又は船舶管理人に対してその旨の通知を發しなければならない。

第七百一十六條から第七百三十六條まで 削除

第三章 海上物品運送に関する特則

第一節 個品運送

(運送品の船積み等)

第七百三十七條 運送人は、個品運送契約(個々の運送品を目的とする運送契約をいう。以下この節において同じ。)に基づいて荷送人から運送品を受け取ったときは、その船積み及び積付けをしなければならない。

2 荷送人が運送品の引渡しを怠つたときは、船長は、直ちに発航することができない。この場合において、荷送人は、運送賃の全額(運送人がその運送品に代わる他の運送品について運送賃を得た場合にあつては、当該運送賃の額を控除した額)を支払わなければならない。

(船長に対する必要書類の交付)

第七百三十八條 荷送人は、船積期間内に、運送に必要な書類を船長に交付しなければならない。

(航海に堪える能力に関する注意義務)

第七百三十九條 運送人は、発航の当時に掲げる事項を欠いたことにより生じた運送品の滅失、損傷又は延着について、損害賠償の責任を負う。ただし、運送人がその当時当該事項について注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 船舶を航海に堪える状態に置くこと。

二 船員の乗組み、船舶の機装及び需品の補給を適切に行うこと。

三 船倉、冷蔵庫その他運送品を積み込む場所を運送品の受入れ、運送及び保存に適する状態に置くこと。

2 前項の規定による運送人の損害賠償の責任を免除し、又は軽減する特約は、無効とする。

(違法な船積品の陸揚げ等)

第七百四十條 法令に違反して又は個品運送契約によらないで船積みされた運送品については、運送人は、いつでも、これを陸揚げすることができる。船が又は積荷に危害を及ぼすおそれがあるときは、これを放棄することができる。

2 運送人は、前項に規定する運送品を運送したときは、船積みされた地及び時における同種の運送品に係る運送賃の最高額を請求することができる。

3 前二項の規定は、運送人その他の利害關係人の荷送人に対する損害賠償の請求を妨げない。

(荷受人の運送賃支払義務等)

第七百四十一條 荷受人は、運送品を受け取ったときは、個品運送契約又は船荷証券の趣旨に従い、運送人に対し、次に掲げる金額の合計額(以下この節において「運送賃等」という。)を支払う義務を負う。

一 運送賃、付随の費用及び立替金の額

二 運送品の価格に應じて支払うべき救助料の額及び共同海損の分担額

2 運送人は、運送賃等の支払を受けるまで、運送品を留置することができる。

(運送品の競売)

第七百四十二條 運送人は、荷受人に運送品を引き渡した後においても、運送賃等の支払を受けるため、その運送品を競売に付することができる。ただし、第三者がその占有を取得したときは、この限りでない。

(荷送人による発航前の解除)

第七百四十三條 発航前においては、荷送人

は、運送賃の全額を支払つて個品運送契約の解除をすることができる。ただし、個品運送契約の解除によつて運送人に生ずる損害の額が運送賃の全額を下回るときは、その損害を賠償すれば足りる。

2 前項の規定は、運送品の全部又は一部の船積みされた場合には、他の荷送人及び備船者の全員の同意を得たときに限り、適用する。この場合において、荷送人は、運送品の船積み及び陸揚げに要する費用を負担しなければならない。

第七百四十四條 荷送人は、前条の規定により個品運送契約の解除をしたときであっても、運送人に対する付随の費用及び立替金の支払義務を免れることができない。

(荷送人による発航後の解除)

第七百四十五條 発航後においては、荷送人は、他の荷送人及び備船者の全員の同意を得、かつ、運送賃等及び運送品の陸揚げによつて生ずべき損害の額の合計額を支払い、又は相当の担保を供しなければ、個品運送契約の解除をすることができない。

(積荷を航海の用に供した場合の運送賃)

第七百四十六條 運送人は、船長が第七百一十二條第一項の規定により積荷を航海の用に供したときにおいても、運送賃の全額を請求することができる。

(非航海船による物品運送への準用)

第七百四十七條 この節の規定は、商行為をする目的で専ら湖川、港湾その他の海以外の水域において航行の用に供する船舶(端舟その他のろかいのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転する舟を除く。以下この編において「非航海船」という。)によつて物品を運送する場合について準用する。

第二節 航海備船

(運送品の船積み)

第七百四十八條 航海備船契約(船舶の全部又は一部を目的とする運送契約をいう。以下こ

の節において同じ。)に基づいて運送品の船積みのために必要な準備を完了したときは、船長は、遅滞なく、備船者に対してその旨の通知を発しなければならない。

2 船積期間の定めがある航海備船契約において始期を定めなかったときは、その期間は、前項の通知があつた時から起算する。この場合において、不可抗力によつて船積みをするのでできない期間は、船積期間に算入しない。

3 備船者が船積期間の経過後に運送品の船積みをした場合には、運送人は、特約がないときであっても、相当な滞船料を請求することができる。

(第三者による船積み)

第七百四十九条 船長は、第三者から運送品を受け取るべき場合において、その第三者を確知することができないとき、又はその第三者が運送品の船積みをしたときは、直ちに備船者に対してその旨の通知を発しなければならない。

2 前項の場合において、備船者は、船積期間内に限り、運送品の船積みをするのできる。

(備船者による発航の請求)

第七百五十条 備船者は、運送品の全部の船積みをしていないときであっても、船長に対し、発航の請求をすることができる。

2 備船者は、前項の請求をしたときは、運送人に対し、運送貨の全額のほか、運送品の全部の船積みをしていないことによつて生じた費用を支払ふ義務を負い、かつ、その請求により、当該費用の支払について相当の担保を供しなければならない。

(船長の発航権)

第七百五十一条 船長は、船積期間が経過した後、備船者が運送品の全部の船積みをしていないときであっても、直ちに発航することができる。この場合においては、前条第二項

の規定を準用する。

(運送品の陸揚げ)

第七百五十二条 運送品の陸揚げのために必要な準備を完了したときは、船長は、遅滞なく、荷受人に対してその旨の通知を発しなければならない。

2 陸揚げ期間の定めがある航海備船契約において始期を定めなかったときは、その期間は、前項の通知があつた時から起算する。この場合において、不可抗力によつて陸揚げをすることができない期間は、陸揚げ期間に算入しない。

3 荷受人が陸揚げ期間の経過後に運送品の陸揚げをした場合には、運送人は、特約がないときであっても、相当な滞船料を請求することができる。

(全部航海備船契約の備船者による発航前の解除)

第七百五十三条 発航前においては、全部航海備船契約(船舶の全部を目的とする航海備船契約をいう。以下この節において同じ。)の備船者は、運送貨の全額及び滞船料を支払つて全部航海備船契約の解除をすることができる。ただし、全部航海備船契約の解除によつて運送人に生ずる損害の額が運送貨の全額及び滞船料を下回るときは、その損害を賠償すれば足りる。

2 備船者は、運送品の全部又は一部の船積みをした後に前項の規定により全部航海備船契約の解除をしたときは、その船積み及び陸揚げに要する費用を負担しなければならない。

3 全部航海備船契約の備船者が船積期間内に運送品の船積みをしなかったときは、運送人は、その備船者が全部航海備船契約の解除をしたものとみなすことができる。

(全部航海備船契約の備船者による発航後の解除)

第七百五十四条 発航後においては、全部航海備船契約の備船者は、第七百四十五条に規定

する合計額及び滞船料を支払い、又は相当の担保を供しなければ、全部航海備船契約の解除をすることができない。

(一部航海備船契約の解除への準用)

第七百五十五条 第七百四十三条、第七百四十五条及び第七百五十三条第三項の規定は、船舶の一部を目的とする航海備船契約の解除について準用する。この場合において、第七百四十三条第一項中「全額」とあるのは「全額及び滞船料」と、第七百四十五条中「合計額」とあるのは「合計額並びに滞船料」と読み替へるものとする。

(個品運送契約に関する規定の準用等)

第七百五十六条 第七百三十八条から第七百四十二条まで(第七百三十九条第二項を除く。)、第七百四十四条、第七百四十六条及び第七百四十七条の規定は、航海備船契約について準用する。この場合において、第七百四十一条第一項中「金額」とあるのは「金額及び滞船料」と、第七百四十四条中「前条」とあるのは「第七百五十三条第一項又は第七百五十五条において準用する前条」と、第七百四十七条中「この節」とあるのは「次節」と読み替へるものとする。

2 運送人は、前項において準用する第七百三十九条第一項の規定による運送人の損害賠償の責任を免除し、又は軽減する特約をもつて船荷証券の所持人に対抗することができる。

第三節 船荷証券等

(船荷証券の交付義務)

第七百五十七条 運送人又は船長は、荷送人又は備船者の請求により、運送品の船積み後遅滞なく、船積みがあつた旨を記載した船荷証券(以下この節において「船積船荷証券」という。)の一通又は数通を交付しなければならない。運送品の船積み前においても、その受取があつた旨を記載した船荷証券(以下この節

において「受取船荷証券」という。)の一通又は数通を交付しなければならない。

2 受取船荷証券が交付された場合には、受取船荷証券の全部と引換えでなければ、船積船荷証券の交付を請求することができない。

3 前二項の規定は、運送品について現に海上運送状が交付されているときは、適用しない。

(船荷証券の記載事項)

第七百五十八条 船荷証券には、次に掲げる事項(受取船荷証券にあつては、第七号及び第八号に掲げる事項を除く。)を記載し、運送人又は船長がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

一 運送品の種類

二 運送品の容積若しくは重量又は包若しくは個品の数及び運送品の記号

三 外部から認められる運送品の状態

四 荷送人又は備船者の氏名又は名称

五 荷受人の氏名又は名称

六 運送人の氏名又は名称

七 船舶の名称

八 船積港及び船積みの年月日

九 陸揚港

十 運送貨

十一 数通の船荷証券を作成したときは、その数

十二 作成地及び作成の年月日

2 受取船荷証券と引換えに船積船荷証券の交付の請求があつたときは、その受取船荷証券に船積みがあつた旨を記載し、かつ、署名し、又は記名押印して、船積船荷証券の作成に代えることができる。この場合においては、前項第七号及び第八号に掲げる事項をも記載しなければならない。

(荷送人又は備船者の通知)

第七百五十九条 前条第一項第一号及び第二号に掲げる事項は、その事項につき荷送人又は備船者の書面又は電磁的方法による通知が

あつたときは、その通知に従つて記載しなければならぬ。

2 前項の規定は、同項の通知が正確でないと思ふべき正当な理由がある場合及び当該通知が正確であることを確認する適当な方法がない場合には、適用しない。運送品の記号について、運送品又はその容器若しくは包装に航海の終了の時まで判読に堪える表示がされてない場合も、同様とする。

3 荷送人又は備船者は、運送人に対し、第一項の通知が正確でないことによつて生じた損害を賠償する責任を負ふ。

(船荷証券の不実記載)

第七百六十条 運送人は、船荷証券の記載が事実と異なることをもつて善意の所持人に対抗することができない。

(運送品に関する処分)

第七百六十一条 船荷証券が作成されたときは、運送品に関する処分は、船荷証券によつてしなければならない。

(船荷証券の譲渡又は質入れ)

第七百六十二条 船荷証券は、記名式であるときであつても、裏書によつて、譲渡し、又は質権の目的とすることが出来る。ただし、船荷証券に裏書を禁止する旨を記載したときは、この限りでない。

(船荷証券の引渡し効力)

第七百六十三条 船荷証券により運送品を受け取ることができる者に船荷証券を引き渡したときは、その引渡しは、運送品について行使する権利の取得に関しては、運送品の引渡しと同一の効力を有する。

(運送品の引渡請求)

第七百六十四条 船荷証券が作成されたときは、これと引換えでなければ、運送品の引渡しを請求することができない。

(数通の船荷証券を作成した場合における運送品の引渡し)

第七百六十五条 陸揚港においては、運送人

は、数通の船荷証券のうち一通の所持人が運送品の引渡しを請求したときであつても、その引渡しを拒むことができない。

2 陸揚港外においては、運送人は、船荷証券の全部の返還を受けなければ、運送品の引渡しをすることができない。

第七百六十六条 二人以上の船荷証券の所持人がある場合において、その一人が他の所持人より先に運送人から運送品の引渡しを受けたときは、当該他の所持人の船荷証券は、その効力を失ふ。

(二人以上の船荷証券の所持人から請求を受けた場合の供託)

第七百六十七条 二人以上の船荷証券の所持人が運送品の引渡しを請求したときは、運送人は、その運送品を供託することができる。運送人が第七百六十五条第一項の規定により運送品の一部を引き渡した後に他の所持人が運送品の引渡しを請求したときにおけるその運送品の残部についても、同様とする。

2 運送人は、前項の規定により運送品を供託したときは、遅滞なく、請求をした各所持人に対してその旨の通知を発ししなければならない。

3 第一項に規定する場合においては、最も先に発送され、又は引き渡された船荷証券の所持人が他の所持人に優先する。

(船荷証券が作成された場合の特則)

第七百六十八条 船荷証券が作成された場合における前編第八章第二節の規定の適用については、第五百八十条中「荷送人」とあるのは、「船荷証券の所持人」とし、第五百八十一条、第五百八十二条第二項及び第五百八十七条ただし書の規定は、適用しない。

(複合運送証券)

第七百六十九条 運送人又は船長は、陸上運送及び海上運送を一の契約で引き受けたときは、荷送人の請求により、運送品の船積み後遅滞なく、船積みがあつた旨を記載した複合

運送証券の一通又は数通を交付しなければならない。運送品の船積み前においても、その受取後は、荷送人の請求により、受取があつた旨を記載した複合運送証券の一通又は数通を交付しなければならない。

2 第七百五十七条第二項及び第七百五十八条から前条までの規定は、複合運送証券について準用する。この場合において、第七百五十八条第一項中「除く。」とあるのは、「除く。」並びに発送地及び到達地」と読み替へるものとする。

第四節 海上運送状

第七百七十条 運送人又は船長は、荷送人又は備船者の請求により、運送品の船積み後遅滞なく、船積みがあつた旨を記載した海上運送状を交付しなければならない。運送品の船積み前においても、その受取後は、荷送人又は備船者の請求により、受取があつた旨を記載した海上運送状を交付しなければならない。

2 海上運送状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 第七百五十八条第一項各号(第十一号を除く。)に掲げる事項(運送品の受取があつた旨を記載した海上運送状にあつては、同項第七号及び第八号に掲げる事項を除く。)

二 数通の海上運送状を作成したときは、その数

3 第一項の運送人又は船長は、海上運送状の交付に代えて、法務省令で定めるところにより、荷送人又は備船者の承諾を得て、海上運送状に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該運送人又は船長は、海上運送状を交付したものとはみなす。

4 前三項の規定は、運送品について現に船荷証券が交付されているときは、適用しない。

第七百七十一条から第七百八十七条まで 削除

第四章 船舶の衝突

(船舶所有者間の責任の分担)

第七百八十八条 船舶と他の船舶との衝突(次条において「船舶の衝突」という。)に係る事故が生じた場合において、衝突したいずれの船舶についてもその船舶所有者又は船員に過失があつたときは、裁判所は、これらの過失の軽重を考慮して、各船舶所有者について、その衝突による損害賠償の責任及びその額を定める。この場合において、過失の軽重を定めることができないときは、損害賠償の責任及びその額は、各船舶所有者が等しい割合で負担する。

(船舶の衝突による損害賠償請求権の消滅時効)

第七百八十九条 船舶の衝突を原因とする不法行為による損害賠償請求権(財産権が侵害されたことによるものに限る。)は、不法行為の時から二年間行使しないときは、時効によつて消滅する。

(準衝突)

第七百九十条 前二条の規定は、船舶がその航行若しくは船舶の取扱ひに関する行為又は船舶に関する法令に違反する行為により他の船舶に著しく接近し、当該他の船舶又は当該他の船舶内にある人若しくは物に損害を加えた事故について準用する。

(非航海船舶との衝突等への準用)

第七百九十一条 前三条の規定は、船舶と非航海船舶との事故について準用する。

第五章 海難救助

(救助料の支払の請求等)

第七百九十二条 船舶又は積荷その他の船舶内にある物(以下この編において「積荷等」という。)の全部又は一部が海難に遭遇した場合において、これを救助した者があつたときは、その者(以下この章において「救助者」という。)は、契約に基づかないで救助したときであつても、その結果に対して救助料の支払を請求することができる。

2 船舶所有者及び船長は、積荷等の所有者に

代わつてその救助に係る契約を締結する権限を有する。

(救助料の額)

第七百九十三条 救助料につき特約がない場合において、その額につき争いがあるときは、裁判所は、危険の程度、救助の結果、救助のために要した労力及び費用(海洋の汚染の防止又は軽減のためのものを含む。)その他一切の事情を考慮して、これを定める。

(救助料の増減の請求)

第七百九十四条 海難に際し契約で救助料を定めた場合において、その額が著しく不相当であるときは、当事者は、その増減を請求することができる。この場合においては、前条の規定を準用する。

(救助料の上限額)

第七百九十五条 救助料の額は、特約がないときは、救助された物の価額(救助された積荷の運送賃の額を含む。)の合計額を超えることができない。

(救助料の割合等)

第七百九十六条 数人が共同して救助した場合において、各救助者に支払うべき救助料の割合については、第七百九十三条の規定を準用する。

2 第七百九十二条第一項に規定する場合において、人命の救助に従事した者があるときは、その者も、前項の規定に従つて救助料の支払を受けることができる。

第七百九十七条 救助に従事した船舶に係る救助料については、その三分の二を船舶所有者に支払い、その三分の一を船員に支払わなければならない。

2 前項の規定に反する特約で船員に不利なもの、無効とする。

3 前二項の規定にかかわらず、救助料の割合が著しく不相当であるときは、船舶所有者又は船員の一方は、他の一方に対し、その増減を請求することができる。この場合において

は、第七百九十三条の規定を準用する。

4 各船員に支払うべき救助料の割合は、救助に従事した船舶の船舶所有者が決定する。この場合においては、前条の規定を準用する。

5 救助者が救助することを業とする者であるときは、前各項の規定にかかわらず、救助料の全額をその救助者に支払わなければならない。

(救助料の割合の案)

第七百九十八条 船舶所有者が前条第四項の規定により救助料の割合を決定するには、航海を終了するまでにその案を作成し、これを船員に示さなければならない。

第七百九十九条 船員は、前条の案に対し、異議の申立てをすることができる。この場合において、当該異議の申立ては、その案が示された後、当該異議の申立てをすることができる最初の港の管海官庁にしなければならない。

2 管海官庁は、前項の規定による異議の申立てを理由があると認めるときは、前条の案を更正することができる。

3 船舶所有者は、第一項の規定による異議の申立てについての管海官庁の決定があるまでは、船員に対し、救助料の支払をすることができない。

第八百条 船舶所有者が第七百九十八条の案の作成を怠つたときは、管海官庁は、船員の請求により、船舶所有者に対し、その案の作成を命ずることができる。

2 船舶所有者が前項の規定による命令に従わないときは、管海官庁は、自ら第七百九十七条第四項の規定による決定をすることができる。

(救助料を請求することができない場合)

第八百一条 次に掲げる場合には、救助者は、救助料を請求することができない。
一 故意に海難を発生させたとき。
二 正当な事由により救助を拒まれたにもか

かわらず、救助したとき。

(積荷等についての先取特権)

第八百二条 救助料に係る債権を有する者は、救助された積荷等について先取特権を有する。

2 前項の先取特権については、第八百四十三条第二項、第八百四十四条及び第八百四十六条の規定を準用する。

(救助料の支払等に係る船長の権限)

第八百三条 救助された船舶の船長は、救助料の債務者に代わつてその支払に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

2 救助された船舶の船長は、救助料に関し、救助料の債務者のために、原告又は被告となることができる。

3 前二項の規定は、救助に従事した船舶の船長について準用する。この場合において、これらの規定中「債務者」とあるのは、「債権者(当該船舶の船舶所有者及び海員に限る。)」と読み替へるものとする。

4 前三項の規定は、契約に基づく救助については、適用しない。

(積荷等の所有者の責任)

第八百四条 積荷等の全部又は一部が救助されたときは、当該積荷等の所有者は、当該積荷等をもつて救助料に係る債務を弁済する責任を負う。

(特別補償料)

第八百五条 海難に遭遇した船舶から排出された油その他の物により海洋が汚染され、当該汚染が広範囲の沿岸海域において海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、若しくは人の健康を害し、又はこれらの障害を及ぼすおそれがある場合において、当該船舶の救助に従事した者が当該障害の防止又は軽減のための措置をとつたときは、その者(以下この条において「汚染対処船舶救助従事者」という。)は、特約があるときを除き、船舶所有者に対し、

特別補償料の支払を請求することができる。

2 特別補償料の額は、前項に規定する措置として必要又は有益であつた費用に相当する額とする。

3 汚染対処船舶救助従事者がその措置により第一項に規定する障害を防止し、又は軽減したときは、特別補償料は、当事者の請求により、前項に規定する費用に相当する額以上当該額に百分の三十(当該額が当該障害の防止又は軽減の結果に比して著しく少ないことその他の特別の事情がある場合にあつては、百分の百)を乗じて得た額を加算した額以下の範囲内において、裁判所がこれを定める。この場合においては、第七百九十三条の規定を準用する。

4 汚染対処船舶救助従事者が同一の海難につき救助料に係る債権を有するときは、特別補償料の額は、当該救助料の額を控除した額とする。

5 汚染対処船舶救助従事者の過失によつて第一項に規定する障害を防止し、又は軽減することができなかったときは、裁判所は、これを考慮して、特別補償料の額を定めることができる。

(救助料に係る債権等の消滅時効)

第八百六条 救助料又は特別補償料に係る債権は、救助の作業が終了した時から二年間行使しないときは、時効によつて消滅する。

(非航海船舶の救助への準用)

第八百七条 この章の規定は、非航海船舶又は非航海船内にある積荷その他の物を救助する場合について準用する。

第六章 共同海損

(共同海損の成立)

第八百八条 船舶及び積荷等に対する共同の危険を避けるために船舶又は積荷等について処分がされたときは、当該処分(以下この章において「共同危険回避処分」という。)によつて生じた損害及び費用は、共同海損とする。

2 前項の規定は、同項の危険が過失によつて生じた場合における利害関係人から当該過失のある者に対する求償権の行使を妨げない。
(共同海損となる損害又は費用)

第八百九条 共同海損となる損害の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額によつて算定する。ただし、第二号及び第四号に定める額については、積荷の滅失又は損傷のために支払うことを要しなくなった一切の費用の額を控除するものとする。

- 一 船舶 到達の地及び時における当該船舶の価格
- 二 積荷 陸揚げの地及び時における当該積荷の価格
- 三 積荷以外の船舶内にある物 到達の地及び時における当該物の価格
- 四 運送賃 陸揚げの地及び時において請求することができる運送賃の額

2 船舶証券その他積荷の価格を評定するに足る書類(以下この章において「価格評定書類」という。)に積荷の実価より低い価額を記載したときは、その積荷に加えた損害の額は、当該価格評定書類に記載された価額によつて定める。積荷の価格に影響を及ぼす事項につき価格評定書類に虚偽の記載をした場合において、当該記載によることとすれば積荷の実価より低い価格が評定されることとなるときも、同様とする。

3 次に掲げる損害又は費用は、利害関係人が分担することを要しない。
一 次に掲げる物に加えた損害。ただし、次のハに掲げる物にあつては第五百七十七条第二項第一号に掲げる場合を、次のニに掲げる物にあつては甲板積みをする商慣習がある場合を除く。
イ 船舶所有者に無断で船積みがされた積荷
ロ 船積みの際して故意に虚偽の申告がされた積荷

ハ 高価品である積荷であつて、荷送人又は備船者が運送を委託するに当たりその種類及び価額を通知していないもの
ニ 甲板上の積荷
ホ 属具目録に記載がない属具
二 特別補償料
(共同海損の分担額)

第八百十条 共同海損は、次の各号に掲げる者(船員及び旅客を除く。)が当該各号に定める額の割合に応じて分担する。
一 船舶の利害関係人 到達の地及び時における当該船舶の価格
二 積荷の利害関係人 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額
イ 陸揚げの地及び時における当該積荷の価格
ロ 共同危険回避処分の際においてイに規定する積荷の全部が滅失したとした場合に当該積荷の利害関係人が支払うことを要しないこととなる運送賃その他の費用の額

三 積荷以外の船舶内にある物(船舶に備へ付けた武器を除く。)の利害関係人 到達の地及び時における当該物の価格
四 運送人 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額
イ 第二号ロに規定する運送賃のうち、陸揚げの地及び時において現に存する債権の額
ロ 船員の給料その他の航海に必要な費用(共同海損となる費用を除く。)のうち、共同危険回避処分の際に船舶及び第二号イに規定する積荷の全部が滅失したとした場合に運送人が支払うことを要しないこととなる額

2 共同危険回避処分の後、到達又は陸揚げ前に船舶又は積荷等について必要費又は有益費を支出したときは、当該船舶又は積荷等については、前項第一号から第三号までに定める額は、その費用(共同海損となる費用を除く。)の額を控除した額とする。
3 第一項に規定する者が共同危険回避処分によりその財産につき損害を受けたときは、その者については、同項各号に定める額は、その損害の額(当該財産について前項に規定する必要費又は有益費を支出した場合にあつては、その費用(共同海損となる費用に限る。))の額を超える部分の額に限る。)を加算した額とする。
4 価格評定書類に積荷の実価を超える価額を記載したときは、その積荷の利害関係人は、当該価格評定書類に記載された価額に応じて共同海損を分担する。積荷の価格に影響を及ぼす事項につき価格評定書類に虚偽の記載をした場合において、当該記載によることとすれば積荷の実価を超える価格が評定されることとなるときも、同様とする。
(共同海損を分担すべき者の責任)
第八百十一条 前条の規定により共同海損を分担すべき者は、船舶の到達(同条第一項第二号又は第四号に掲げる者にあつては、積荷の陸揚げ)の時に現存する価額の限度においてのみ、その責任を負う。
(共同海損の分担に基づく債権の消滅時効)
第八百十二条 共同海損の分担に基づく債権は、その計算が終了した時から一年間行使しないときは、時効によつて消滅する。
第八百十三条及び第八百十四条 削除
第七章 海上保険
(定義等)
第八百十五条 この章において「海上保険契約」とは、損害保険契約のうち、保険者(営業として保険の引受けを行うものに限る。以下この章において同じ。)が航海に関する事故によつて生ずることのある損害を填補することとを約するものをいう。
2 海上保険契約については、この章に別段の定めがある場合を除き、保険法(平成二十年

法律第五十六号)第二章第一節から第四節まで及び第六節並びに第五章の規定を適用する。
(保険者の填補責任)
第八百十六条 保険者は、この章又は海上保険契約に別段の定めがある場合を除き、保険の目的について、保険期間内に発生した航海に関する事故によつて生じた一切の損害を填補する責任を負う。
第八百十七条 保険者は、海難の救助又は共同海損の分担のため被保険者が支払うべき金額を填補する責任を負う。
2 保険法第十九条の規定は、前項に規定する金額について準用する。この場合において、同条中「てん補損害額」とあるのは、「商法(明治三十二年法律第四十八号)第八百七十七条第一項に規定する金額」と読み替へるものとする。
(船舶保険の保険価額)
第八百十八条 船舶を保険の目的物とする海上保険契約(以下この章において「船舶保険契約」という。)については、保険期間の始期における当該船舶の価額を保険価額とする。
(貨物保険の保険価額)
第八百十九条 貨物を保険の目的物とする海上保険契約(以下この章において「貨物保険契約」という。)については、その船積みがされた地及び時における当該貨物の価額、運送賃並びに保険に関する費用の合計額を保険価額とする。
(告知義務)
第八百二十条 保険契約者又は被保険者になる者は、海上保険契約の締結に際し、海上保険契約により填補することとされる損害の発生の可能性(以下この章において「危険」という。)に関する重要な事項について、事実の告知をしなければならない。
(契約締結時に交付すべき書面の記載事項)
第八百二十一条 保険者が海上保険契約を締結

した場合においては、保険法第六条第一項に規定する書面には、同項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならぬ。

一 船舶保険契約を締結した場合 船舶の名称、国籍、種類、船質、総トン数、建造の年及び航行区域（一の航海について船舶保険契約を締結した場合にあっては、発航港及び到達港（寄航港の定めがあるときは、その港を含む。）並びに船舶所有者の氏名又は名称

二 貨物保険契約を締結した場合 船舶の名称並びに貨物の發送地、船積港、陸揚港及び到達地

（航海の変更）

第八百二十二条 保険期間の始期の到来前に航海の変更をしたときは、海上保険契約は、その効力を失う。

2 保険期間内に航海の変更をしたときは、保険者は、その変更以後に発生した事故によつて生じた損害を填補する責任を負わない。ただし、その変更が保険契約者又は被保険者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

3 到達港を変更し、その実行に着手した場合においては、海上保険契約で定める航路を離れないときであつても、航海の変更をしたものとみなす。

（著しい危険の増加）

第八百二十三条 次に掲げる場合には、保険者は、その事実が生じた時以後に発生した事故によつて生じた損害を填補する責任を負わない。ただし、当該事実が当該事故の発生に影響を及ぼさなかつたとき、又は保険契約者若しくは被保険者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一 被保険者が発航又は航海の継続を怠つた

とき。

二 被保険者が航路を変更したとき。

三 前二号に掲げるもののほか、保険契約者又は被保険者が危険を著しく増加させたとき。

（船舶の変更）

第八百二十四条 貨物保険契約で定める船舶を変更したときは、保険者は、その変更以後に発生した事故によつて生じた損害を填補する責任を負わない。ただし、その変更が保険契約者又は被保険者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（予定保険）

第八百二十五条 貨物保険契約において、保険期間、保険金額、保険の目的物、約定保険価額、保険料若しくはその支払の方法、船舶の名称又は貨物の發送地、船積港、陸揚港若しくは到達地（以下この条において「保険期間等」という。）につきその決定の方法を定めたときは、保険法第六条第一項に規定する書面には、保険期間等を記載することを要しない。

2 保険契約者又は被保険者は、前項に規定する場合において、保険期間等が確定したことを知つたときは、遅滞なく、保険者に対し、その旨の通知をしなければならない。

3 保険契約者又は被保険者が故意又は重大な過失により遅滞なく前項の通知をしなかつたときは、貨物保険契約は、その効力を失う。

（保険者の免責）

第八百二十六条 保険者は、次に掲げる損害を填補する責任を負わない。ただし、第四号に掲げる損害にあっては、保険契約者又は被保険者が発航の当時同号に規定する事項について注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 保険の目的物の性質若しくは瑕疵又はその通常の損耗によつて生じた損害

二 保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失（責任保険契約にあっては、故意）によつて生じた損害

三 戦争その他の変乱によつて生じた損害

四 船舶保険契約にあっては、発航の当時第七百三十九条第一項各号（第七百七条及び第七百五十六條第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事項を欠いたことにより生じた損害

五 貨物保険契約にあっては、貨物の荷造りの不完全によつて生じた損害

（貨物の損傷等の場合の填補責任）

第八百二十七条 保険の目的物である貨物が損傷し、又はその一部が滅失して到達地に到着したときは、保険者は、第一号に掲げる額の第二号に掲げる額に対する割合を保険価額（約定保険価額があるときは、当該約定保険価額）に乘じて得た額を填補する責任を負う。

一 当該貨物に損傷又は一部滅失がなかつたとした場合の当該貨物の価額から損傷又は一部滅失後の当該貨物の価額を控除した額

二 当該貨物に損傷又は一部滅失がなかつたとした場合の当該貨物の価額

（不可抗力による貨物の売却の場合の填補責任）

第八百二十八条 航海の途中において不可抗力により保険の目的物である貨物が売却されたときは、保険者は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を填補する責任を負う。

一 保険価額（約定保険価額があるときは、当該約定保険価額）

二 当該貨物の売却によつて得た代価から運送費その他の費用を控除した額

（告知義務違反による解除）

第八百二十九条 保険者は、保険契約者又は被保険者が、危険に関する重要な事項について、故意又は重大な過失により事実の告知を

せず、又は不実の告知をしたときは、海上保険契約を解除することができる。この場合においては、保険法第二十八條第二項第一号に係る部分に限る。）及び第四項並びに第三十一条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定を準用する。

（相互保険への準用）

第八百三十条 この章の規定は、相互保険について準用する。ただし、その性質がこれを許さないときは、この限りでない。

第八百三十一条から第八百四十一条まで 削除

第八章 船舶先取特権及び船舶抵当権

（船舶先取特権）

第八百四十二条 次に掲げる債権を有する者は、船舶及びその属具について先取特権を有する。

一 船舶の運航に直接関連して生じた人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権

二 救助料に係る債権又は船舶の負担に属する共同海損の分担に基づく債権

三 国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七号）若しくは国税徴収の例によつて徴収することのできる請求権であつて船舶の入港、港灣の利用その他船舶の航海に関して生じたもの又は水先料若しくは引き船料に係る債権

四 航海を継続するために必要な費用に係る債権

五 雇用契約によつて生じた船長その他の船員の債権

（船舶先取特権の順位）

第八百四十三条 前条各号に掲げる債権に係る先取特権（以下この章において「船舶先取特権」という。）が互いに競合する場合には、その優先権の順位は、同条各号に掲げる順序に従う。ただし、同条第二号に掲げる債権（救助料に係るものに限る。）に係る船舶先取特権は、その発生の時において既に生じている他の船舶先取特権に優先する。

2 同一順位の船舶先取特権を有する者が数人あるときは、これらの者は、その債権額の割合に応じて弁済を受ける。ただし、前条第二号から第四号までに掲げる債権にあつては、同一順位の船舶先取特権が同時に生じたものでないときは、後に生じた船舶先取特権が前に生じた船舶先取特権に優先する。 (船舶先取特権と他の先取特権との競合) 第八百四十四条 船舶先取特権と他の先取特権とが競合する場合には、船舶先取特権は、他の先取特権に優先する。 (船舶先取特権と船舶の譲受人) 第八百四十五条 船舶所有者がその船舶を譲渡したときは、譲受人は、その登記をした後、船舶先取特権を有する者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨を公告しなければならぬ。この場合において、その期間は、一箇月を下ることができない。 2 船舶先取特権を有する者が前項の期間内に同項の申出をしなかつたときは、その船舶先取特権は、消滅する。 (船舶先取特権の消滅) 第八百四十六条 船舶先取特権は、その発生後一年を経過したときは、消滅する。 (船舶抵当権) 第八百四十七条 登記した船舶は、抵当権の目的とすることができる。 2 船舶の抵当権は、その属具に及ぶ。 3 船舶の抵当権には、不動産の抵当権に関する規定を準用する。この場合において、民法第三百八十四条第一号中「抵当権を履行して競売の申立てをしないとき」とあるのは、「抵当権の実行としての競売の申立て若しくはその提供を承諾しない旨の第三取得者に対する通知をせず、又はその通知をした債権者が抵当権の実行としての競売の申立てをすることができに至つた後一週間以内にこれをしないとき」と読み替へるものとす。 (船舶抵当権と船舶先取特権等との競合)	第八百四十八条 船舶の抵当権と船舶先取特権とが競合する場合には、船舶先取特権は、船舶の抵当権に優先する。 2 船舶の抵当権と先取特権(船舶先取特権を除く)とが競合する場合には、船舶の抵当権は、民法第三百三十条第一項に規定する第一順位の先取特権と同順位とする。 (質権設定の禁止) 第八百四十九条 登記した船舶は、質権の目的とすることができない。 (製造中の船舶への準用) 第八百五十条 この章の規定は、製造中の船舶について準用する。 (国際海上物品運送法の一部改正) 第二条 国際海上物品運送法(昭和三十三年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。 第一条中「第二十条の二」を「第十六条」に、「使用する者」を「被用者」に改める。 第二条第一項中「第六百八十四条第一項に規定する船舶で、同条第二項の舟以外のもの」を「第六百八十四条に規定する船舶」に改め、同条第二項中「する船舶所有者、船舶賃借人及び備船者」を「引き受ける者」に改め、同条第三項中「委託する備船者及び荷送人」を「委託する者に改める。 第四条第三項中「第九条を」商法第七百六十条」に改める。 第五条を次のように改める。 (航海に堪える能力に関する注意義務) 第五条 運送人は、発航の当時に掲げる事項を欠いたことにより生じた運送品の滅失、損傷又は延着について、損害賠償の責任を負う。ただし、運送人が自己及びその使用する者がその当時当該事項について注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。 一 船舶を航海に堪える状態に置くこと。 二 船員の乗組み、船舶の機装及び需品の補給を適切に行ふこと。	三 船倉、冷蔵室その他運送品を積み込む場所を運送品の受入れ、運送及び保存に適する状態に置くこと。 第六条から第十条までを削る。 第十一条第一項中「船積」を「船積み」に、「何時でも、陸揚げし」を「いつでも、陸揚げし」に改め、同条第三項中「船積」を「船積み」に、「陸揚げし」を「陸揚げし」に改め、同条第四項中「責を」を「責任を」に改め、同条を第六条とする。 第十二条第三項中「引渡」を「引渡し」に、「立会を」を「立会い」に改め、同条第四項中「疑が」を「疑いが」に改め、同条を第七条とする。 第十二条の二第一項中「商品取引所の相場の」を「取引所の相場が」に改め、同条第二項中「第五百八十条第三項」を「第五百七十六条第二項」に改め、同条を第八条とする。 第十三条第一項中「一包又は一単位につき」を削り、同項第一号を次のように改める。 一 滅失、損傷又は延着に係る運送品の包又は単位の数に一計算単位の六百六十六・六七倍を乗じて得た金額 第十三条第一項第二号中「滅失、損傷又は延着に係る」を「前号の」に改め、同条第三項中「船荷証券」の下に「又は海上運送状」を加え、同条第四項中「使用する者」を「被用者」に、「第二十條の二第二項」を「第十六条第三項」に改め、同条第六項中「こえる」を「超える」に、「責を」を「責任を」に改め、同条を第九条とする。 第十三条の二中「第十二条の二」を「第八条」に、「責め」を「責任」に改め、同条を第十条とする。 第十四条を削る。 第十五条第一項中「第八条、第九条又は第十二条から前条まで」を「若しくは第七條から前条まで又は商法第五百八十五条、第七百五十九條若しくは第七百六十條」に改め、「また」を削り、同条第三項中「船積前」を「船積み前」に、「荷揚げ後」を「荷揚げ後」に改め、同条を第十一条とする。	第十六条の前の見出しを削り、同条を第十二条とし、同条の前の見出しとして「特約禁止の特例」を付し、第十七条を第十三条とする。 第十八条第一項中「第十五条第一項」を「第十一条第一項」に、「甲板積」を「甲板積み」に改め、同条第二項中「第十五条第一項」を「第十一条第一項」に、「甲板積」を「甲板積み」に改め、「また」を削り、同条を第十四条とし、同条の次に次の一条を加える。 (商法の適用) 第十五条 第一条の運送には、商法第五百七十五條、第五百七十六條、第五百八十四條、第五百八十七條、第五百八十八條、第七百三十九條第一項(同法第七百五十六條第一項において準用する場合を含む)及び第二項、第七百五十六條第二項並びに第七百六十九條の規定を除き、同法第二編第八章第二節及び第三編第三章の規定を適用する。 第十九條及び第二十條を削る。 第二十條の二第一項中「第十一条第四項及び第十二條の二から第十四條まで並びに前条第二項において準用する商法第五百七十八條」を「第六條第四項及び第八條から第十條まで並びに商法第五百七十七條及び第五百八十五條」に、「第七百四條第一項」を「第七百三條第一項」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「使用する者」を「被用者」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。 2 前項の規定は、荷受人があらかじめ荷送人の委託による運送を拒んでいたにもかかわらず荷送人から運送を引き受けた運送人の荷受人に対する責任には、適用しない。 第二十條の二第四項中「第十三條第四項」を「第九条第四項」に、「使用する者」を「被用者」に改め、同条第五項中「前三項」を「前二項」に、「使用する者」を「被用者」に改め、同条を第十六條とする。 第二十一条を第十七條とする。
---	---	---	---

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五十条及び第五十二条の規定は、公布の日から施行する。

(商法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第二条 第一条の規定による改正後の商法(以下「新商法」という。)の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に生じた事項にも適用する。ただし、同条の規定による改正前の商法(以下「旧商法」という。)の規定によつて生じた効力を妨げない。

(運送取扱営業に関する経過措置)

第三条 施行日前に締結された運送取扱契約(以下「旧運送取扱契約」という。)並びに旧運送取扱契約に係る運送品に関する運送取扱人及びその被用者の不法行為による損害賠償の責任については、なお従前の例による。

(物品運送に関する経過措置)

第四条 施行日前に締結された物品運送契約(以下「旧物品運送契約」という。)並びに旧物品運送契約に係る運送品に関する運送人及びその被用者の不法行為による損害賠償の責任については、なお従前の例による。

(旅客運送に関する経過措置)

第五条 施行日前に締結された旅客運送契約(以下この条において「旧旅客運送契約」という。)並びに旧旅客運送契約に係る手荷物旅客から引渡しを受けていないものにあつては、身の回り品を含む。)に関する運送人及びその被用者の不法行為による損害賠償の責任については、なお従前の例による。ただし、施行日以後に旧旅客運送契約に基づいて発生した旅客の生命又は身体の侵害に係る運送人の損害賠償の責任については、この限りでない。

(寄託に関する経過措置)

第六条 施行日前に締結された寄託契約(以下「旧

寄託契約」という。)については、なお従前の例による。

(船舶に対する差押え等に関する経過措置)

第七条 施行日前に申し立てられた船舶の差押え又は仮差押えの執行の申立てに係る事件については、新商法第六百八十九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(共有に係る船舶についての損益の分配等に関する経過措置)

第八条 共有に係る船舶であつて施行日前に発航をしたものについての旧商法第六百九十七条に規定する損益の分配については、その航海に限り、なお従前の例による。

2 前項に規定する船舶の利用に関する計算については、新商法第六百九十九条第二項の規定にかかわらず、その航海に限り、なお従前の例による。

(船舶賃貸借に関する経過措置)

第九条 新商法第七百二条の規定は、施行日前に締結された船舶の賃貸借契約については、適用しない。

(定期傭船に関する経過措置)

第十条 新商法第七百四条から第七百七条までの規定は、施行日前に締結された定期傭船契約については、適用しない。

(船長に関する経過措置)

第十一条 船長の施行日前の行為に基づく旧商法第七百五条に規定する損害賠償の責任については、なお従前の例による。

2 施行日前に発航をした船舶(以下「既発航船舶」という。)に係る船長による代理については、その航海に限り、なお従前の例による。

3 既発航船舶に係る旧商法第七百二十条第二項に規定する航海に関する計算については、その航海に限り、なお従前の例による。

(船舶の衝突に関する経過措置)

第十二条 施行日前に生じた船舶と他の船舶との衝突に係る事故については、新商法第七百八十八条及び第七百八十九条の規定にかかわらず、

なお従前の例による。

2 新商法第七百九十条及び第七百九十一条の規定は、施行日前に生じた事故については、適用しない。

(海難救助に関する経過措置)

第十三条 既発航船舶又は既発航船舶内にある積荷その他の物が海難に遭遇した場合におけるその救助については、その航海に限り、なお従前の例による。

2 新商法第八百七条の規定は、施行日前に発航をした非航海船については、その航行を終了するまでの間は、適用しない。

(共同海損に関する経過措置)

第十四条 既発航船舶に係る共同海損については、その航海に限り、なお従前の例による。

2 既発航船舶に係る旧商法第七百九十九条に規定する費用については、その航海に限り、なお従前の例による。

(海上保険に関する経過措置)

第十五条 施行日前に締結された海上保険契約については、なお従前の例による。

(船舶先取特権に関する経過措置)

第十六条 施行日前に船舶(製造中の船舶を含む。)その属具及び受領していない運送貨物に関する国稅徴収法(昭和三十四年法律第四百七号)第二条第十二号に規定する強制換価手続、再生手続、更生手続又は特別清算手続が開始された場合における旧商法第八百四十二条の先取特権又は第二条の規定による改正前の国際海上物品運送法第十九条第一項の先取特権の効力及び順位については、なお従前の例による。

(船舶法の一部改正)

第十七条 船舶法明治三十二年法律第四十六号の一部を次のように改正する。

第三十五条に次の一項を加える。

商法第七百九十一条及び第八百七条ノ規定ハ商行ヲ為ス目的ヲ以テセザルモ専ラ湖川、港湾其他ノ海以外ノ水域ニ於テ航行ノ用ニ供スル船舶(前項但書ニ規定スル船舶ヲ除クニ

之ヲ準用ス此場合ニ於テハ同法第七百九十一条中「船舶」トアルハ「船舶又は船舶法第三十五条第一項に規定する船舶」ト読替フルモノトス

(船舶法の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 前条の規定による改正後の船舶法第三十五条第二項(新商法第七百九十一条の規定を準用する部分に限る。)の規定は、施行日前に生じた事故については、適用しない。

2 前条の規定による改正後の船舶法第三十五条第二項(新商法第八百七条の規定を準用する部分に限る。)の規定は、施行日前に発航をした同項前段に規定する船舶については、その航行を終了するまでの間は、適用しない。

(商法施行法の一部改正)

第十九条 商法施行法(明治三十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二百二十二条を次のように改める。

第二百三十条を次のように改める。

第二百三十条 削除

(鉄道営業法の一部改正)

第二十条 鉄道営業法(明治三十三年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条ノ第三項及び第四項中「倉庫証券」を「倉庫証券」に改める。

第十八条ノ三を削る。

第十八条ノ四中「前二条」を「前条」に改め、同条を第十八条ノ三とする。

(鉄道営業法の一部改正に伴う経過措置)

第二十一条 旧物品運送契約に基づいて貨物を寄託した場合における預証券及び質入証券並びに旧物品運送契約に基づいて鉄道と船舶との通し運送をした場合における運送状及び貨物引換証については、なお従前の例による。

(農業協同組合法の一部改正)

第二十二條 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第三十一条の十三第三項中「第六百二十七条第

二項及び第六百二十八条を「第六百一条から第六百八条まで、第六百十三條及び第六百十四條」に改める。

第十一條の十六中「第六百十六條第一項、第六百十七條から第六百十九條まで及び第六百二十四條から第六百二十六條まで」を「第六百九條から第六百十二條まで及び第六百十五條から第六百十七條まで」に改める。

（水産業協同組合法の一部改正）

第二十三條 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第十二條第三項中「第六百二十七條第二項及び第六百二十八條」を「第六百一条から第六百八条まで、第六百十三條及び第六百十四條」に改める。

第十三條第二項中「預証券及び質入証券又は」を削る。

第十五條中「第六百十六條から第六百十九條まで及び第六百二十四條から第六百二十六條まで」を「第六百九條から第六百十二條まで及び第六百十五條から第六百十七條まで」に改める。

（水産業協同組合法の一部改正に伴う経過措置）

第二十四條 旧寄託契約に基づく預証券及び質入証券に記載してはならない文字については、前條の規定による改正後の水産業協同組合法第十三條第二項（同法第九十二條第一項、第九十六條第一項及び第九十條第一項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（水先法等の一部改正）

第二十五條 次に掲げる法律の規定中「期間備船」を「定期備船」に改める。

一 水先法（昭和二十四年法律第二百一十一号）第三十五條第一項ただし書

二 内航海運業法（昭和二十七年法律第五百一十一号）第二條第二項

三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）第四條第一項

第一類第三号 法務委員会議録第八号 平成三十年四月十三日

六号口

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第二十六條 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第九條の三第三項中「第六百二十七條第二項（預証券の規定の準用）及び第六百二十八條（倉荷証券による質入）」を「第六百一条から第六百八条まで、第六百十三條及び第六百十四條」に改める。

第九條の六中「第六百十六條から第六百十九條まで及び第六百二十四條から第六百二十六條まで（寄託者又は証券の所持人の権利及び倉庫業者の責任）」を「第六百九條から第六百十二條まで及び第六百十五條から第六百十七條まで」に改める。

（海上運送法の一部改正）

第二十七條 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第二條第七項中「貸渡期間よう船」を「貸渡し（定期備船）に改める。

（地方税法の一部改正）

第二十八條 地方税法（昭和二十五年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十四條の十三第一項中「の各号」を削り、同項第四号中「第八百十條」を「第八百二條」に改め、「国際海上物品運送法（昭和三十一年法律第七十二号）第十九條の先取特権を削る。

第七十二條の二十四の二第三項第二号中「積荷保険」を「貨物保険」に、「又は第八百二十條に規定する」を「に規定する貨物保険契約に係る」に改め、同項第五号中「積荷保険」を「貨物保険」に改める。

（漁船損害等補償法の一部改正）

第二十九條 漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百一十一條の五」を「第百一十一條の四」に、「第百二十六條の七」を「第百二十六條の六」に改める。

第百一十一條の四を削る。

第百一十一條の五の見出しを「（保険法の準用）」に改め、同条中「商法（明治三十二年法律第四十八号）第八百三十四條第一項、第八百三十六條第一項及び第二項並びに第八百三十七條から第八百四十一條まで並びに」及び後段を削り、同条を第百一十一條の四とする。

第百一十三條の十六第二項中「満期保険の保険の目的たる漁船を満期前の事故により委付した場合又は満期保険の保険の目的たる漁船が満期前の事故により委付された場合」を削る。

第百二十條第一項ただし書中「又は委付」を削る。

第百二十六條の六を削る。

第百二十六條の七中「商法第八百三十四條第一項、第八百三十六條第一項及び第二項、第八百三十七條第一項及び第二項並びに第八百三十八條から第八百四十一條まで」を削り、「第百二十六條の七」を「第百二十六條の六」に改め、「商法第八百三十四條第一項中「六ヶ月間」とあるのは「農林水産省令以て定むる期間」と、同法第八百三十六條第一項中「三ヶ月間」とあるのは「農林水産省令以て定むる期間」と、同条第二項中「第八百三十三條第一号、第三号及び第四号」とあるのは「漁船損害等補償法第百二十六條の六第一項第一号及び第三号」とを削り、同条を第百二十六條の六とする。

第百三十一條中「第百二十六條の七」を「第百二十六條の六」に改める。

第百三十六條中「委付により取得した一切の権利及び第百一十一條の五」を「第百一十一條の四」に改める。

第百四十一條第一項中「第百二十六條の七」を「第百二十六條の六」に改める。

第百四十三條の十一第三項中「商法第八百三十四條第一項、第八百三十六條第一項及び第二項並びに第百三十八條から第八百四十一條まで並びに」を削る。

（漁船損害等補償法の一部改正に伴う経過措置）

第三十條 施行日前に成立した前條の規定による改正前の漁船損害等補償法に基づく漁船保険、漁船船主責任保険、漁船積荷保険及び任意保険（以下この項において「旧漁船保険等」という。）の保険関係並びに旧漁船保険等に係る再保険関係については、なお従前の例による。

2 漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第三十九号）附則第五條第一項の規定によりなお従前の例によることとされる普通保険、漁船船主責任保険、漁船積荷保険及び任意保険（以下この項において「旧普通保険等」という。）の保険関係並びに同条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる旧普通保険等に係る再保険関係及び当該再保険関係に係る事業に係る再保険関係については、なお従前の例による。

（倉庫業法の一部改正）

第三十一條 倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

目次及び第一條中「倉庫証券」を「倉荷証券」に改める。

第二條第四項を削る。

第二章の章名、第八條第二項、第十三條の見出し及び同条第一項並びに第十四條中「倉庫証券」を「倉荷証券」に改める。

第二十二條の見出しを「倉荷証券の発行の停止及び許可の取消し」に改め、同条中「倉庫証券」を「倉荷証券」に改める。

第二十九條第四号及び第五号中「倉庫証券」を「倉荷証券」に改める。

（倉庫業法の一部改正に伴う経過措置）

第三十二條 旧寄託契約に基づく預証券及び質入証券についての倉庫業法の適用については、なお従前の例による。

（国税徴収法の一部改正）

第三十三條 国税徴収法の一部を次のように改正する。

第十九條第一項第四号中「第八百十條救助者

の先取特権」を「第八百二条(積荷等)についての先取特権」に改め、「(船舶債権者の先取特権、国際海上物品運送法(昭和三十一年法律第七十二号)第十九条)を削る。

第七十条の見出し及び同条第一項中「差押」を「差押え」に改め、同条第二項ただし書中「発航の準備が終つた」を「航行中の」に改め、同条第四項中「差押の」を「差押えの」に改め、同条第五項中「差し押えた」を「差し押さえた」に、「申立」を「申立て」に改める。

(国税徴収法の一部改正に伴う経過措置)

第三十四条 施行日前にされた差押えをする旨を予告する通知に係る国税については、前条の規定による改正後の国税徴収法第七十条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(原子力損害の賠償に関する法律の一部改正)

第三十五条 原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第四百七号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第七百九十八条第一項」を「第七百八十九条(同法第七百九十条(同法第七百九十一条において準用する場合を含む)及び第七百九十一条において準用する場合を含む)及び第八百十二条」に、「及び」を「並びに」に改める。

(商店街振興組合法の一部改正)

第三十六条 商店街振興組合法(昭和三十七年法律第四百十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「第六百二十七条第二項(預証券の規定の準用)及び第六百二十八条(倉荷証券による買入れ)」を「第六百一条から第六百八条まで、第六百十三条及び第六百十四条」に改める。

第十七条中「第六百十六条から第六百十九条まで及び第六百二十四条から第六百二十六条まで(寄託者又は証券の所持人の権利及び倉庫営業者の責任)」を「第六百九条から第六百二十二条まで及び第六百十五条から第六百十七条まで」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第三十七条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の課税物件の物件名の欄4中「用船契約書」を「船舶契約書」に改め、同号の課税物件の定義の欄3中「運送状」を「送り状」に改め、同欄4中「用船契約書」を「船舶契約書」に、「用船契約書」を「船舶契約書」に、「裸用船契約書」を「裸備船契約書」に改める。

別表第一第九号を次のように改める。

(印紙税法の一部改正に伴う経過措置)

第三十八条 施行日前に課した、又は課すべきであつた印紙税については、なお従前の例による。

2 旧運送取扱契約、旧物品運送契約又は旧寄託契約に基づき施行日以後に作成する貨物引換証、預証券及び買入証券並びに船舶証券の謄本に係る印紙税については、なお従前の例による。

(船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部改正)

第三十九条 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和五十年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第九十五条第一項を次のように改める。
制限債権者は、その制限債権(物の損害に関する債権に限る)に関し、事故に係る船舶及びその属具について先取特権を有する。

第九十五条第二項中「第八百四十二条第八号」を「第八百四十二条第五号」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 商法第八百四十三条第二項本文、第八百四十四条から第八百四十六条まで及び第八百四十八条第一項の規定は、第一項の先取特権について準用する。

第九十五条第四項中「第八百四十七条第一項」を「第八百四十六条」に改める。

(船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四十条 附則第十六条に規定する場合における前条の規定による改正前の船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第九十五条第一項の先取特権の効力及び順位については、前条の規定による改正後の船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第九十五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(船舶油濁損害賠償保障法の一部改正)

第四十一条 船舶油濁損害賠償保障法(昭和五十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する

る。

第四十条第一項中「つき」を「関し」に、「その属具及び受領していない運送貨の上に」を「及びその属具について」に改め、同条第二項中「第八百四十二条第八号」を「第八百四十二条第五号」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 商法第八百四十三条第二項本文、第八百四十四条から第八百四十六条まで及び第八百四十八条第一項の規定は、第一項の先取特権について準用する。

第四十条第四項中「第八百四十七条第一項」を「第八百四十六条」に改める。

(船舶油濁損害賠償保障法の一部改正に伴う経過措置)

第四十二条 附則第十六条に規定する場合における前条の規定による改正前の船舶油濁損害賠償保障法第四十条第一項の先取特権の効力及び順位については、前条の規定による改正後の船舶油濁損害賠償保障法第四十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(森林組合法の一部改正)

第四十三条 森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条第四項中「第六百二十七条第二項及び第六百二十八条」を「第六百一条から第六百八条まで、第六百十三条及び第六百十四条」に改める。

第十八条中「第六百十六条第一項、第六百十七条から第六百十九条まで及び第六百二十四条から第六百二十六条まで」を「第六百九条から第六百二十二条まで及び第六百十五条から第六百十七条まで」に改める。

(民事執行法の一部改正)

第四十四条 民事執行法(昭和五十四年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第二百一十一条に後段として次のように加える。

この場合において、第五十一条第一項中「第百八十一条第一項各号に掲げる文書」とあ

九 倉荷証券、船舶証券又は複合運送証券	1 倉荷証券には、商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百一条(倉荷証券の記載事項)の記載事項の一部を欠く証書で、倉荷証券と類似の効用を有するものを含むものとする。	一通につき 二百円
2 船舶証券又は複合運送証券には、商法第七百五十八条(船舶証券の記載事項)(同法第七百六十九条第二項(複合運送証券)において準用する場合を含む)の記載事項の一部を欠く証書で、これらの証券と類似の効用を有するものを含むものとする。		

るのは「文書」と、「一般の先取特権」とあるのは「先取特権」と読み替えるものとする。

第百八十九条中「一般の先取特権又は商法第百四十二条に定める」を削る。

（民事執行法の一部改正に伴う経過措置）

第四十五条 施行日前に申し立てられた民事執行の事件については、前条の規定による改正後の民事執行法第百二十一条及び第百八十九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（保険業法の一部改正）

第四十六条 保険業法（平成七年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の見出しを「（会社法等の準用）」に改め、同条第二項中「及び第百二十三條を削り」、「第百九十三條（寄託）」を「第百九十五条（受寄者の注意義務）」に改める。

第六十三条第五項中「第三編第六章」を「第三編第七章」に改める。

第百九十八條第二項中「及び第百二十三條」を削り、「並びに第百九十三條（寄託）」を「及び同法第百九十五条（受寄者の注意義務）」に改める。

第二百九十八條中「結約書作成及び交付義務」を「結約書の交付義務等」に、「同項中「其要領」を「同項第二号中「その要領」に、「一定ムル」を「定める」に改める。

（動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部改正）

第四十七条 動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「貨物引換証、預証券及び質入証券、倉荷証券又は船荷証券を」を「倉荷証券、船荷証券又は複合運送証券」に改める。

（動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十八条 旧物品運送契約に基づく貨物引換証又は旧寄託契約に基づく預証券及び質入証券が

作成されている動産の譲渡の對抗要件については、前条の規定による改正後の動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律第三条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（農林中央金庫法の一部改正）

第四十九条 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第百九十三條」を「第百九十五条」に改める。

（民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第五十条 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十九年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中商法の目次及び第百六十七條の改正規定を削り、同法第百二十六條第三項の改正規定の次に次のように加える。

第五百七十三條第二項を削り、同条第三項中「若しくは瑕疵又は荷送人の過失」を「又は瑕疵」に、「運送人は、運送賃の全額を請求することができ」を「荷送人は、運送賃の支払を拒むことができない」に改め、同項を同条第二項とする。

第三条のうち、商法第百七十六條の改正規定、同法第二編第八章第三節中第百九十二条の次に一條を加える改正規定並びに同法第百六十三條第二項、第百六十五條及び第百九十八條第二項の改正規定を削る。

第四条第九項中「第百七十六條（新商法第百六十六條（新商法第百八十七條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）を」を「第百七十三條第二項」に改め、同条第十項及び第十一項を削る。

第八十五条中保険業法第二十一条の見出し及び同条第二項並びに第百九十八條第二項の改正規定を削る。

第三百三条のうち鉄道営業法第一章中第十八

条ノ四を第十八条ノ五とし、第十八条ノ三を第十八条ノ四とする改正規定中「第十八条ノ四を第十八条ノ五とし」を削る。

（罰則に関する経過措置）

第五十一条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

社会経済情勢の変化に鑑み、航空運送及び複合運送に関する規定の新設、危険物についての荷送人の通知義務に関する規定の新設、船舶の衝突、海難救助、船舶先取特権等に関する規定の整備等を行うとともに、商法の表記を現代用語化する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成三十年五月一日印刷

平成三十年五月二日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

K